

令和4年第3回

高山村議会6月定例会会議録

令和4年6月2日 開会

令和4年6月10日 閉会

(9日間)

高山村議会事務局

令和4年第3回高山村議会

6月定例会会期日程

会期	月日	曜日	開議時間	摘 要	備 考
第1日	6月2日	木	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明・質疑・討論・採決 ・委員会付託	・全員協議会 ・議会報編集 特別委員会
第2日	3日	金		休会（議案調査）	
第3日	4日	土		休会	
第4日	5日	日		〃	
第5日	6日	月		〃	
第6日	7日	火	午前10時	本会議（一般質問）	
第7日	8日	水	午前10時	本会議（一般質問）	
			午後2時30分	総務文教常任委員会	
			午後3時30分	福祉産建常任委員会	
第8日	9日	木		休会（議案調整）	
第9日	10日	金	午後1時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決	・全員協議会 ・議会報編集 特別委員会

令和4年第3回高山村議会6月定例会会議録（第1号）

令和4年6月2日（木曜日）

高山村告示第21号

令和4年6月2日、高山村議会6月定例会を高山村役場に招集する。

令和4年5月9日

高山村長 内山 信行

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第2号 専決処分した条例の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第3号 専決処分した条例の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第4号 専決処分した条例の承認を求めることについて（高山村手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第5号 専決処分した条例の承認を求めることについて（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第6号 専決処分した条例の承認を求めることについて（特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 承認第7号 専決処分した条例の承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第8号 専決処分した条例の承認を求めることについて（高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第9号 専決処分した条例の承認を求めることについて（高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第10号 専決予算の承認を求めることについて（令和3年度高山村一般会計補正予算（第8号））
- 日程第13 承認第11号 専決予算の承認を求めることについて（令和3年度高山村診療所特別会計補正予算（第5号））

- 日程第15 議案第28号 村税条例等の一部を改正する条例
日程第16 議案第29号 高山村手数料条例の一部を改正する条例
日程第17 議案第30号 高山村営住宅等管理条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第31号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第32号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第33号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第34号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付議した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第2号～承認第11号
 - 5 議案第28号～議案第34号
-

出席議員（12名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 久保田 雄 吉 議員 | 2番 勝 山 正 弘 議員 |
| 3番 滝 澤 聖 議員 | 4番 梨 本 進 議員 |
| 5番 沖 島 祥 介 議員 | 6番 高 井 央 葉 議員 |
| 7番 黒 岩 清 道 議員 | 8番 湯 本 辰 雄 議員 |
| 9番 松 本 茂 議員 | 10番 山 寄 秀 治 議員 |
| 11番 柴 田 弘 男 議員 | 12番 西 原 澄 夫 議員 |
-

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 村 長 内 山 信 行 | 副 村 長 藤 沢 敏 和 |
| 教 育 長 山 岸 深 志 | 総 務 課 長 宮 川 裕 明 |
| 住民税務課長
（会計管理者） 西 原 一 美 | 健康福祉課長 堀 一 生 |
| 産業振興課長 小 淵 義 彦 | 建設水道課長
（定住支援室長） 荒 井 孝 浩 |
| 教 育 次 長
（人権推進室長） 山 崎 久 志 | |
-

事務局出席職員

事務局 長 山 崎 賢 一

書 記 槇 田 和 子

午前10時02分 開 会

○議 長（西原澄夫議員）

ただいまから令和4年第3回高山村議会6月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

———内山村長。

○村 長（内山信行）

おはようございます。高山村議会6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年高山村議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、議員各位並びに村民の皆様に、令和4年春の叙勲に際しまして、元山田診療所長をお勤めいただきました安藤保夫様が、瑞宝小綬章の栄に浴されましたことをお伝え申し上げますとともに、お祝い申し上げます。

安藤様は、山田診療所医師として長年お勤めいただき、村民の皆様の健康増進と健康維持に努めていただき、御退職後は、南アフリカなど、医療事情が整っていない開発途上国を中心に、外務省医務官として多大な御貢献をされ、その御功績が高く認められ、栄えある瑞宝小綬章を授章されました。

改めて、お喜び申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を御祈念申し上げます。

さて、2月24日、ロシア軍が隣国ウクライナに侵攻し、ウクライナ各地への攻撃を始めてから3か月余りが経過しますが、いまだその攻撃は拡大するばかりで、収まる気配が全くありません。

攻撃による被害は軍事施設だけでなく一般施設にも及ぶほか、多くの一般市民が犠牲になっていることなどから、このような悲劇が一刻も早く終わり、停戦に結びつくことを強く願うものであります。

さて、昨日から本日の2日間にわたり、毎日新聞社、日本棋院、関西棋院主催及び大和証券グループ協賛により、歴史と伝統ある囲碁の第77期本因坊戦七番勝負第3局が、本村で開催されています。開催に当たり御協力いただきました多くの関係者の皆様に、感謝と御礼を申し上げます。

依然として、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中ではありますが、県内の囲碁愛好者並びに村内の皆様にも御満足いただけたものと思っており、昨年5月に開催された将棋の第79期名人戦第4局に引き続き、今回の囲碁の開催により高山村を広くPRできればと思っています。

また、昨年2年ぶりに本村の公・共有林の入山規制を解除してのタケノコ狩りにつきましては、長引く新型コロナウイルス感染状況が続く中ではありますが、感染防止策を徹底し、あさって6月4日から7月3日までの1か月間にわたり入山規制を解除いたします。この解除に当たりましては、感染防止策並びに遭難防止策等の強化を図ってまいりますので、入山者の皆様には、タケノコ狩りを楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

このように、新型コロナウイルス感染拡大とウクライナ侵攻の収束の見通せない厳しい国際情勢の中で、世界経済の基盤は脆弱となり、全く不透明であると言わざるを得ません。

そのような世界情勢が続く中、我が国においては、内閣府が5月18日発表した1から3月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP（季節調整値）で前期比0.2%減、このペースが1年間続くと仮定した年率換算では1.0%減となり、これは新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株の流行が響いたもので、2四半期ぶりのマイナス成長になったと発表されています。また、それに加え、急速に進む円安は、我が国の経済成長に大きな影響が及ぶものと大変憂慮されています。

したがって、引き続き厳しい財政運営が迫られるものと思われませんが、新型コロナウイルス感染症感染防止策をしっかりと実施してまいりますとともに、併せて、村内経済回復のため、国の特別臨時交付金を最大限活用し、影響を受けている村民の皆様にご支援申し上げてまいりますので、議員各位には御理解賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提案します案件は、承認10件、議案7件の合わせて17件でございます。十分御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶といたします。

○議 長（西原澄夫議員）

これから、令和4年第3回高山村議会6月定例会の本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（西原澄夫議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番 勝山正弘議員、3番 滝澤 聖議員及び4番 梨本 進議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議 長（西原澄夫議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月10日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(西原澄夫議員)

日程第3 諸般の報告を行います。

本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配りました請願・陳情付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

また、本日まで郵送された陳情は、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

それぞれの委員長から、前定例会から今定例会までに行った所管事務の調査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

監査委員から、2月、3月及び4月の執行した出納検査について報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

前定例会会議後に、議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので報告します。

報告第2号 高山村土地開発公社の事業計画等について、報告第3号 令和3年度繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 令和3年度高山村土地開発公社事業報告等について及び報告第5号 令和3年度上水道事業会計予算の繰越についてを、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

請 願 ・ 陳 情 付 託 表

請 願 ・ 陳 情	付 託 委 員 会
陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡大を求める意見書」採択を求める陳情書	総 務 文 教 常 任 委 員 会
陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書	

日程第4 承認第2号

}

日程第21 議案第34号

○議長（西原澄夫議員）

日程第4 承認第2号 専決処分した条例の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）から日程第21 議案第34号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの17件を一括議題とします。

本案についての提案の理由説明を求めます。

———内山村長。

○村長（内山信行）

高山村議会6月定例会の提案説明を申し上げます。

承認第2号から議案第34号までの17件につきまして、一括して御説明を申し上げます。

承認第2号 専決処分した条例（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、人事院規則の一部を改正する人事院規則が本年2月17日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、非常勤の国家公務員に係る育児休業等に関し、取得要件の緩和措置として、在職期間要件の廃止等が行われることを踏まえ、本村における会計年度任用職員の育児休業等についても同様の措置を講ずるほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

承認第3号 専決処分した条例（村税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されることに伴い、村税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、固定資産税における商業地等の課税標準額の上昇幅の軽減を行うほか、国民健康保険税の課税限度額等を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

承認第4号 専決処分した条例（高山村手数料条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案につきましても、承認第3号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されることに伴い、高山村手数料条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、DV被害者等の保護の観点から、固定資産課税台帳または記載事項証明書に

ついて、所要の措置を講じて、閲覧または証明書の交付ができるよう条例の一部を改正するものがあります。

承認第5号 専決処分した条例（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、昨年8月10日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたことに伴い、本村においても同様に、議会議員の期末手当の支給月数を年間0.1月分引き下げ、令和3年度分の引下げ相当額を本年6月の期末手当から減額するため、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

承認第6号 専決処分した条例（特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案も、承認第5号と同様に、人事院勧告に基づき、特別職の国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたことに伴い、本村においても同様に、常勤の特別職の期末手当の支給月数を年間0.1月分引き下げ、令和3年度の引下げ相当額を本年6月の期末手当から減額するため、特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

承認第7号 専決処分した条例（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案も、承認第5号と同様に、人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたことに準じて、本村の一般職の職員の期末手当の支給月数を年間0.15月分引き下げ、令和3年度の引下げ相当額を本年6月の期末手当から減額するため、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

承認第8号 専決処分した条例（高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案も、承認第5号と同様に、人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたことに準じて、本村の任期付職員の期末手当支給月数を年間0.1月分引き下げ、令和3年度の引下げ相当額を本年6月の期末手当から減額するため、高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

承認第9号 専決処分した条例（高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案も、承認第5号と同様に、人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたことに準じて、本村の一般職の職員の期末手当の支給月数を年間0.15月分引き下げることに伴い、フルタイム会計年度職員の期末手当の支給月数について読替規定を整備するため、高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであり

ます。

承認第10号 専決予算（令和3年度高山村一般会計補正予算（第8号））の承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、歳入において、年度末に地方交付税等の額が確定したことに伴い専決処分したもので、歳入歳出それぞれ5,890万3,000円を追加し、当初予算からの累計額を48億4,148万6,000円としたものであります。

歳出補正の主なものは、総務費の総務管理費で、基金積立金として1億223万1,000円追加、衛生費の保健衛生費で、高山診療所の診療報酬の額の確定に伴い診療所特別会計繰入金670万円を減額し、歳入では、地方譲与税で、地方揮発油譲与税を減額する一方、自動車重量譲与税を追加するなど205万5,000円の追加、配当割交付金185万円追加、株式等譲渡所得割交付金286万1,000円追加、法人事業税交付金408万2,000円追加、地方消費税交付金4,425万1,000円追加、地方特例交付金129万9,000円追加、地方交付税2,826万3,000円追加、寄附金でふるさと納税寄附金219万円追加、繰入金で減債基金繰入金2,864万9,000円を減額し、歳入不足となる3,662万8,000円を予備費で減額して収支均衡予算といたしました。

承認第11号 専決予算（令和3年度高山村診療所特別会計補正予算（第5号））の承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、歳入において、年度末に診療報酬額が確定したことに伴い専決処分したもので、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、当初予算からの累計額を7,019万7,000円としたものであります。

歳入では、診療収入270万円追加、繰入金で他会計繰入金670万円を減額し、歳入不足となる400万円を予備費で減額して収支均衡予算としました。

議案第28号 村税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、その一部が令和5年1月1日から施行されることに伴い、村税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、個人住民税について、住宅借入金等の特別税額控除の適用期限を4年間延長するとともに、所得税と個人住民税において、異なる課税方式を選択可能であった上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させることに伴う規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第29号 高山村手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案も、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、その一部が令和6年4月1日から施行されることに伴い、高山村手数料条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、承認第4号で改正した手数料条例のうち、DV被害者等の保護の観点から、所要の措置を講じた上での固定資産課税台帳の閲覧、または証明書の交付について、「できる規定」

を「義務規定」に改正するものであります。

議案第30号 高山村営住宅等管理条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が本年3月25日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、高山村営住宅等管理条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、引用する法律施行規則の条ずれに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、主に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、早急に対応すべき対策に要する経費等を計上したもので、歳入歳出それぞれ2億8,801万6,000円を追加し、当初予算からの累計額を44億7,501万6,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、総務費では、総務管理費で物価高騰等対策として村民1人につき2万円を給付する支援金など1億3,775万5,000円追加、徴税費で固定資産評価替鑑定評価委託料150万2,000円追加、民生費では、社会福祉費で住民税非課税世帯等に対し、1世帯につき10万円を給付する臨時特別給付金や、保健福祉総合センター内の健康管理センター自動ドア改修工事請負費など2,190万9,000円追加、児童福祉費で、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯の児童1人につき5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金や、たかやま保育園遊戯室エアコン設置のほか、児童クラブ及び学童保育聖徳園へのインターネット環境整備など2,256万3,000円追加、災害救助費で避難所の防災用備品購入費として500万円追加、衛生費では、保健衛生費で感染症予防対策用の消耗品費や不妊治療助成金の追加のほか、YOU游ランド多目的ホールの施設改修工事請負費など1,049万1,000円追加、農林水産業費では、林業費で森のエネルギー推進事業補助金や林道橋梁点検業務委託料で330万円追加、商工費では、商工費で事業継続給付金やバス旅応援事業補助金、温泉使用料減免のための温泉開発事業特別会計への繰入金のほか、蕨温泉ふれあいの湯及び山田温泉大湯、スパ・ワインセンターの入り口を自動化する施設改修工事請負費など7,201万1,000円追加、土木費では、むらづくり推進費で若者住宅建設促進事業助成金150万円追加、消防費では、災害対策費で指定避難所ネットワーク構築工事請負費800万円追加、教育費では、社会教育費で一茶ゆかりの里の離れ家の建築設計委託料165万円を追加し、歳入では、国庫支出金の国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金など1億8,327万1,000円追加、県支出金の県補助金で元気づくり支援金や森林造成事業補助金など460万円追加、寄附金で一般寄附金99万9,000円追加、繰入金の基金繰入金で財政調整基金繰入金9,841万8,000円追加、諸収入の雑入でコミュニティ事業助成金240万円追加、村債で村道改良事業債190万円を減額し、歳入超過となる235万6,000円を予備費に追加して、収支均衡予算といたしました。

議案第32号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、介護保険料の還付金を追加するため補正するもので、歳出において、諸支出金の償還金及び還付加算金で20万円を追加し、歳入不足となる20万円を予備費で減額いたしました。

議案第33号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍において収益が減少している旅館業を営む民間事業者の固定経費を軽減するため、令和4年度分の温泉使用料を減免するため補正するもので、歳入において、使用料を1,184万円減額し、繰入金で一般会計からの繰入金を同額追加いたしました。

議案第34号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ340万円を追加し、当初予算からの累計額を9,032万8,000円とするものであります。

歳出補正では、農業集落排水事業費の総務管理費で、主要地方道豊野南志賀公園線の舗装修繕工事に伴い、マンホールの高さ調整が必要となったことから、工事請負費に340万円を追加し、歳入では、繰入金の農業集落排水施設管理運営基金繰入金に340万円を追加いたしました。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午前10時39分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分した条例の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

承認第3号について、反対の立場から討論します。

この村税条例の一部改正は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるというものが含まれております。

医療分について「63万円」を「65万円」に、支援分を「19万円」から「20万円」にし、計3万円引き上げて、介護分を含めると102万円となります。

単純に医療分について計算してみます。夫婦、子ども2人の4人家族、固定資産税額が5万円と仮定して計算しますと、資産割は22.2%なので1万1,100円、均等割は2万1,700円が4人で8万6,800円、平等割2万1,200円、これを合計すると10万8,000円となります。限度額65万円から10万8,000円を差し引くと54万2,000円、所得割額は7.8%ですので、約700万円の所得でこの限度額に達してしまいます。中間所得層に重い負担となってしまいますと言えます。

課税限度額の引上げは高額所得の皆さんの負担だからと考えがちですが、実は中間所得層に影響するのです。700万円前後という所得、夫婦2人ですから決して高額所得層とは言えないのではないのでしょうか。国保税がもともと高いことが問題だと思います。

ここに、興味深い資料があります。平成29年11月8日、第108回医療保険部会が開かれていますが、そこに市長会からの意見というものが載っております。

「4人世帯などになると660万円程度の所得で限度額に当たるという現状がありますので、制度

的にはここも、これ以上、限度額を引き上げていくのは限界に達しているのではないかと考えています」、それから、「現状では一律的な限度額設定になっておりますけれども、所得段階に応じた負担を求めていくということの制度設計をしない限り、現実的な制度上の矛盾は解消できないのではないかと考えております」、これが当時の市長会からの意見ということで、興味深く私は読まさせていただきました。

いずれにしても、国保税がもともと高いことが問題だと思います。

協会けんぽの保険料額は、介護保険の第2号保険者に該当する場合でも11.31%、これを労使で折半するので、労働者は5.655%となります。月額50万円の報酬月額で2万8,275円の負担なのです。いかに国保税が高いかということです。

課税限度額を引き上げる前に国保税そのものの引下げが必要だということを申し上げて、討論とします。

○議 長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分した条例の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手9人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分した条例の承認を求めることについて（高山村手数料条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第5号 専決処分した条例の承認を求めることについて（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第6号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第6号 専決処分した条例の承認を求めることについて（特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第7号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

承認第7号について、反対の立場から討論をいたします。

この条例改正は、人事院勧告に基づき、国家公務員の期末手当の支給月数が引き下げられたことに準じて、村職員の期末手当の支給月数を0.15%引き下げるというものであります。

働く皆さんの実質賃金は2012年から2020年、この8年間を見ても404万6,000円から382万5,000円と22万1,000円下がっております。

4月6日、国公労連、国家公務員労働組合連合会が、今回のこの給与改正に当たって声明を発表しております。そこでは何と言っているかということ、1つは、職員の労苦を踏みにじるものであって、断じて容認できないということ。それから、国は、法案提出が遅れた理由について、国家公務員のボーナス引下げによる消費の低下など、経済のマイナスの影響が懸念されたため、2021年度の引下げ相当額を2022年6月のボーナスで減額することとしたと、このように言っています。

この国公労連の声明ではもう一つ、今、新型コロナウイルスの新たな変異株の感染拡大に加え、ロシアのウクライナ侵攻に伴う経済の悪影響が懸念されている。こうした状況の下での国家公務員給与の引下げは約770万人の労働者に大きな影響を与えるとともに、さらに民間事業者にも波及して国民の消費を冷え込ませ、賃下げのスパイラルを一層強めることにつながる。今日の物価上昇などの影響で、この間、政府が講じた経済対策の効果も見通せない中、先ほど述べました二之湯国務大臣の答弁にあるように、政府が日本経済のマイナスの影響を懸念するのであれば、本年6月の一時金の減額調整は回避すべきである、このように述べているのであります。

やはり、この間、大きく実質賃金が下がっていることが問題であって、国家公務員のみならず地方公務員の給与を引き下げることが、賃下げのスパイラルを一層強めることになると思います。

そうした立場から、反対とさせていただきます。

○議 長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第7号 専決処分した条例の承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手8人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第8号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第8号 専決処分した条例の承認を求めることについて（高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手8人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第9号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第9号 専決処分した条例の承認を求めることについて（高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手8人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

—————山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、すみません。

歳出のほうで17ページお願いします。

基金費に1億円余積まれるわけで、このことについて特に異議があるわけではありません。お聞きしたいのは、ふるさと創生基金の積立金219万円と、一番最後の森林環境譲与税基金4万1,000円については理解しておりますが、減債基金及び道路橋梁、あるいは社会教育、それぞれ4,000万、3,000万、3,000万と積まれるわけですが、ほかにも特定目的基金も含めて基金数多くあるわけです。この3件を選ばれた理由、そしてこの金額の理由、それを教えていただきたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

今回、基金に合計で1億余り積立てをさせていただいております。そういった中で今回、減債基金には4,000万、それから道路橋梁に3,000万、社会教育に3,000万ということで、それぞれ目的を持った基金でございまして、今後の予定等を勘案する中で、それぞれ積立てをさせていただいたのでございます。

なお、減債基金につきましても、国で言うております標準財政規模の約10%から20%という中で、適正ですよというお話ございまして、その中でいきますと、村では、適正額でいきますと、約2億円ほど、2億から3億程度が適正額となろうかと思っておりますけれども、今回、これを積み立てることによってほぼ適正額程度になるという予定でございまして、それぞれの基金について、今後の予定等を勘案する中で、適正額を積み立てさせていただいているということを説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

○副村長（藤沢敏和）

ちょっと私のほうから、今、質問に対して補足をさせていただきたいと思っております。

減債基金につきましては、特にこれから給食センターの、いわゆる有利じゃないと言いますか、いわゆる交付税措置のない起債を比較的多く借りております。そんな関係で、これから元金の償還が始まってくるといようなことで、やはりその返済に伴って、ほかの事業に影響しては困るといような部分で、今回、そういった金額を積み立てさせていただいたということでもあります。

そして、また道路の関係につきましては、今回もいろいろ一般質問ございしますが、道路の維持管理というのは非常に今、喫緊の課題になってきております。あるいは、橋梁もそうでありますけれども、老朽化してきているといようなことの中で、やはり通常の予算だけではなかなか執行が難しいといようなことから、今回、道路についても、やはり今後のことも想定しながら、積立てをさせていただいていると。

そして、社会教育につきましては、今、いろいろと話題になっているかと思っておりますが、公民館の

施設の在り方、その関係につきまして、以前、いろいろ検討していただいた関係で、公民館の建て替えとかいろいろありましたけれども、一旦それは断念したということの中で、じゃ、今後、今の公民館をどうしていくかということの中で、やはり改修等々していくには相応なお金がかかるだろうというようなことで、今後のその在り方も含めて、やはりある程度こう今から積んでおかないと、いざというときに一般財源だけでは賄い切れないというようなことで、そういった部分も含めて今回、こういう形で積立てをさせていただいたということでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

ほかに質疑はありませんか。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

最初に申し上げましたように、基金の積立てそのものがまずいとか、そういうことでなくて、そのことは当然のことだと思いますので、減債基金と道路橋梁については十分理解をいたしました。

それで、社会教育整備基金なんですけど、令和2年度末で2億8,000万ほどありますね。それで今回、ここで、最初からと言いますか、前からの分も含めて8,500万円積むことになって、合計しますと、令和3年度末で3億6,000万ぐらいになろうかと思えます。

それで、先ほど副村長から公民館云々というお話もありました。資料でいただいた実施計画書でいきますと、これはまだ本当に見出しと言いますか、そんな感じで私は受け止めていますが、それでも公民館の長寿化工事というのは2億強を見込んでられて、この数字は本当にそんなに、何て言うんだらう、失礼だが、積算を積み上げて云々というものではなくて、まあ大体このぐらいかかるのではなかろうかという数字ではないかと思うんですが、そうしたことも含めて考えても、社会教育整備のこの基金については、一体どのぐらいまでという目標をお持ちなのかどうか、その点だけお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

○副村長（藤沢敏和）

その数字につきましては、まだいろいろとどういう形で今後やっていくかというような具体的にまだ数字は出しておりませんので、目標額というのは、今の段階ではちょっと申し上げる段階にならないということで、御了承いただきたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第10号 専決予算の承認を求めることについて（令和3年度高山村一般会計補正予算（第8号））を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第11号 専決予算の承認を求めることについて（令和3年度高山村診療所特別会計補正予算（第5号））を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから議案第28号から議案第30号までの3件についての一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第30号までの3件については、お手元に配りました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第28号から議案第30号までの3件については、議案の付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議案付託表

議案	付託委員会
議案第28号 村税条例等の一部を改正する条例	総務文教 常任委員会
議案第29号 高山村手数料条例の一部を改正する条例	
議案第30号 高山村営住宅等管理条例の一部を改正する条例	福祉産建 常任委員会

○議長(西原澄夫議員)

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に付託しました議案第28号から議案第30号までの3件については、会議規則第45条第1項の規定によって、6月8日までに審議を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第28号から議案第30号までの3件については、6月8日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

議案第31号から議案第34号までの4件については、後日審議したいと思います。御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第31号から議案第34号までの4件については、後日審議することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日から6日までは休会とします。

来る7日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午前11時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月2日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 勝山正弘

署名議員 滝澤 聖

署名議員 梨本 進

令和4年第3回高山村議会6月定例会一般質問目次

令和4年6月7日（火曜日）

3番	滝澤 聖議員	25
	歴史民俗資料館の運営管理について	
	高山村内にある公衆トイレ利用向上の改善について	
10番	山寄秀治議員	32
	学校納入金について	
	農業振興について	
	「核共有」問題について	
11番	柴田弘男議員	44
	村内の県道や村道整備について	
4番	梨本 進議員	48
	行政運営について	
	賑わいの場創出事業について	
9番	松本 茂議員	58
	地域資源活用への支援対策は	
8番	湯本辰雄議員	62
	安全な通学路について	
	高齢者福祉センターについて	
1番	久保田雄吉議員	69
	2007年の「日本温泉地域学会」からの指摘事項の内容について	
	昨年この村で生まれた子供は何人か？また合併当時のそれぞれの	
	小学校の生徒の人数はどの位だったのか？	
	以前、中学生議会から要望された『村の改名』についてのいきさつ	

令和4年第3回高山村議会6月定例会会議録（第2号）

令和4年6月7日（火曜日）

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

質 問 し た 者

3番 滝澤 聖 議員	10番 山 寄 秀 治 議員
11番 柴 田 弘 男 議員	4番 梨 本 進 議員
9番 松 本 茂 議員	8番 湯 本 辰 雄 議員
1番 久保田 雄 吉 議員	

出 席 議 員（12名）

1番 久保田 雄 吉 議員	2番 勝 山 正 弘 議員
3番 滝澤 聖 議員	4番 梨 本 進 議員
5番 沖 島 祥 介 議員	6番 高 井 央 葉 議員
7番 黒 岩 清 道 議員	8番 湯 本 辰 雄 議員
9番 松 本 茂 議員	10番 山 寄 秀 治 議員
11番 柴 田 弘 男 議員	12番 西 原 澄 夫 議員

欠 席 議 員（なし）

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行	副 村 長 藤 沢 敏 和
教 育 長 山 岸 深 志	総 務 課 長 宮 川 裕 明
住民税務課長 (会計管理者) 西 原 一 美	健康福祉課長 堀 一 生
産業振興課長 小 淵 義 彦	建設水道課長 (定住支援室長) 荒 井 孝 浩

教育次長 山崎久志
(人権推進室長)

事務局出席職員

事務局長 山崎賢一 書記 榎田和子

午前10時00分 開議

○議長（西原澄夫議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

コロナウイルス感染症対策のため、質問席、答弁席にアクリル板を設置しておりますが、原則、マスクを着用して発言してください。

また、1時間を目安に、換気及び質問席、答弁席の消毒のため休憩を取り、議事進行したいと思います。

テレビ中継のほかに、質問者のカメラ撮影を許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（西原澄夫議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 3番 滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

おはようございます。

今日は一般の村民の方の聴衆及びG o o l i g h tでの生中継、そしてさらに高山中学生徒さん

等の見学ということであります。生徒さんには今後の御活躍を期待しております。

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

今回の質問の要旨は、歴史民俗資料館の運営管理についてですが、私と資料館の関わりについて説明します。

歴史民俗資料館は昭和59年に開館していますが、私は38年生まれで、ちょうど二十歳頃に開館いたしました。民俗資料館になる前の牧保育園の卒園生になります。また、私の自宅は民俗資料館の50m離れたところに位置し、開館当時より知っている者となります。

この資料館の展示物や保管されているものの一部に湯倉洞窟の出土品があります。今から21年前の2001年高山村教育委員会発刊、湯倉洞窟という報告書の中には、当時の荒井教育長の挨拶文があり、昭和45年より平成7年の最終調査まで25年間、14次にわたり発掘調査が行われました。ここ一帯は古くから小串鉱山の採掘、群馬県との交流の要衝でありました。湯倉洞窟の調査によりさらに歴史は遡り、縄文時代の始めから現代に至る、悠々1万年に及ぶ山の暮らしが営まれてきたと記されています。

また、高山村には歴史民俗資料館と一茶館の2つの文化施設が設置されております。発掘された資料は将来にわたって活用していただくため、高山村歴史民俗資料館に保管し、さらに展示を新たに公開されることを検討していますと記しています。

次に、平成24年第3回9月定例会に行われた歴史民俗資料館について、議員より質問されています。当時の山崎教育長は、開館当時の昭和59年は年間2,202人、平成12年は1,240人と少なくなったため、平成13年8月に歴史民俗資料館運営委員会を開会し、冬期間の休館について協議をし、平成14年4月1日から見直しを行い、12月1日より3月末までの4か月間を休館とし、さらに平成17年4月1日より、利用者の少ない6月、7月、11月の3か月を休館したと述べています。したがって、開館している月は、新緑の頃の4月、5月、そして8月より紅葉の期間、9月、10月の計5か月を開館することとしたと記しています。また、休館中であっても、小中学校での学習を始め、社会教育学習として利用したい方は事前に連絡をすれば随時利用できるような体制を取っていると述べています。

ここでは、村の文化施設への考え方は歴史文化を正しく理解し、郷土文化発展に寄与するための施設、一茶ゆかりの里、一茶館は俳人小林一茶を顕彰し、郷土文化発展に寄与するため設置したと言っています。そのため、採算性を中心に設置されたものではありませんと言っています。あくまで観光目的な施設ではなく、保存、保管する博物館的な施設と捉え、採算性だけの運営ではないと答弁しています。また、本年の年間入場者予定数は340人となっています。これは開館当時の15%に減少しています。

そこで、本題に入ります。

1つ目の質問は、今まで歴史民俗資料館の運営について、令和2年9月定例会決算審査特別委員

会で質問された、入館料金を無料にして入館数を増やせるか検討されているとの答弁がありました。結果どうなったのか、検討されただけで何も実施されなかったのかの答弁を求めます。

私の意見として、警備会社等に自動で開閉できる装置があります。本年度予算、歴史民俗資料館総合警備委託料37万9,000円が盛り込まれていますが、プラスで予算計上し、職員が常駐しなくてもホールのみ展示物を拝観できる施設にするなどの方策を検討し、経費の抑制と通年での開館をしてほしいと思いますが、答弁を求めます。

2つ目、歴史民俗資料館は維持管理費に年間146万5,000円、人件費に134万3,000円の予算が組み入れ、収入予算は3万2,000円です。入館者予定数340名を想定し、入場料金、大人100円、団体20名以上80円、中学生以下は無料の料金計算です。今後の存在性を鑑み、所期目的の研究、保存、展示の場として今後どのようにするか、また望ましいか、十分議論し、今後の在り方について村民の皆様にご意見を求める場を設けてほしいと思いますが、答弁を求めます。

また、現在は樹木の手入れは専門業者、周辺整備は別途行われています。少しでも経費節減のため、任用職員にお願いできないのか伺います。

3つ目、今年2月に大雪により資料館の屋根が落下する事案が発生しました。昭和59年開館から38年が経過し、この間北側の屋根の瓦は何回か落下し、その都度危険な状態になります。施設周辺の敷地は地区の生活道路として利用されています。危険防止のため、落下防止等恒久的な対策などどのようにするか御検討をお願いし、答弁を求めます。

私の意見としては、今回落下した軒瓦は、工事関係者にお聞きしますと、奇跡的に使用可能だったということを知っています。したがって、通常の瓦のみの改修で修繕が済んだと。軒瓦を新品で修繕した場合は、型を作り製造するため、型を制作するのに1枚十数万円かかる。そして形は数種類必要なため、高額な修理費用が必要になるというふうに教えていただきました。

雪害対策として、軒瓦をアングルで落ちないように対策するとか、冬期間北屋根のみブルーシートで覆い、常に雪が落ちるようにし、雪は落とすとしても瓦を落とさない対策を考えてほしいと思います。

以上、お願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

おはようございます。

歴史民俗資料館の運営管理についてお答えいたします。

議員御質問の歴史民俗資料館は、本村の歴史及び文化を正しく理解し、郷土文化の発展に寄与するため、歴史の調査研究及び新しい文化創造の拠点として、昭和59年9月に開館いたしました。

当初は通年開館しておりましたが、特に冬期間の入場者は他の期間と比べて極端に少なく、暖房

費などの施設管理経費の負担が大きいことなどから、平成14年度からは、冬期間を除く4月から11月までの8か月間を開館しておりました。

その後、自律元年となる平成17年度からは、経費削減等の見直しにより、行楽シーズンとなる春の4月、5月及び秋の8月から10月までの5か月間の開館としておりました。

そして、平成26年度からは、利用者や関係される皆さんからの御要望を受け、それまで5か月間としていた開館期間を平成14年度当時の4月から11月までの8か月間の開館とし、現在に至っております。

開館当初からの入場者数は、令和4年3月末時点で、延べ4万3,368人で、このうち、減免措置などによる無料入場者は、全体の29%に当たる1万2,580人であります。

そこで、まず初めに、入館料金を無料にして入場者数を増やすための検討結果についてのお尋ねでございますが、歴史民俗資料館の入館料につきましては、条例で規定されており、教育上その他特別な理由があると村長が認めた場合は、入館料を免除することができることとして、小学校の社会見学などの学校教育活動などは免除しております。

そこで、入館料金の無料に関しましては、以前、歴史民俗資料館運営委員会において、施設運営に関する中で議題として協議した経緯がありますが、結論には至らず、また、教育委員会内部においても話し合いを重ね、その結果、入館者数が年々減少傾向にあることなどから、改めて施設の現状を見直すことが必要であると考え、まずは、収蔵品や情報の整理を行って、展示品を充実させることによって、当面、料金を据え置いているところであります。

さらに今後は、料金と併せて、展示品の研究成果や出土品の整理、運営方法の見直しや、ホームページなどの情報発信の充実、施設の長寿命化対策のほか、昭和の時代から本村の生活習慣として続いているお祭りや、季節の行事などを企画するなど、施設運営の充実について検討していかねばならないものと考えております。

また、議員御提案の、職員が常駐しなくても入館でき、展示物を見ることができるシステムにつきましては、これからの施設利用形態の1つと考えますが、学術的に価値のある貴重な展示品があるため、セキュリティー設備の強化や入場者に対する展示品の説明方法、入場者の安全管理対策なども含め、慎重に検討していかねばならないものと思っております。

次に、民俗資料館の今後の在り方についてであります。村における歴史の調査研究や新しい文化創造の拠点として、歴史民俗資料館をどのように位置づけていくのか、入館者数や維持管理費、人件費等も含め、今後どのように存続させていくことが望ましいかなど、研究していかねばならないものと思っております。

過去において、平成13年から16年頃にかけて、歴史民俗資料館運営委員会では、展示方法のリニューアルなど施設改修計画の検討がされておりましたが、ちょうど時期を同じくして、市町村合併論が議論される中、本村におきましては、自立を選択することとしたことなどから、改修計画が見

送られた経緯がございます。

また、平成22年度から23年度にかけて検討された、高山村文化振興懇話会では、文化施設の現状や文化芸術振興の今後の在り方が検討され、そこでは、生活遺産を後世に伝えていくためには、展示方法等の工夫が必要であるとの提言がなされたところであります。

その後も、運営委員会において在り方などについて検討されてまいりましたが、改善策が見いだせずに今日に至っていることから、本年度は原点に立ち返り、現在、施設内の倉庫や収蔵庫に保管されている大量の村内遺跡の出土品や民具など、貴重な資料の整理、分類を行うこととして、その種類や数量など具体的な整理方法等を検討しているところであります。

今後は、整理した内容を基に、本村において、長い歴史の中で先人が築き上げ、守り続けてきたすばらしい景観や文化を再認識し、しっかりと後世に継承していくためにも、歴史民俗資料館が担う役割を明確にしていかなければならないものと考えております。その上で、改めて村民の皆様の御意見等をお聞きしながら、施設の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

また、公園内の樹木の手入れを、施設管理職員が行ったかどうかの御提案であります。高所での作業が伴う箇所もありますことから、若干経費はかかりますが、安全管理上、専門業者に依頼していくことが適当であると考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、歴史民俗資料館の落雪防止についてであります。今年の冬は幾度となく大雪に見舞われ、例年になく降雪量が多かったことなどから、3月に歴史民俗資料館の屋根からの落雪により、屋根瓦が落下するなど、地元の牧区をはじめ住民の皆さんに多大な御心配や御迷惑をおかけしましたことに、改めておわび申し上げます。

議員御指摘のように、40年近くの歳月がたち、建物の老朽化が進んでおり、落雪防止も含め、改めて建物の危険防止対策を見直すとともに、敷地内の安全管理について、住民の皆さんなど関係される皆さんからの御意見をお聞きする中で、安全管理に万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

——— 3番 滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

お話の内容はよく分かりました。

手つかずの部分もあるのではないかというふうに思いますので、やっぱり展示物見やすくするとか、いろいろなアイデアの中で、ぜひ実施していただくようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、再質問ということで、高山村のホームページの中に、8年前の平成24年9月定例会で、歴史民俗資料館ホームページへのアクセスが非常に分かりにくいという質問等がありました。

私も、現在、今回、この質問書をつくるに当たり、やはり同じようにホームページを閲覧したわ

けですが、歴史民俗資料館をどうやってもよく見つけることができませんでした。職員に相談したところ観光施設のリンクに記載があるということでありましたけれども、これはホームページの作成する業者の関係については依頼して作成するというものですから、このように現場と、それから作成会社との違いの事案はよく発生するものというふうに思います。

村関係者によりまして、この歴史民俗資料館はあくまでも文化施設ということですから、そういうことなんでしょうけれども、一般の方にしてみれば観光施設でもあるのではないかというふうにも思います。この感覚の差が出るんだと思います。どちらでも私は構いません。やはり検索が容易にできて、それが見やすくするということが必要かと思えますけれども、この点について改善する用意があるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

ただいま再質問いただきました歴史民俗資料館のホームページの閲覧、ホームページの公開状況について御質問いただきました。

以前からも情報が見やすくなるようにということで御指摘いただいてきたところでございますけれども、我々もそのような考えの中でシステムづくりに努めてはまいりましたが、今、御指摘されたように、やはりいろいろな考えとございますか、入り口があって、そして歴史民俗資料館をPRできるようにすることは本当に大切なことだなというふうに考えております。

まだまだ足りなかったところがございますところ大変申し訳ございません。しかしながらここで、いろいろな見方そして歴史民俗資料館の情報発信という意味でも、ホームページの閲覧状況等さらに充実に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————3番 滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

それでは、もう1点質問をさせていただきたいというふうに思います。

この9月での定例会での再質問の中にもありますけれども、湯倉洞窟の遺品について、国及び県の文化財の指定申請について尋ねています。当時の山崎教育長は県のほうで受け付けてもらえる状況にないという状況でございますという説明がありました。さらに受け入れられる状況になる資料まで整備していきたいということで取り組んでいるところだと答弁されています。したがって、8年たった現在も資料整備をさらに行っているのか、はたまた申請を怠っていたのかよく分かりませんが、県並びに国の文化財指定になれば、少しでも本村の負担が軽くなるのではないかというふうに考えます。それには考古学に精通した黒岩公民館長にも御協力をいただき、文化財指定が実現するかどうかの議論を出していただくよう、これは要望していきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

高山村には、設置した公衆トイレがあります。多くは水洗化が進められ、とてもきれいなトイレとなっています。しかし、その中で、荒井原つつじ公園と民俗資料館のトイレはある事情によりまして、冬期間使用中止となっています。村にはおおむね年間10万人以上の方が訪れることを考えますと、通年利用できる状況にすることを希望しますが、できない場合はやはり高山村のホームページ等で村内に訪れる観光客に情報発信をすることはできないか、答弁をお願いしたいと思います。

○議 長（西原澄夫議員）

—————西原住民税務課長。

○住民税務課長（会計管理者）（西原一美）

高山村内にある公衆トイレ利用向上の改善についてお答えいたします。

公衆トイレにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村は、必要と認める場所に公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に管理しなければならないと規定されております。

村が管理する公衆トイレにつきましては、主に小中学生が通学時等に利用する高社神社や、山田神社（原宮バス停）役場前バス停などのほか、平成6年に公園と一体的に整備した歴史民俗資料館の屋外トイレや、平成9年に中山間地域総合整備事業によって整備した城山つつじ公園のトイレ、さらには、YOU遊ランドや農村公園、社会体育施設を利用される皆さんのために併設したトイレや、観光でお越しいただく皆さんが利用される、八滝休憩所や、山田牧場の公衆トイレなどがございます。

このうち、本年度は、これまで、冬期間における凍結等で利用者の皆さんに御迷惑をおかけしておりました山田神社のバス停を兼ねた公衆トイレを、年間を通じて快適に御利用いただけるよう改築させていただくこととして、このたび工事を発注いたしました。

そこで、村に訪れていただいた観光客等の皆さんのために、通年、公衆トイレを利用できるようにしたらどうかの御提案でございますが、先ほど申し上げましたように、村内には、目的に沿った幾つかの公衆トイレが存在しておりますが、体育施設などに併設した屋外トイレはそもそも観光目的として整備したものではないことや、議員お話の歴史民俗資料館の屋外トイレや城山つつじ公園のトイレは冬期間に施設を開設していないことや、凍結などにより適正な維持管理が難しいことなどからトイレを閉鎖させていただいております。

このため、議員お話のとおり、冬期間閉鎖している公衆トイレにつきましては、村に訪れていただく観光客等の皆さんや村民の皆様に御承知いただくために、ホームページなど施設の案内情報の中や施設の入り口に使用できない旨を掲載するなど周知してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 3番 滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

その関係につきましては、やはりいい答弁いただいてありがとうございます。これからよろしくお願ひしたいと思ひます。

これから、自分の要望を申し上げます。

行政用語の中に、検討しますは検討することのみを実施し、何もしないことだと聞いたことがございます。実施しない理由や実施できない理由などを考えるより、できることをできる範囲で早く実行することを常にお考えください。行政は公金を使い、計画から実施まで最短で2年要し、スピーディーさに欠けますけれどもこれは理解しています。

村職員新人11名が採用され、今後の御活躍に期待をしております。大日本帝国海軍連合艦隊司令長官、山本五十六海軍大將は、日米開戦に最後まで反対された方でした。その格言の中に、「やってみせて、言ひて聞かせて、やらせてみて、ほめてやらねば、人は動かず。」という言葉があります。この格言は、私が団体職員時代に上司である管理職職員が壁に貼って戒めの言葉として掲げておりました。

先に述べた歴史民俗資料館の入場者数のアップ、今年、来場予定者数340名を1名でも多くするほか、ホームページの更新作成に意見を述べ、見やすく改善するなど、お金をかけずアイデアを出すことで、新人や若手職員にどんどん任せる職場風土と管理者として高いモチベーション、倫理観を持って高山村を訪れる多くの来村者、村民に優しい行政運営をお願ひし、質問を終わります。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で滝澤 聖議員の質問を終わります。

————— 10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

3項目質問します。

最初に、学校納入金について質問いたします。

憲法26条では、その2項で、「すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定をしています。ところが、実際はこれとはほど遠い状況にあります。これを憲法の趣旨に沿うようにしていくことが政治の責任です。その立場から質問するものです。

教育委員会からいただいた資料によりますと、小中学校とも給食費のほかに学校納入金、学年費の負担があります。その額は令和3年度、小学校では6学年は1万2,000円、1学年から5学年は2万2,500円から2万5,000円となっています。中学は1学年は2万7,500円、2学年、2万3,000円、3学年は前年度からの繰越しがあり、令和3年度では3,000円となっています。このほかにPTA

会費、小学校2,200円、中学校2,000円があり、中学1、2学年には修学旅行の積立てもあります。

県の教育委員会の資料、これは令和2年度分ですが、給食費も含めた長野県の平均は、小学校で7万591円、本村はこのとき4万4,107円となっております。中学校は9万1,369円、本村は5万8,091円です。県平均より低くなっていますが、これは給食費の補助やテスト印刷代などを村負担としていることによるものと思います。これはこれとして評価をいたしますが、さらなる軽減が必要と考えるものです。保護者の皆さんが納入している学年費の中では、その多くを教材費が占めております。この教材費についてどのような基準で保護者負担とするか、学校、つまり、村ですが、この負担とするかの線引きをしているのでしょうか、答弁を求めます。

県平均より低いとはいえ、そこでよしとするのではなく、さらなる軽減が必要と思いますが、いかがでしょうか。どのような努力をされますか。伺います。

○議長（西原澄夫議員）

—————山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

学校納入金についてお答えいたします。

現在学校では、子どもたちの教育活動をより充実させ、学習効果を高めるために、様々な公的支援のほか、日々の教育活動に必要な物品の購入等に係る費用を保護者の皆さんに一定金額の御負担をお願いしております。このうち、保護者負担の主なものは、小学校、中学校ともに教材の購入に係る費用が大半を占めており、そのほかに校外活動や修学旅行等に係る旅行貯金等があります。

そこで、教材費の負担をどのような基準で線引きしているのかとのお尋ねであります。この教材費につきましては、原則、子どもたちが使うものや成果物が還元されるものはそれぞれ保護者の皆さんの負担とさせていただいており、共同で使用または子どもたちに直接還元されないものは公費負担としております。

このため小学校では、各教科のドリル帳やノート、長期休みの学習帳や三角定規のほか、コンパスや画用紙、調理実習材料等が教材費で購入し保護者の皆様の負担とさせていただいております。

また、中学校では、各教科の学習資料集やドリル帳、実習材料等が教材費で購入しております。

一方、公費負担としましては、全体で使用する理科の薬品や実験器具、掲示資料のほか、制作や実習で使用する道具などの学校備品類が多く存在しております。

次に、学校納入金の軽減についてであります。先ほども申し上げましたように、原則、子どもたちに還元されるものは、保護者の皆さんに御負担をさせていただいておりますが、本村におきましては、この原則を踏まえつつ、できる限り保護者の皆さんの経済的な負担軽減を図るべく、多くの学校で保護者の負担としている小学校の単元テストや中学校の定期テストの経費を公費で負担させていただいておりますほか、直接教材費とは異なりますが、中学校では、部活動で使用するユニフォームも公費負担とさせていただいております。

さらに、校外学習に係る費用につきましては、できる限り村のバス等を無料で貸し出しておりますほか、小学校では、多くの学校で保護者の負担としておりますスキー学校の指導料も本村では公費負担とし、保護者の皆さんの経済的な負担軽減を図っているところであります。

したがいまして、村といたしましては、これまでもできる限り保護者の皆様の負担軽減を図るべく様々な教材等を村負担としてきたところでありますが、引き続き現行の公費負担を継続しつつ、学校と連携を図りながら、経費の節減などを図るとともに、どのような支援が望ましいかなど今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

再質問します。

教育委員会、そして村長にもお聞きをしたいと思っておりますので、お願いをいたします。

先ほど、どういう基準で保護者負担とするか、あるいは村負担とするかのことについて答弁がありました。以前、平成21年度のときにもこの学年費の問題について質問をさせていただきました。そのときも今の教育長の答弁とほぼ同じ内容でありました。つまり、以前からずっと同じ基準でほとんどやってきているという実態です。

その中で、平成22年から、今、教育長が言われたように、テストの経費について村が負担するということが今現在まで続いてきます。先ほど言いましたように、県平均より少なく、低くなっているこの実態は、給食費の補助、そしてテスト代について村が負担していることによって生じてきています。

しかし、県の資料でいきますと、小学校で納入金の少ないところは、小海町で1万4,000円ほど、佐久穂町は2万円ほど、青木村も1万8,000円ほど、長和町2万円ほどとなっております。

本村の保護者の負担総額でいきますと、これは県の教育委員会の令和2年度の資料によります、小学校で1,446万7,000円、中学校で1,086万3,000円となっております。合わせて2,500万円ほどになり、これを保護者の皆さんが負担をされているわけです。

先ほど、子どもさんが使って、あるいはまた還元されるものは基本的に保護者負担だと言われましたけれども、これらは全て授業に必要なものであり、教育に必要なものだというふうに思います。そうした点では、私、前回の3月議会のときに、義務教育無償という考え方について、意見を述べましたが、そのことについてまた繰り返すことはしませんが、やはり義務教育無償という立場に立てば、これを思い切って軽減していくことが必要だと思っております。それで、今、合わせて2,500万円ほどになりますが、これを思い切って軽減することを求めたいと思っておりますが、教育長いかがですか。また、村長いかがですか。2,500万円の保護者の負担、軽減すべきではありませんか。

以上、申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

ただいまの再質問についてお答えしたいと思います。

保護者の皆さんの負担軽減ということは教育委員会としてはいつも考えていかなければいけないことであります。教育費についてはできるだけいろいろな形で軽減をしていくと、こういうことは大事なことであります。しかし、教育委員会として、これを完全無償化にするとか、これを今削るとかこういう具体的なことは申し上げられません。しかし、このほかにも、例えば入学のときに必要な経費等についても、保護者の家庭状況等を見ながら負担をさせていただいているというところでもあります。

教育委員会といたしましては、今後も1つは学校でかかる教材費の無駄を学校と連携しながら省いていってできるだけ軽減していく。それから、可能な範囲で個々について補助をしていく。公費負担をしていく。この2つの方法で今のところは進めたいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

山寄議員の再質問ということで、義務教育について無償化という観点から、2,500万円について村民負担と、こういう御提案でございますが、私、自分の公約も含めて、いわゆる子育て支援策の充実ということで村政運営をさせていただいております。そういった意味で、小中学校におきましては、段階的な給食費の軽減ということに取り組ませていただいております。

議員のほうから、そのほかという質問もこれまでありましたけれども、全体として、これから、そのほかで子育て支援策の充実ということで検討してまいる、このことは十分必要性を感じております。その辺を含めて義務教育のこの2,500万じゃなくて全体的に保護者の負担などの観点から、検討してまいりたいと、こういうように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは再々質問でお願いします。

教育委員会は、残念ながらこの財源を持ち合わせていないというか、決定権を持っていないといえますか、そういうところがあるので、なかなか歯切れのちょっと悪い答弁だったような気がするわけです。

それで村長にお伺いしたいと思います。私は3月議会するときにも給食費の無償化も求めさせて

いただきました。残念ながら、いろんな努力はされているんですが、少子化の傾向というのはなかなか止まっていないという現状があります。したがって、これから小学校へ入学されてくる子どもさんたちの数も必然的に少なくなってくる、そういう傾向にあります。そうしたことを考えると、もっと子育て支援をしていくためのアピール度は必要だと思うんです。

それで、村長はいつも全体的に考えて判断していくとおっしゃるが、なかなか全体的に考えて検討する中で、新しいものはなかなか出てこないという印象を私は残念ながら持っております。全体的に考えていただくのも結構だけれども、もう既に義務教育は無償という憲法の規定があるわけですから、ここに現実を、そこに持っていくのが政治の役割だと思います。その点でどうでしょうか、お願いします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

前回の定例会でも議員から同様のよう質問をお受けしたというふうに思っております。全体としては、こういう小さな自治体ほどなかなか小回りが利くようで利かないということもありますけれども、大変厳しい財政状況の中で、どのような運営が大事かということが一番大事だということをおもいます。

財政措置とすれば、人口が増えるほど楽なことは楽。そういうようなことを含めまして、総合的にということで答弁させていただきましたけれども、子育て支援策の中にはいろいろな問題があります。いわゆるヤングケアラーもあれば、あるいは貧困、子どもの貧困とか、あるいはひとり親世帯とか、いろいろな問題もありますので、その辺も含めながら、総合的に考えていくということで答弁をしまいたつもりでございます。これからもそんな格好で、充実した子育て支援に向けて努力していきたいと、このように思っていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

ぜひ、具体的な政策を実行していただきたいということをお願いしておきます。

次に、農業振興について質問をいたします。

国民の命を支え、国土や環境を守り、伝統や文化を育んできた農業、農山村、この農業、農山村が危機に直面していると言えるのではないのでしょうか。農業の中心的な担い手、基幹的農業従事者ですが、2000年から2020年の20年間で240万人から136万人へと104万人減少し、その51%が70歳以上と言われます。

そして、重大なのは、食料自給率が37%と先進国で最低になっていることです。新型コロナウイルス危機の中で、また、ウクライナ危機の中で、食料を外国頼みの危うさが浮き彫りになったと言

えます。経済効率優先で、農山村を荒廃させ、大都市への異常な一極集中を進めたことが、ウイルスにもろく持続不能な社会を生み出したと言えるのではないのでしょうか。食料は安い外国から買えばいいとして、アメリカや外国の言いなりに農産物の輸入自由化を受入れ、国内市場を外国船に明け渡してきました。価格保障や所得保障を切り捨て、大多数の農業経営の成り立つ基盤を崩してきたことが、農業の担い手不足を深刻化させました。

大企業本位の経済成長を進めるために農村から大量の土地と労働力を奪ってきたことも農村を疲弊させた根本ではないのでしょうか、そしてTPPや日米貿易協定等自由化を次々と強行した上、大規模化や企業参入を優先し、大多数の中小、家族経営を切り捨てることを進めてきたのです。企業が活躍できる国を公言し、農協法、農地法、出資法など、家族農業を支えてきた制度を次々と壊してきました。家族農業を中心に持続可能な農業と農村を再生していくことが求められていると思います。

さて、先ほど中心的な担い手が減少し、70歳以上が国全体の51%と述べましたが、本村の中心的な年齢構成はどのようになっているのでしょうか、お願いをいたします。

次に、村はソバ栽培などに補助金を出し荒廃農地をできるだけ少なくする取組を進めています。荒廃農地をなくす取組はほかにもありますが、今回はソバの問題についてお聞きをしたいと思います。認定農業者のソバ栽培では国の直接支払い交付金制度があり収穫量によって交付金が支払われます。認定農業者でない農業者には村から面積に応じて補助金がありますが、認定農業者の約半分程度といえます。村の補助金を引き上げることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。お願いをいたします。

次に、水田活用交付金について質問します。

水田活用交付金について国は見直し、5年間で一度も稲作用に水張りしない農地は交付金対象から除外するとしています。農家からは2階に上がってはしごを外されるようなものだと怒りが沸き起こっています。影響が予想される農家数、耕地面積はどの程度でしょうか。そして、国にこの制度見直しを中止するよう求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。お願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

農業振興についてお答えいたします。

村の基幹産業であります農業につきましては、農道、水路など農業基盤の整備により運用農地の確保や様々な支援策により振興を図るとともに、就農相談会や就農体験会の開催等により、新規就農者の確保に努めてまいりました。農業従事者の他産業への流出や後継者不足等により急速に高齢化が進み、農業従事者は減少傾向にあります。

そこで、まず初めに、村の農業の中心的な担い手の年齢構成についてのお尋ねであります。本

村における農業の中心的な担い手、いわゆる基幹的農業従事者を2000年の農林業センサスで見ますと、825人でありました人数が、20年後の2020年には31%減の569人となり、256人減少しております。

この2020年の基幹的農業従事者569人の年齢構成は、29歳以下が1人で0.2%、30歳代が17人で3%、40歳代が25人で4.4%、50歳代が45人で7.9%、60歳代が153人で26.9%、70歳以上で見ますと328人で57.6%になっており、全国ベースが51%でありますので、6.6ポイント増加しておりますことから、担い手の減少がより進んでいる状況にあります。

次に、ソバの栽培などに対する村の補助を認定農業者並みに引き上げることについてであります。国は平成27年度から意欲ある担い手の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金については、認定農業者や認定新規就農者などに限定し、さらに出荷、販売数量払いとし、等級に入らない規格外品については交付対象外としておりますが、この制度により令和4年度の交付金単価が品質区分の1等が1kg当たり306円、2等が259円となっております。

しかしながら、ソバは収益性の低い作物で、村のコンバインによる収穫作業や乾燥作業の経費に対する2分の1の補助と、畑作物の直接支払交付金を受けて所得の確保ができるものであり、この交付金を受けられない経営に及ぼす影響は大きいものがあると思われまます。このため、村においてはソバ栽培を含む農業経営改善計画を作成し、村の認定を受けた認定農業者などが畑作物の直接支払交付金を受けていただくことを基本としながらも、日本で最も美しい村連合への加盟やユネスコエコパークにふさわしい農村景観の保全を図っていくために、平成27年度から景観形成作物奨励金制度を創設し、国の畑作物の直接支払交付金を受けることができなかった農業者の皆さんには、国の交付金とほぼ同じ水準となる10a当たり1万円の奨励金を交付しているところであります。

この奨励金は、面積に対して交付するもので、ソバの収量の10a当たりの全国平均収量は58kgでありますので、キログラム当たり換算すると、奨励金の単価は172円となりますので、国の交付基準であります2等級の単価259円と比較しますと、約3割程度奨励金が安くなっております。

しかしながら、村の奨励金は農地の保全と遊休農地の解消を図り、農村景観を保全し育成することを目的としておりますので、奨励金の引き上げについては難しいものと考えておりますが、村の農業委員を始め、認定農業者などの生産団体を組織する高山村営農支援センター推進協議会や農業経営所得安定対策の推進などを協議する高山村農業再生協議会の中で御意見をお聞きし、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、水田活用の直接支払交付金制度の見直しによる、影響のある農家数と耕地面積についてありますが、国の経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金制度が米政策改革の政策と水田フル活用の推進に向け、食料自給率、自給力向上に資する麦や大豆などの本作化とともに、地域の特色を生かした魅力ある魅力的な産地づくり、高収益作物の導入、定着等を支援する制度であります。

この制度は、令和4年度から交付対象、水田の見直しがされ、その1つとして現場の課題を検証しつつ、令和4年度から今後5年間の令和8年度の間にも一度も水稲作付が行われない農地は、令和9年度以降交付金、交付対象水田としないとする方針が示され、この見直しにより交付対象から除外される恐れがある水田は、令和3年度に交付金が交付された農家数で、ソバ25戸、大豆1戸、計26戸の農家であり、その耕地面積は全体で5.4haとなっております。

そこで、水田活用の直接支払交付金制度の見直しを求めることについてであります。この制度は今後5年間で一度も水稲作付が行われない農地を交付金の交付対象外とする方針であるため、本村のような山間部に近い水田は畦畔が高く、必然的に水張り面積も減少する上に、収量も平地並み以下の条件不利地とされる中山間地域であるため、水田機能を維持しながらソバ栽培をしても農家の所得が確保されないこととなりますので、中山間地域の現状を考慮されていない制度であると考えております。

このような中で、今年5月12日には、全国農業協同組合中央会などJAグループが交付金の交付水田の在り方について、現場の実態を踏まえ、整理するよう政策提案を国に要望され、同じく5月31日に開催されました全国農業委員会会長大会においても、地域の実態や課題を十分把握した上で運用を図ることなどを国に要請するとして決議されております。

また、県においても、県内の中山間地域の課題として制度の問題を把握されておりますので、村といたしましても、今後、国が現場の課題を検証するとしておりますので、農業経営所得安定対策の推進などについて協議する高山村農業再生協議会の中で協議し、県や長野県農業会議、JAが開催する会議などにおいて、村の実情などをつなげ、制度の見直しや新たな制度での対応など要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

山寄議員に申し上げます。

しばらく休憩したいと思います。

ただいまから議場内の換気のため、10分間休憩します。

会議は午前11時10分から再開いたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時16分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、再質問します。

この農業振興のところで、ソバについて取り上げたのは1つの例としてです。認定農業者であろうが、認定農業者でなかろうが、農業の担い手であることは明らかだと思います。どういう立場であっても、再生産可能な農業にしていくことが必要だと私は思います。直接支払交付金制度も必ずしも十分とは思ってはおりません。さらなる拡充が求められていると思います。

1つお聞きしたいのは、村も認定農業者であろうがなかろうが、農業の重要な担い手だというふうに思われていると思いますが、その点確認をさせていただきたいと思います。認定農業者でなくてもあっても、村の重要な担い手であるのかどうか、その認識をお願いをいたします。

そして、先ほど担い手の年齢構成について答弁がありました。やはり村が全国平均よりも70歳以上の方が従事している割合が高いということで、農山村の厳しさということを表していると思います。37%まで落ち込んでいる食料自給率をさらに引き上げることが必要で、今行われていることはこれを逆行して引き下げるような形になっていると私は思います。

国連で17項目の持続可能な開発目標SDGsを掲げています。ここでは地球温暖化の防止や飢餓、貧困の克服などを掲げているわけですが、その中で、そのSDGsの達成など持続可能な社会の実現には家族農業、小規模農業の役割が欠かせないとして、2019年から家族農業の10年をスタートさせて各国に支援を呼びかけています。

食料輸入大国日本が、持続可能なやり方で農業を再建して食料の外国依存から抜け出すことは、世界の食糧問題の解決でも地球環境の保全という点からも国際社会へ大きく貢献するものとなり、またその日本の責任でもあると思います。そして日本は自然条件あるいは優れた農業技術、世界有数の経済力、そして安全・安心を求める消費者のニーズなど農業を豊かに発展させる条件は十分あると思います。

コロナ危機を体験する中で、農業と農山村の価値を見直すと、こういう動きも広がっているわけです。都市の若者が農山村に移住、就農する、田園回帰、この流れが広がっていることも農山村再生への希望だと思います。

先ほど、水田活用交付金の問題について、それぞれの団体等で協議をするともに要望していったというお話がありましたが、これをさらに積極的に進めていただくことをお願いします。

1点、前段申し上げた点について答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

最初に、御質問いただきました再質問の関係でございますが、やはり私も農政関係でいろいろ取り組んできた私の中で、議員おっしゃられるとおり、認定農業者であろうがなかろうが、一般のサラリーマンの皆さんの形の中でも進めていただいております兼業農家の皆さんたちも含めて、高山村の農業を支えてこれまでやってきていただきながら、担い手としての位置づけでそれぞれの支援

を申し上げてきた経過があると思っております。またこれも進めることは大変重要と考えておりますので、こういった認識においては担い手と変わらない形で支援する部分が必要だと、こんなふうを考えております。

しかしながら、農業という中で専属で考えて営むわけですので、それなりの暮らしの中の認定農業者の皆さんには力強く経営をしていただきたいと、こんなふうを考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西原澄夫議員）

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、3点目、核兵器共有問題について、村長にお聞きをいたします。

ロシアのウクライナ侵略が開始されてから100日以上が経過をいたしました。多くの市民が命を落とす痛ましい状況に多くの皆さんが胸を痛めています。国連憲章や国際人道法に反するもので決して許されるものではありません。また、核兵器による世界に対する威嚇は国連憲章や核兵器禁止条約に反する許し難いものです。ロシアは侵略止めよ、国連憲章守れ、こうした一点で世界中の政府と市民社会が声を上げ、力を合わせる事が最大の力になるものと思います。

さて、今、核兵器が使用される危険が生まれてきています。プーチン大統領が度々核兵器使用の恫喝を行っております。これは決して偶然ではなく、2020年に核抑止の分野におけるロシア連邦国家政策の基礎という大統領令で核兵器の先制使用を国家の基本戦略に据えているからです。アメリカも核の先制使用を否定はしていません。しかし、核の先制使用を国家の基本戦略に据え、度々核を使用すると世界を威嚇する発言を繰り返しているのはプーチン政権だけです。万が一にもこの兵器が使用されれば、深刻な取り返しのつかない事態に陥ることは明白です。核兵器の使用は絶対に許すな声を、とりわけ唯一の戦争被爆国日本から上げていくことが求められていると思うのです。

こうした中で、核には核をとという危険な動きが起こっています。安倍元首相や維新の会が唱える核共有はその最悪の現れといえます。日本原水爆被爆者団体協議会は、日本を戦争に導き、命を奪い、廃墟と化す危険な提言として厳しく批判をしています。こうした動きを村長はどのように受け止めておられるのでしょうか。お願いをします。

次に、安全保障には核が必要だという議論があります。いわゆる核抑止論です。プーチン大統領という自国民にどんな犠牲が出ようが、核の使用をためらわないという指導者が登場した下で、核抑止、核兵器を持っていれば核兵器の使用が止められるという核兵器正当化論が破綻したと言えます。核抑止は、いざというときには核兵器を使用する、核のボタンを押すことを前提にした議論です。一方が核を使用するなら、他方はどうするか、核の報復で応えることになる。その結果は核による大虐殺になる。つまり、核抑止は誰の安全も保障するものではないのです。

真剣に安全保障を考えるなら、核兵器を禁止し、廃絶する以外にありません。核兵器禁止条約に参加することこそ求められていると思うのですが、政府に強く求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

核共有問題についてお答えいたします。

今年2月24日に、ロシアがウクライナに軍事侵攻してから、早3か月以上が経過しておりますが、今なお出口が見えず、戦闘は長期化する見通しと伝えられております。

こうした中、ウクライナへの侵攻を続けるロシアが、核兵器を使用するのではないかという懸念が強まる中、国連のグテーレス事務総長が、「かつては考えられなかった核兵器を使った戦争が、今や起こり得る状況だ」と述べるなど、危機感をあらわにしたことを受け、日本国内では、米国の核兵器を同盟国内に配備して共同で使う核共有に対する関心が、にわかには高まっていると言われております。

この日本国内での核共有について、産経新聞とフジネットワークが、今年の3月19日と20日に合同世論調査を実施したところ、核共有はすべきではないが、議論はすべきだと答えた方が全体の62.8%で最も多く回答があったとの報道がなされております。

こうした結果については、ロシアによるウクライナ侵攻や、北朝鮮におけるミサイルの開発、さらには台湾を巡る緊張が高まる中で、国民の平和に対する不安感が増大しつつあることの現れではないかとされております。

そこで、こうした動きに対しどのように受け止めているのかのお尋ねですが、過去二度の世界大戦を経て、核兵器のない平和で安全な世界の実現は人類共通の願いであると言われております。

特に、日本は核兵器の被害を受けた唯一の戦争被爆国として、核兵器使用の惨禍を繰り返してはならないとの信念を有し、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則をこれまで歴代内閣により国是として維持されてきた経緯もあります。

こうしたことから、私は、戦争による悲劇を二度と繰り返さないためにも、非核三原則はしっかり保持していただきたいと考えております。

次に、核兵器禁止条約への日本の参加についてのお尋ねであります。核兵器禁止条約は、平成29年7月7日に国連で加盟国193か国の約3分の2に当たる122か国の賛成で採択され、令和3年1月22日に発効されました。また、批准国は、5月18日現在で61か国となっております。これに対し、日本政府では、米国を含む核兵器を所有する国が核兵器禁止条約を支持していないことなどから、署名する考えはないとしています。

その一方で、地道に、現実的に核軍縮を前進される道筋を追求していくことが適切であると考え

ますとしており、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく考えを示しています。

先ほども申し上げましたが、日本は唯一の戦争被爆国であることから、核兵器の恐ろしさや悲しさ、非人道性については、国民誰もが認めているところであり、多くの国民は核兵器の使用に関して大変危惧しているものと思っております。

本村におきましては、昭和60年に非核平和宣言を行い、戦争の悲惨さ、平和の尊さを村民の皆さん共通の認識として後世に伝えていくこととしており、引き続き村民の皆様とともに、平和な社会の実現のために、力を注いでまいりたいと考えております。

しかしながら、核兵器禁止条約への加盟につきましては、国民の意見にしっかりと耳を傾けていただく中で、国会において慎重に議論を果たしていただくべきと考えております。

こうしたことから、核兵器禁止条約への署名に関して、私の考えを述べることにつきましては差し控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、再質問します。

力に対して力で対抗する、この先に平和は決して訪れません。ヨーロッパでは、ソ連崩壊後、欧州安全機構OSCEというロシアも含めてヨーロッパの全ての国々が参加する包摂的な枠組みが発展し、1999年には欧州安全憲章をつくり、OSCEを紛争の平和的解決のための主要な機関と定めてきました。ところが、この機構の機能は生かされず、NATO諸国もロシアも軍事力によって相手国の攻撃を抑止するという戦略を進め、力対力に陥っていきました。こうした外交の失敗が戦争という結果になったと言えます。この失敗を東アジアで繰り返してはならないと思うのです。力対力、軍事力対軍事力、こうした考えは軍事力を使うことを前提したものです。この先は軍拡競争になることは明らかです。

そこで、もう一度村長にお伺いしたいのは、核抑止、核共有論は核兵器を使うということを前提にして成り立っているわけです。お互いに核を持てば安泰する。だけどそれは、相手が核を使えば私たちも使いますよと、核を使うことを前提にして成り立っている理論ですが、村長は核を使うということを前提にしたこの核抑止論について、どのように受け止めますか。

先ほど、非核三原則は守ってほしいと言われましたけれども、非核三原則を守るならば、この核抑止という議論を改めて、核の危険をなくすためには、もう核兵器を廃絶する以外に道はないと思うんです。その点いかがでしょうか。

核兵器の恐ろしさから逃れるためには、核兵器を廃絶する以外にない。だからこそ核兵器禁止条約というのは非常に大切になってくるわけです。先ほど答弁は差し控えたいというお答えがありました。私は納得できません。1つの自治体の長として、やはり今、核兵器のこの危険から、国民、

村民を守るために何が必要か、国会の中で論議してほしいだけではもはや済まないと思うんです。自らの思いをアピールする必要があると、核兵器禁止条約で核兵器をなくしていくことが唯一、核戦争、核の脅威から国民、村民を守る道だと私は思います。その点お願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

今、先ほど、核共有については非核三原則についてしっかりと守るということ、私の考えということでそれでは御納得いただけないと、こういうお話でありますけれども、やはり戦争というのは議員今お話になりましたように、力の応酬とか力と力のタイシヨクとこういうふうに言われますけれども、議員も十分御承知と思いますけれども、第一次世界大戦、それを経験してドイツのヴァイツェッカーが、歴史に反省しない者は将来を語る資格はないと、こういうふうに言われたのが今もって世界の希望の1つの指針となっているというふうに言われております。

そういった点で、それらをしっかりと守っていただくということで、国においてしっかりと議論していただくなど私の考えについては差し控えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

以上で山寄秀治議員の質問は終わります。

—————11番 柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

通告に従い質問いたします。

村内の県道や村道の整備について伺います。

現代、車社会になり、人の移動は車になり、1軒で3台、4台と車を持っているうちが大変普通であります。短時間で村内外に移動ができ、田畑にも行き農作業が楽に行き来できるようになりました。

村内の道路はコンクリートや舗装道路で、村内ほとんどの道路は整備されています。砂利道はほとんど見当たりませんようになりました。整備したのはいいですが、後の維持管理が大変重要になってきています。

県道は村の主要道路であり、県が、須坂建設事務所が管理されています。村道は、主要道路をつなぐ各区のきめ細やかな道路は村が管理されています。最近の道路は上下水道の掘り返しで段差ができたり、道路を横断しているU字溝が下がっている場所や舗装道路が劣化してひび割れがひどいところ、穴が空いているところ、マンホールが沈んでいるところなどが、県道、村道にあちこちに目立つようになりました。大変通行するに苦痛であり、交通事故になりかねない恐れがあり危険と

思われます。

秋の果物を運ぶJAの共撰所が、りんご、ぶどうにして移動が遠くなりました。りんごは打撲、ぶどうであれば粒の脱粒が起こる品質低下の恐れがあります。よく、組合員の皆様から道が悪いと度々聞きます。県道であれば特に先日、樋沢山田温泉線の会議でもありました、牧の区長さんから、山田温泉までの大前須坂線、山田側は中塩から荻久保にかけて穴が空いたりひび割れがあったり大変観光客にも不便であると言われておりました。全くそのとおりであります。

現在、少子高齢化で、お年寄りにはシニアカーで移動されています。少年たちは自転車で通学されています。何かあったのでは大変遅いと思いますが、事故がないよう、事故が起きてからでは遅いのではないのでしょうか。村は早めの対策をお願いしたい。

そこで、県や村はどのような対策を考えておられるか、今年どのような整備される、主な場所を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

村内の県道や村道整備についてお答えいたします。

道路は、住民生活を支える最も普遍的で基礎的な社会資本であり、社会、経済活動を支える重要な役割を担っている施設であります。

そこで、村内の道路につきましては、主要地方道須坂中野線など、県道7路線を幹線といたしまして、その県道を補完する村道によって道路網が形成されており、このうち村が管理する村道は、現在819路線で、延長が約303kmに及び、その村道を常に良好な状態を保つために、日々の道路パトロールなどにより道路の損傷等を早期に発見し修繕するなど、適切な維持管理に努めているところであります。

そこで、村内における道路整備について、村はどのような対策を考えているかのお尋ねでございますが、議員お話の、道路のひび割れや穴空きなど、道路の損傷が目立って多くなってきているとの御指摘に対しまして、県道を管理する須坂建設事務所では、令和4年度主要事業として22事業のうち、舗装関係では、交通量が多く損傷が著しい主要地方道豊野南志賀公園線の宮関地区において、舗装補修工事を実施しているほか、穴の空いた箇所等については、通行に支障を来すことのないよう、早め早めの応急措置を講じていく旨の回答をいただいております。

一方、村が管理する村道につきましては、令和4年度当初予算で、維持管理費に計上した道路施設の関連予算として、舗装修繕費で1,700万円のほか、路肩・側溝修繕費で540万9,000円、区画線や路面標示、ガードレールなど交通安全施設費で727万2,000円、村道に架かる橋梁修繕費で5,000万円を計上しているところでございます。

そうした中で、道路、橋梁などの維持管理につきましては、長寿命化修繕計画などを策定し、傷

みが進行する前に修繕を行う予防保全的な維持管理を行うことでコスト削減を図るとともに、側溝の新設改良や交通安全施設などの整備についても緊急性などを考慮した上で、住民生活に支障を来さぬよう努めてまいりたいと考えております。

なお、昨年状況について申し上げますと、村では、特に経年劣化が著しく、緊急性の高い、村道荒井原久保線や村道蕨平山田入線などを中心に、舗装補修工事を実施いたしましたほか、軽微なひび割れなどについては、村直営で速やかに応急的な修繕を行い、安全な道路維持に努めているところであります。

したがいまして、生活基盤の根幹であります道路を、安全かつ快適に利用していただくためには、日頃から村職員による安全パトロールはもとより、村民の皆さんからの道路の損傷や道路上における落石などの情報をいただくことによって、早いうちに応急的な対応ができますことから、今後とも広報などを通じて村民の皆様へ情報提供をお願いしてまいりますとともに、引き続き、道路の安全・安心な環境を確保するよう維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————11番 柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

再質問いたします。

先ほど、U字溝の段差、またマンホールの段差、大変これマンホールも道路、本当に細やかというぐらいにあるんですよ。それがほとんど出っ張りよりも下がっているのがあります。U字溝も高くなるよりも低くなっているのが、大変、数多く最近見られるようになってきたと思いますが、この点は整備の感じどうなんでしょう。お願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

再質問にお答えをしたいと思います。

道路の段差、特にマンホール等による段差の関係でございます。

本村は豪雪地帯というようなことがありまして、冬場は除雪機による村道の除雪を行っているところでございます。除雪をする関係から、マンホールが出っ張っていますと除雪に支障が出るというようなことから、出っ張らずに下げるようなマンホールの設置の高さを調整しているところであります。理想は本当に真っ平らでいくことが理想なんでしょうけれども、道路の改良等によってマンホールが下がっている箇所が多少、何か所かあると思うんですけども、そちらにつきましては、だんだんに下がってきてしまうというようなこともあったりもいたします。そんな関係で下水道の関係のほうで毎年少しずつマンホールの調整をしながら対応をしているところでございますけれど

も、今年についても何か所かやる予定で進めておりますので、そんなことで御理解いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————11番 柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

再々質問させていただきます。

再々質問は、山田温泉から牧場にかけての質問になります。

以前、私、2019年6月の一般質問で、雷滝の駐車場ほしいと申しましたが、答弁では付近の第30号カーブから第40号間のS字カーブ、道路拡幅工事と道路改良計画に沿った駐車場用地の確保ができれば県に要望しますと答弁がありました。これはあれ以降どうなっているのでしょうか。ぜひ駐車場ほしいと思っております。

大変このカーブは道路も狭く、山際は急な崖で災害が起き、大変、毎年危険箇所で大工事行ってお金もかかっていると思いますが、よく通行止め、片道通行など長い期間行っています。村としても大変観光客や生活道路に御不便をおかけしていると思いますが、これほどのようなあれになっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

再々質問にお答えをいたします。

議員おっしゃられましたけれども、令和元年頃だったか一般質問をいただいております。その際にもお答えをさせていただいたところがございますけれども、雷滝周辺、前後の県道につきましては、カーブが連続したり、また勾配が急となっている区間がございます。そんな関係で、県のほうでは拡幅をするということで、概略設計もやっていただいております。

その中では、単に既存道路の幅を拡幅するのみでなくて、対岸、牧側に一旦渡ってまた戻ってくるというような案、あるいは細かなカーブを1つ2つを飛ばして、橋を架けるような案など幾つかの案を検討の中で、案で検討されているような経過があるようでございます。最終的にどんな方向になるかという部分については、まだ建設事務所のほうで検討中のようでございます。

そのあたりがある程度決まってきたところで、当然、今現在の県道が残地というような形で残ってくるのかなというふうに想定されます。その用地につきましては村で取得をさせていただいて、それを駐車場として活用してはどうかというようなことも考えております。そんな関係でこれまでも建設事務所と連絡を密にして要望しているところがございますけれども、今後につきましても連絡を密にして調整、要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————11番 柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

ありがとうございました。

私の質問はこれで終わります。よろしくお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

これより本休憩とします。会議は午後1時から再開します。

午前11時49分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

通告に従いまして質問いたします。

まず、第1、高山村の行政運営について質問します。村で唯一の100人を超える規模の公的な職場である高山村役場の職場環境についてお尋ねします。

村民への行政サービスの向上のために、日々奮闘されている職員の皆様には改めて敬意を表します。新年度、新たに11名の職員の新規採用と聞いております。大きな志を抱いて入られた職場が働きがいのある、心豊かな希望のある職場であってほしいと思います。明るい、元気な村づくりの一員として村民の期待も大きいものと思います。

さて、近年、企業や地方自治体の職場で超過労働や職場ストレスなどによる健康障がいや精神的な病による長期休職、早期退職、そして職員の未来を奪う不幸な自殺など過酷な超過勤務が健康に及ぼす影響は大きな社会問題となっています。

新型コロナウイルス感染症対策が2年半にも及ぶ中で様々な企業支援給付や生活支援の給付、またコロナワクチン接種など、これまでにない多くの業務により職員への負担が大幅に増加しているのではないかと心配しています。

そこで、村職員の働き方改革への具体的な取組についてお聞きします。

まず、残業時間の削減やメンタルヘルスのための勤怠管理はどのようにしているか。また、管理の一元化はどの職責者が行っているか、お聞かせください。

他県の町役場においてコロナ給付金の誤送金問題が発生し、職員個人への中傷や役場対応の批判などが続いています。我が村役場の体制は大丈夫か、職員個人の責任ばかり追及することにはなら

ないか、そんな心配な声が聞かれます。

そこで、村職場内における業務リスクの予防とその発生したときの危機対応の体制はどのようにしているか、お聞かせください。

次に、生産年齢人口の減少で民間の大中小企業も地方自治体も有能な人材の確保が難しい時代となっており、それぞれの職場の環境改善が進められています。また、社員、職員、教員などの皆さんのスキルアップ研修やコンプライアンス（法令遵守）の研修、またセクハラ、パワハラなどのハラスメント研修等の実施など人材への投資が重要です。

そこで、お尋ねします。

特にハラスメント対策は、これからの有能な職員が精神的な悩みで長期休職するとか早期退職に追い込まれること、またあってはならない不幸なことが起きないように職場意識の啓蒙が重要と思いますが、どのような対策をしているか、お尋ねします。

次に、村職員の皆さんは多岐にわたる行財政施策の中で、きめ細かな住民サービスが求められています。多様なニーズに対応するには多様な価値観を持った職員の活躍が必要であり、また多くの場面や場所での女性の活躍が不可欠であると思います。これらダイバーシティの取組についてお聞かせください。

なお、今現在、特別な深刻な事案が起きているということではなく、職員の皆さんが明るい職場で生き生きと働いていただくことが住民サービス向上につながると思います。

以上のことから、役場庁舎を中心とした村関係の職員の環境改善への取組についてお尋ねします。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

行政運営について、お答えいたします。

平成29年3月に政府が設置した働き方改革実現会議において定めた「働き方改革実行計画」によりますと、次の3点について定義しております。

まず1点目は、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手をつけていく改革であること。2点目は、改革の目指すところは働く方1人1人がよりよい将来の展望を持ち得るようにすることである。多様な働き方が可能な中において、自分の未来を自らつくっていくことができる社会をつくる。意欲ある方々に多様なチャンスを生み出すこと。3点目は、働き方改革こそが労働生産性を改善するための最良の手段であるとされております。

このような方針を受け、平成30年6月に成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律では、地方公務員における時間外労働の上限規制が定められるとともに、これまで当たり前とされてきた業務の進め方や慣例などについて、無駄な業務や非効率な仕事がないかなどとい

った視点で業務の改善・効率化を図ることが求められたことから、村では国の方針などにに基づき、必要な措置を講じているところであります。

そこで、まず初めに、勤怠管理についてのお尋ねでございますが、通常の勤務時間における職員の勤怠管理につきましては、出勤簿や休暇・欠勤整理簿により各課長等が管理しております。また、時間外勤務を必要とする場合は、職員の事前申出により各課長等が時間外勤務を命令していることから、各課等において適正に管理されております。そうした中で、特定の職員に負担が生じることのないよう、業務の効率化の推進やノー残業デーの実施などにより職員の健康管理に努めておりますので、よろしくお願いたします。

次に、業務のリスク予防と危機対応についてであります。リスク予防と危機対応のために重要なことは、問題が生じた際やその可能性が予見できた場合に上司や同僚に速やかに連絡や相談を行った上で対応することであり、1人で業務を抱え込むことがないような組織体制の構築を図ることであると考えております。

このようなことから、毎週金曜日に実施しております課長会議を始め、定期的に係ごとの業務打合せを実施し、業務の進捗状況や課題などについて常に共有し、リスク予防を図ることができるように全庁挙げて取り組んでおりますので、よろしくお願いたします。

次に、パワーハラスメント対策についてであります。事業主は職員の尊厳や人格を傷つけるなどの人権に関わるハラスメント行為が行われることのないよう、女性活躍推進法等の一部を改正する法律において、令和2年6月から職場におけるパワーハラスメント防止のための対策を講じることが義務づけられております。

この法改正を受けて、村では高山村職員ハラスメント防止の指針や職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、人事行政の公正の確保や職員の利益の保護及び職員の能力の発揮を図るため、職場におけるハラスメントの防止等に関し必要な事項を定め、運用しております。

なお、この指針等に基づき、ハラスメントに該当する行為を徹底排除し、良好な職場環境の創出の実現に向けて、職員のハラスメントに関する研修会を通して意識の向上や相談体制の充実を図るとともに、ハラスメントが認知された場合は懲戒処分も含め、厳正に対処することとしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、ダイバーシティの取組についてであります。少子高齢化が進み、労働力人口の減少が本格化する中、女性、高齢者、障がい者、外国人材など多様な人材を組織やチームに採用したり、意見を幅広く取り入れたり、それぞれの能力を生かしたりすることで組織の競争力を高める、いわゆるダイバーシティ推進の取組が広がりを見せています。

このため、村におきましても、職員採用に当たっては積極的に女性を採用するとともに、令和4年度には新たに1名の職員を障がい者枠として採用するなど多様な人材活用や女性の活躍の場の拡大に努めているところであり、今後も個々の能力の発揮を促し、活躍の支援を図っていくための措

置を講じてまいりたいと考えております。

したがいまして、将来にわたって明るい村づくりを推進していくためには、職員が働きがいを持って住民福祉の向上のために鋭意努力することができる職場づくりが極めて重要であると考えております。このため、働きがいのある職場とともに心豊かな職員になるよう、引き続き職場環境の改善に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問させていただきます。

民間企業は、いわゆる36協定を労使間で締結し、労働基準監督署に提出することで、時間外労働の上限規制を厳しく管理していますが、地方公務員は災害など公務のため臨時の必要がある場合として36協定は不要となっているため、公務員の超過勤務が見過ごされているのではと、そのように思います。勤怠管理システムの導入により残業時間や有給取得状況が一元管理できる、そのようなシステム導入をすべきではと考えますが、いかがでしょうか。

リスクマネジメントについては、予知できるリスクを様々、あらかじめ列挙しておいて、あらかじめその対応を決めておくことで、例えば災害発生時などでの確な初期行動が取れると、そのようにされています。煩雑な業務を担う職員は、どうしても間違いは起こり得るものです。また、住民とのトラブルになることもあるでしょう。そのようなときに即座に対応すべく、法律的な相談をする顧問弁護士はいるのでしょうか、お尋ねします。

先ほど各課課長会議等で職員の勤怠の管理、十分していると、そのようにお答えになりましたけれども、職員の働き方や業務内容について、またその上で目配り、気配りしているのは副村長の立場なのかなと、私、勝手に思っておるんですが、藤沢副村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 藤沢副村長。

○副村長（藤沢敏和）

勤怠管理ということで再質問いただきました。

近年といいますか、ここ数年、コロナの影響で非常にコミュニケーション不足というようなことも言われております。そんな中で職員の勤務時間、超過勤務につきましても、この通常の業務のほかにはコロナという特質な業務もしなければならぬということで、特定の職員に超過勤務を多くしていただいているというのは実情でございます。

そんな中で、やはり時間外勤務というのはできるだけ少ないほうが当然、職員の健康にも影響してまいりますので、そういった形のほうがよろしいのではないかと思っておりますけれども、現実なかな

か超勤なしというわけにはまいりません。

そんな中で全国的な超過勤務の状況等を見ますと、ちょっと今、数字、ここで申し上げるというわけにはまいりませんが、うちの超過勤務の時間と他の自治体の超過勤務を単純に比べた場合に、私はそれほど多くはないというふうに見ております。それは国で調査した結果があるわけでごさいます、それを見る限り、そういう感じを私は持っております。

しかしながら、これはやはり健康管理という部分にも結びついてまいりますので、できるだけ村ではノー残業デーという、今、形も取っております。午後6時にはできるだけ退庁していただいて、自分の健康管理、そしてまた家族との団らんを過ごしていただきたいということで、週1回はそんな形でやらせていただいております。

そんなことで、極力、負担かからないように、当然、必要に応じてはその課の中でやっぱり業務の見直しとか特定の人に負担かからないように、そういった取組も必要だろうというふうに思っておりますし、そんなことから極力、1人の職員に負担をかけないようにしていきたい。そしてまた、もし何かあれば気軽に相談をしていただくというような体制も今、係内、あるいは課内でもそういった部分も取り入れてやっておりますし、必要に応じて私に相談いただいても結構だというお話もさせていただいておりますので、できるだけそんな形でフォローしながら、やはり働きがいのある明るい職場づくりを目指してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、リスクマネジメントの関係についても御質問いただきました。現在、村では村専属の顧問弁護士というものは設けておりませんが、長野県の町村会で専属に顧問弁護士と契約をされておりまして、その方と町村の自治体についてはその弁護士に相談することができると。もちろん無料であります。そんな形で、村も必要に応じてその弁護士さんに何かあればお願いをしているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

再々質問ということでお願いします。

令和4年度高山村の主要施策では、当然のことながら住民サービスのための予算が配分されていますが、行政運営のための予算は、主には事務事業の効率を図る住民票のコンビニ交付のシステム導入事業費のみであり、職員の資質、能力向上と組織体制の強化として臨時評価制度事業のみが計上されております。きめ細かな住民サービスの仕事に誇りとやりがいを持って働いている職員を守るために各種の研修やシステム導入など、もっと予算を確保して、村管轄の、職場全般に人材投資の事業を行う必要があると思います。

男女共同参画の推進や多様な人材の登用など、村のトップが積極的に発信していくことで村内企

業や地区自治会役員の女性活躍の拡大につながると思います。最後に内山村長のお考えをお聞かせください。

○議 長（西原澄夫議員）

梨本 進議員に申し上げます。

再質問の場合は、答弁者を最初に通告してから行ってください。お願いします。

○4 番（梨本 進議員）

申し訳ございません。

○議 長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

それでは、再々質問にお答えいたしたいと思います。

行政サービスですね。一番大事なのは、議員言われましたサービスの向上、これです。そして住民負担を少なくする。この2つが重要なことというふうに捉えております。そういった点で人事評価等もそういうふうになっておりますけれども、先ほど副村長から答弁させていただきましたように、いかに有能な人材、そして働きやすい職場環境をつくるか、この点だろうというふうに思います。

そういった意味で、私としては細かなものについてはお任せして、大きな場とすればいわゆる健康な職場、いわゆる体の健康とともに精神の健康。これが非常に大事だということで、そういう職場環境をつくって、そして職員が働きやすい、そういう状況をつくるということで、常に私なりに、いわゆる週1回の職員朝礼、また毎朝可能な限り職場内を回って声をかけるとか、そういう職場をつくっていきたく、このように考えており、実際に行動しておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

———4 番 梨本 進議員。

○4 番（梨本 進議員）

先ほど再々質問、大変失礼いたしました。

次に、賑わいの場創出事業について質問いたします。

令和2年からスタートした、第六次高山村総合計画や第二期高山村総合戦略で掲げた目標や施策が、コロナ禍でその進捗に影響しているのではと思います。

そこで、まずお聞きしたいのは、村主要施策で事業費348万6,000円のにぎわいの場創出事業の検討委員会の開催内容と、今後のタイムスケジュールはどのような状況か、お聞かせください。そして、その事業内容を早く明らかにしてほしいと思います。

次に、3月定例議会一般質問で、須坂インター周辺開発に伴う本村の活性化策について質問しま

した。その継続質問となりますが、地域振興を目的とし、地域活性化の拠点として造られている道の駅は現在、全国に1,093か所あり、長野県内には52か所で、全国3番目の多さとなっております。

参考資料として、長野県道の駅設置計画の各市町村の対応状況表を見ると、直近でオープンしたのは2018年、南箕輪村の道の駅大芝高原、2019年、野沢温泉村の道の駅野沢温泉があります。高山村は2019年時点で登録なしの個数ゼロで、状況は具体的に計画中の丸印となっており、状況説明欄には「平成29年に道の駅設置の検討を行う組織、にぎわいの場創出プロジェクトを村内に立ち上げた。候補地は村役場から少し東にある温泉つきのレジャー施設のYOU游ランド近くが挙がっている」（平成30年、村議会の議論より）と記載があります。

2019年11月25日が最終更新日で以降の更新はありませんが、4年経過した中で様々議論があったと思いますが、いま一度立ち返り、新たなにぎわいの場構想として核となる道の駅的な複合施設構想へ転換するお考えはないでしょうか、お尋ねします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

賑わいの場創出事業についてお答えいたします。

にぎわいの場構想につきましては、村固有の産業、自然、歴史、文化等の資源を活用し、村内外からの集客向上につながる拠点（にぎわいの場）を村内に整備することにより、地域における産業の振興や住民の福祉向上など地域の活性化を目的としております。

従来の道の駅のような建物を1か所に建てるのではなく、できるだけ村内の既存施設を生かしながら、拠点を複数設置することにより、訪れたお客様に村内を巡っていただけるような仕組みをつくり、より長く村内に滞在していただくことで地場産品や特産品の販売促進、飲食店や小売店での消費拡大、宿泊率向上等につなげ、観光面だけでなく村全体がにぎわいあふれる、さらに豊かな高山村になることを目指しているものであります。

また、令和2年度からスタートした第六次高山村総合計画の基本計画においても、基本目標1で「活力とにぎわいのある産業の村」の観光分野の中に、観光資源の整備・保全・活用の推進としてにぎわいの場の創出について記載をしており、村の主要施策として位置づけをしております。

そして、この構想の実現に向けた検討をしていただくため、県関係の行政機関のほか、村関係では議会、商工会、観光協会、農業委員会、JA及び識見を有する委員14名で構成する高山村にぎわいの場構想検討委員会を平成31年3月に立ち上げ、構想の検討を進めてきている状況であります。

そこで、まず初めに、にぎわいの場構想検討委員会の実情とタイムスケジュールについてのお尋ねですが、高山村にぎわいの場構想検討委員会は、これまでに延べ6回の会議を開催し、構想の検討を進めてまいりました。第1回目の委員会では、職員のプロジェクチームで検討してまいりました構想の素案について御検討いただき、今後の進め方等について協議を行ってまいりました。

なお、その中でにぎわいの場構想の最終拠点として位置づけております山田牧場については、年々放牧頭数や冬のスキー客の減少と、さらに奥山田温泉を利用する事業者の減少による会計の圧迫など大変厳しい状況にありますことから、山田牧場ににぎわいの場を取り戻すことを最優先にして進めてまいりました。

その後、3回の会議を重ね、山田牧場のにぎわいの場構想を実現するための整備予定地の検討、山田牧場区や観光協会からの陳情等に基づき、設計業者を選定する方法の検討、さらに整備に係る予算等について協議を重ね、令和2年度に着手する計画で進めてまいりましたが、令和2年6月に奥山田野生植物研究会の皆さんから、整備予定地内に自生する植物の保護対策を講じてほしいとのことから、324名の署名を添えた要望書が村に提出されました。

これを受け、村では研究会の皆さんにも御了解がいただけるよう何度か協議等の場を設けてまいりましたが、なかなか御了解が得られず、ここ2年間の検討委員会では、その年度の進捗状況について協議する会議となっていたのが実情であります。

しかし、令和3年度の後半になってから、村の提案を基に関係者と協議を重ね、奥山田野生植物研究会の皆さん及び地元の山田牧場区の皆さんと一定の合意が得られるところまできており、本年度においては構想の実現のために鋭意関係者との協議を開始している状況であります。当然、議員御質問のように、このコロナ禍では多くの皆さんを集める会議ができなかったこと等もありますが、お尋ねのタイムスケジュールについては、そもそもにぎわいの場構想は地域での話し合いや、その中から中心になっていただく方が主体となっただき、構想を実現していくものでありますので、村はその状況に応じて側面から支援を行うことにしておりますことから、例えば建築物を造るようなしっかりとしたタイムスケジュールのような管理はできないものと考えております。

それでも、山田牧場におきましては、先ほどの説明のとおり、多くの時間を要してしまいましたので大変遅れている状況であります。

なお、奥山田野生植物研究会とも一定の合意が得られたことから、今後、山田牧場に人が集まり、滞在時間を延長できるようににぎわいの仕組みづくりの実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、核となる道の駅的な複合施設構想への転換についてのお尋ねであります。私が平成28年の村長選挙の際に掲げた公約の中で、「にぎわい増と魅力増、村を訪れるお客様の流れをつくる」として、村を訪れるお客様の流れをつくり、活気にあふれ、魅力ある村づくりを進めるために、道の駅・星の駅を整備することとしたものであります。

しかしながら、道の駅という言葉はどちらかというと建物を建設するようなハード整備のイメージが強かったことから、建物だけ優先するようなことは私が考えてきたものとは違うため、平成30年度に職員からの意見を参考にして、にぎわいの場構想に名称を変更したところであります。

現在、県内外に多く存在する道の駅は、ゆったりとした駐車場やトイレ、公園、子どもの遊び場

などを備えた休憩機能、地元産の新鮮な農産物や特産品、お土産等の販売や地元食材を使った食事処などの商業機能、さらに地域の文化や歴史、観光などの情報を広く発信する情報発信機能などが1か所の施設にまとめられたもので、そこに行けば多くの目的が達成する施設であり、多くの皆さんが行きたいと思える施設であります。

なお、このような道の駅の中には大勢のお客さんで大変にぎわっているところがある反面、施設間の競争が激しく、大変厳しい経営状況のところもあるとお聞きしております。

議員が去る3月定例会で御質問された須坂長野東インター周辺の大規模開発につきましては、まさに多くの皆さんを集めることができる大変大きな道の駅のようなものであり、どうしても道路アクセスや立地条件などの違いから、施設間の競争になった場合、どうしても太刀打ちできない可能性が大きいものと考えられ、やはり村でしか味わえないもの、体験できないものなど高山村独自のものを大いにPRしていく必要があると考えております。このため、御提案の核となる複合施設を1か所造るよりは、既存施設をうまく活用した複数の施設を整備し、村内を周遊していくことが本村にとってはいいのではないかと考えております。

今後とも、多くの村民の皆さんのお力をお借りするとともに、村の支援事業などを充実させるなど、村民と行政の協働の村づくりを行いながら、私の公約であるにぎわいの場構想が実現できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問させていただきます。内山村長、またお願いいたします。

山田牧場の開発、これは必要なものだと思っています。ですから、それはそれとして、いろいろな構想を練って、今まさにそのことは検討されているんだと思います。そこは進めていただいて、ある程度具体的な方策を示していただいて、それに皆さんでまた議論するというようなところまで早く持って行っていただきたいと思います。

やはり内山村長は、初め1期目出られたとき、この道の駅、核となる道の駅というようなことを思われておったというようなことを先ほどおっしゃいました。そして、なかなかほかの道の駅との競争になった場合、果たしてやっていけるのかとか、そのようなことで6か所のにぎわいの場という構想が出てきたと。そのように理解、考えますけれども、もう一度、この道の駅というものについて、また考えてみたいというふうに思います。

先ほど村長も道の駅について、国土交通省の配布資料で、やはり目的は駐車場やトイレなどの休憩機能、1つ目。それから道路情報や地域情報を発信する情報発信機能、それから小売を促進する地域の連携機能、これらの機能を併せ持つ施設であると、道の駅はそのようにされています。

現在、計画中の道の駅は様々な用途を取り入れた複合施設が多いようです。例えば、りんご、ぶ

どう、野菜など特産物販売所はもちろん、6次産業化の加工販売施設、観光と地域文化の総合情報ステーション、また健康長寿の高齢者生き生き交流の拠点、それから大規模災害時には自衛隊参集が可能な防災拠点、またドクターヘリによる救命救急患者の搬送拠点などなど多くの用途を取り入れ、また必要とされているイベントホール、それから公民館機能を備えた村民が集う交流の拠点、それらが集まる複合施設ができればと私は希望を抱いています。

用途に応じた様々な国庫補助金の活用で予算確保できないか、また管理と運営はどのように可能なのか、改めて調査研究を始めるお考えはありませんか。にぎわいの場創出プロジェクトを再度立ち上げ、道の駅を具体的に検討してみる必要はないでしょうか。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

大きく分けると、再質問で2点あるかなと、こういうふうに思っています。

まず、1点目の山田牧場での進捗についていろいろありますけれども、これからも議員各位にいろいろな面で御協力いただくということもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。やっぱり一番先にそこに手をつけようということは、こういう観光もしている村として一番の出発点であるというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

2点目について、いろいろ今、御提案いただきました。私も、いわゆるにぎわいの場構想の原点は、いろいろ回ったところでの道の駅を見て、それが原点でございます。そういったときに、道の駅というのは、あれは設置条件というのが決められているわけですね。そういうふうなこともありますので、じゃあ村に帰ったときに、そういったものをどう生かしたらいいかということで、職員の方々と話ししながら進めたのがにぎわいの場構想検討ということであって、いろいろその中には考えていかなきゃいけない問題がいっぱいあると思うんですが、一番は今まで村で頑張っておられた、そういう皆さんの施設、そういう皆さんの気持ち、こういったものを大事にする必要があるだろうというふうに思っております。

そういった点で、そういう施設、そういう地域の皆さん、そういう地域のまとまりをどう生かしていったらいいか。そういったものをにぎわいの場の中に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

いろいろお考えありがとうございました。これからもまた、この問題、いろいろまた議論をお願ひしたいというところがございます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で梨本 進議員の質問を終わります。

————— 9 番 松本 茂議員。

○9 番（松本 茂議員）

通告に従い、質問いたします。

地域資源活用への支援対策はということで質問させていただきます。ちょっと失礼します。

それでは、質問させていただきます。

高山村には、豊かな自然や地域活性化の源泉となり得る様々な地域資源があります。特に山田牧場には、スキー場、キャンプ場、牧場、温泉、また壮大な自然環境など高山村を代表する地域資源の多くが存在しますが、地域事業者の減少等により、地域の強みとなる産地の技術、農林産物、観光資源などの地域資源を活用したサービス、商品の開発と生産、事業の開拓による地域経済の活性化及び地域事業者の振興への取組が、コロナ禍もあり、自助努力だけでは大変難しい経営環境にあります。長期的な継続した、きめ細かな村独自の地域資源活用への支援をお伺いいたします。

山田牧場、また山田温泉、五色、七味温泉、蕨温泉、子安温泉など温泉地付近の旅館、ホテルの宿泊施設、また飲食業の皆様やスキー場運営におけるコロナによる客足の減少について、村単独で補助できないかということです。

それから、2つ目には農産物の高山さわやかりんご販売所、巨峰やシャインマスカットの生食ぶどう、ジュースや村内に6か所設立されたワイナリー、これらを生かした農林産物の加工、お土産の開発。特に外食産業が時短営業を余儀なくされるなど、ワイナリー経営も何らかの手だてはできないのでしょうか。

3つ目としまして、地域の簡易電柵は5年以上経過しているものが大多数であります。特に山田牧場では、今年、古い電柵を、簡易電柵でございしますが、一部設備の更新をしたところ、45万円以上も経費が発生したそうです。ほかの箇所も設備が老朽化しており、来年は電柵の助成がなければ牛の放牧も中止せざるを得ないというようなことも聞いております。これに対する助成はできないのか。その他の地区においても電柵の更新がきていると思われま。補助金を出すなり、対策をお聞かせ願いたいと思います。

それで、4つ目といたしまして、信州高山観光協会でSNSに発信しているプロモーションビデオが再生回数1万6,000回を超えて視聴されております。観光とワインぶどうの収穫などの体験型農業を組み合わせた宿泊型の観光事業です。観光での来訪者や宿泊される方へ、村単独でお土産品のクーポン券を提供するなど事業を促進するお考えはないのでしょうか。御答弁、よろしく願います。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村 長（内山信行）

地域資源活用への支援対策についてお答えいたします。

高山村には豊かな自然や地域の活性化に資する地域資源が多くございますが、新型コロナウイルス感染症に端を発した経済、経営への影響はいまだにその影を落とし続けています。

そこで、まず初めに、コロナによる客足の減少に対する村の補助についてのお尋ねであります。村におきましては、本年度発行総額を9,000万円から1億円に増額し、プレミアム分を20%とした高山村商品券発行事業により地域経済の活性化につなげるとともに、新型コロナウイルス感染症の第6波により経営に影響を受け、国の事業復活支援金を受給された法人や個人事業者を対象とした高山村第6波対応支援金のほか、この6月補正予算でお願いしております事業者の売上額の減少率に応じて給付する高山村事業継続給付金や、地域の交流人口の回復と宿泊者増加のための観光客誘致支援事業、観光バスによる村内への旅行等を促進するためのバス旅応援事業や令和4年度分の温泉使用料を減免するなど、国の地方創生臨時交付金に加え、村の財政調整基金を繰り入れて有効に活用し、コロナ禍による客足の減少等に対する支援策に全力を挙げて取り組んでいるところでありますので、よろしく願いいたします。

次に、農林製品の加工やお土産品の開発、ワイナリー経営に対する支援についてであります。村におきましては、村独自の特産品の開発や既存の商品の改良を補助するための特産品開発支援事業や創業等支援事業補助金、クラウドファンディングを活用した場合のふるさと投資活用型地域産業支援事業補助金のほか、農畜産物を加工して新たな付加価値を生み出す6次産業に対しましても、高山村農業6次産業化推進事業補助金によりビールやワインなどの高山村の特産品の開発や経営強化のための支援を講じております。

なお、時短営業により影響を受けている外食産業やワイナリーの支援については、アフターコロナで徐々に経済が回り始めておりますが、収束するまでにはまだまだ時間がかかるものと考えておりますので、それまでの間は先ほど申しあげました事業等を活用していただきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、簡易電柵や山田牧場の電柵に対する支援についてのお尋ねであります。有害鳥獣対策の一助となる地域の簡易電気柵につきましては、日頃より自治区の皆様に維持管理をしていただいておりますことに感謝を申し上げているところであります。

村では、電気柵周辺の草刈りや通電の確認などの維持管理に関しまして、管理されている皆様の負担軽減を図るため、令和元年度に電気柵1km当たり2万円を交付する高山村電気柵維持管理交付金制度を創設しており、本年度から交付金を3万円に増額しておりますので、修繕や更新に当たっては計画的に活用していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、山田牧場の電気柵に関しましては牛の放牧に係る経費であることから、山田牧場組合の皆さんに別途支援しております放牧推進事業等の補助金の中で対応していただきたいと考えておりま

すので、よろしくお願ひいたします。

次に、村単独でお土産品のクーポン券を発行することについてであります。長野県が実施しております観光クーポン券は信州割スペシャルの利用の宿泊者に、お土産店や飲食店で利用できる2,000円分の観光クーポン券がセットで提供され、宿泊期間に限って利用できるものであります。

現在、村においては、先ほど申し上げましたプレミアムつき商品券発行事業を始めとした様々なコロナ対策を進めており、さらに県の事業のほかに国のG o T oキャンペーンも復活する可能性がありますので、村独自のクーポン券事業の取組については今のところ考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 9番 松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

再質問させていただきます。

政府によりますと、温泉地域の旅館や土産品など接客業のための新型コロナウイルス対策による外国人の受入れが今月1日に緩和され、10日には外国人観光客の受入れが再開します。再開を前に政府が行った実証事業で、来日した外国人からおおむね好意的な声が聞かれ、各自治体はコロナ禍で冷え込んだ経済の立て直しに期待を膨らませております。マスク着用を含め、日本との感染対策の経済立て直しに期待を膨らませているところであります。温度差は課題の一つですが、自治体は試行錯誤しながら受入れ対策を整えつつあるところもあると聞いております。

また、ロシアはウクライナに対する領土侵略を目的の戦争や、ウクライナで半導体などの生産が盛んなことから、半導体不足による生産能力の減少、それから貿易等が縮小され、日本経済を鈍化させ、円安につながっております。この円安の影響によりまして、外国人旅行客は日本に旅行しやすくなってきている、こういうことでございます。村の旅館、観光事業者に対する村単独の助成、情報伝達とか、あるいは観光案内に対する事業者の営業活動に対する助成をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2番目のワイナリーの経営については、コロナ禍にあり、販売が順調に進んでいない事業者もあると聞いております。在庫を抱えておまして、営業の相談とか借入金、あるいは金利の負担など事業補填が必要と考えております。また、農協のさわやかりんご直売所も2年後に閉鎖という話も出ており、1億円を売り上げる直売所の存続をどのように考えていくのか。そのための環境整備や助成等をしていく気はないのか。

それから、3番目、現在、簡易電柵でございますが、先ほど村長のほうから3万円の助成に増やしたと。非常に心強い回答をいただきましたが、恒久電柵、永久電柵に切り替えて、村単独で、少しの距離でもいいですから、毎年少しずつでもいいですから、管理の楽な永久施設にさせていただきたいと思ひますが、これについて御答弁願ひます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

再質問にお答えします。

いろいろ発案し合ひまして、ちょっとどのようにまとめていいか、今、考えていますけれども、まず旅館に対しましては、今までいろいろな事業者支援ということで、最初、半年間で何とかなるだろうと、こういう見通しをしていましたけれども、長引くということで、減免につきましては令和4年度1年間ということで、今、議員の皆さんにお願いしようということで提案を申し上げているところでございますが、そのほか、あとつい先日、国のほうでの海外の旅行者1万人を2万人にしたと、こういうふうなこともありますけれども、先ほど申し上げましたG o T oキャンペーンの再施行ということもありますので、そういったものも含めて、またコロナ対策も対応基準も変わってきておりますので、そういった意味を含めて、皆さんに来ていただける、そんな土壌をつくっていきたくと、このように考えております。

次に、ワイナリーにつきましては、いろいろ事業者の皆さん、御苦勞をされているのは承知しておりますけれども、先ほどのいろいろな補助金等を利活用していただいて、それぞれまた努力をお願いしたいかなというふうに思っております。そして、共選組織につきましては、J Aの組織の一つでありますので、これは村との連携といいますか、そういうふうなものも大事になってきますので、その辺はJ Aと連携を強化しながら、大事な直売所でありますので、進めていきたいなと思っております。

次に、電柵の村単独分についてのお話ですが、なかなか恒久電柵となりますと設置費用も大分高額になってまいります。国の補助金等も十分利活用してやっていきたいと思っておりますけれども、話とすれば、多少、その辺の補助金についても利用できる。そういうふうなものもあるとお聞きしておりますけれども、どの程度ハードルがあるのかよく分かりませんが、その辺について十分進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————9番 松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

経済情勢の厳しい中、村商工業者、観光業者、農業者、全ての業者が村発展のため頑張っけてコロナに立ち向かっているわけでありまして。高山村村政の発展は、皆様、産業を形成する人々により成り立っていることを考え、長期的な、継続した、細かい村独自の地域資源活用への支援を強化していただくよう要望いたしまして、私の質問を閉じさせていただきます。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で松本 茂議員の質問は終わります。

しばらく休憩します。

ただいまから場内換気のため10分間休憩します。会議は午後2時20分に再開します。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

通告に従いまして質問いたします。

初めに、安全な通学路についてお聞きします。

先日、ある方から荒井原の村営住宅東側の役場方面から来る道路の歩道を、駐在所の南の小学校南側道路との交差点まで延長し、そこに横断歩道を設置してほしい。これは、二ツ石・黒部方面からの小学生の安全のためだというような話がありました。

そこで、私も調べてみましたが、その方がおっしゃったとおり、役場方面から荒井原につながる道路の東側には歩道が設置されておりますが、歩道は駐在所の北で終了し、駐在所の北から県道までは道路の西側に歩道があります。そのため役場方面からの歩行者は駐在所の北で一旦横断歩道を通り、そして西側に横断していかなければならないということになります。

そこで、二ツ石や黒部、荒井原の小学生の登下校は荒井原の墓地の北側を通りますので、駐在所南の小学校南側道路との交差点にたどり着きます。そうしますと、そこには横断歩道はありません。そのため、例えば一旦歩道のない道路の東側を役場方面に向かい、駐在所北の横断歩道を通ってプール側から校舎に入るか、また改めて道路の西側の歩道を通って南側の道路のほうから校舎に入るかなど、かなり遠回りを余儀なくされております。

大人なら横断歩道がないところを横断して、小学校の南側の道路の西にそのまま行って、小学校に入るという場合が多いのではないかと思いますけれども、小学生はどうでしょうか。私は、この駐在所南の交差点、利用者は少ないかもしれませんが、小学生の安心安全の登下校のためには、まず横断歩道なり、また安全に横断できる標示の設置を求めたいと思います。

また併せて、小学校南側の道路のその南側の橋にはグリーンベルトが設置されておりますが、北側にはありません。道路の幅員は広めですので、北側にもグリーンベルト、または歩道の設置も要望したいと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

安全な通学路についてお答えいたします。

村では、日頃から須坂警察署や交通安全協会など関係機関や関係団体などと連携を図りながら、交通安全啓発活動を始め、小中学校等における交通安全教室の開催など交通安全対策の強化に努めているところであります。

そのような中で、通学路につきましては、毎年、村と小中学校のPTAの皆さんや須坂建設事務所、須坂警察署や村教育委員会などで組織する高山村通学路交通安全推進協議会において、要望のあった危険箇所などの現地調査を行った上で改善を図るなど、通学路の安全確保に努めているところであります。中でも横断歩道の設置につきましては、県公安委員会の管轄となりますことから、必要の都度、対応窓口となる須坂警察署に要望し、改善に向けて鋭意努力しているところであります。

一方、交差点標示など道路上で警戒すべきことや危険を知らせ、注意深い運転を促すための警戒標識及び路面標示などの設置につきましては道路管理者の所管となるため、村道におきましては、関係機関や関係団体などの皆さんと現地確認を行い、必要に応じて整備するなど、通学路等の安全確保に努めているところであります。

そこで、駐在所南側の小学校に向かう三差路へ横断歩道を設置することについてであります。横断歩道の設置に当たっては、昨年9月議会の一般質問でお答えいたしました。横断歩道の設置基準によりますと、本村のような非市街地におきましては、隣接する横断歩道からおおむね200m以上離れていることと規定されております。

このため、議員お話の横断歩道につきましては、隣接する駐在所前の横断歩道から数十mしか離れていないため、須坂警察署では既設の横断歩道との間隔が近過ぎることから設置は困難である旨の見解が示されており、村といたしましては、歩行者の安全を守るため警戒標識や路面標示など別の方法により対応できないか検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、小学校の南側を走る村道の北側へグリーンベルトを設置することについての御提案でございますが、グリーンベルトは一般的に多くの児童生徒が通学に利用する道路であることを示すため、主に歩道と車道が区別されていない道路において、歩行者が通行でき、車は通行できない範囲を示した緑色に塗装された路側帯のことで、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分けする目的で設置するものであります。

そのような中で、議員御提案のグリーンベルトの設置につきましては、既に村道の南側に設置されていることや、議員お話のとおり、利用者が少ないこと。また交通量もそれほど多くないことなどから設置の是非も含め、総合的に研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

したがって、村といたしましては、今後とも交通事故のない安全安心な村づくりを推進する

ためにも、小中学校PTAの皆さんや警察署、交通安全協会など関係機関や関係団体などと連携を図りながら、引き続き通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

————— 8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、再質問いたします。

それでは、教育長なり次長にお願いしたいと思うんですが、今の建設課長の話からいきますと、私が御家族の方に聞きしましたら、荒井原の墓地の北を通っていくと、今おっしゃられた駐在所の南側へ生徒さんたちは出ていくんですね、朝の登校時ですね。そうしますと、そこから学校へはどのように入るかというふうにちょっと思ったわけです。先ほども言いましたように、もし一旦、北の役場のほうへ行って、現在の横断歩道を通っていくというような形になるのか、それともそういうことを見過ごして、そのまま西のほうへ行くというような通学路になっているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（西原澄夫議員）

————— 山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

今の御質問にお答えします。

今、通学路、墓地のすぐ前というか斜めのところを通って出てきますけれども、横断歩道が近くにありますので、少し遠回りになりますけれども、それはそんなに長い距離にはなりませんので、横断歩道を渡って安全な通学路ということで通学してもらっているかと思えます。だから、下りてきて、東側というんですかね。そちら側を渡って横断歩道まで歩いて行って、横断歩道を渡っていただくと。こういうことでお願いしたいと思えます。

以上であります。

○議長（西原澄夫議員）

————— 8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、再々質問とします。

先ほどの交差点のところには、教育長お願いしたいんですが、例えば交通安全の週間ありますね。そのときはなかなか安全協会の方かそれとも保護者か、ちょっと大変恐縮ですが、立ってくれてないということで、子どもさんへの指導といいますか、そういうこともしてないよというような話もお聞きしました。ですから、そういうことも今後、ぜひどなたかが立って安全指導していただくことができればいいかなというふうに思います。

ちょっと私の提案ですが、今、教育長がおっしゃったように、東側の歩道のない道路を一旦、北のほうへ、役場側のほうへ来て登下校するというような話になったとすれば、やっぱり現在の駐在所の北側で歩道が止まっているのをもう少し延ばすというようなことが、今度は村政としてお願いできないのかということもちょっと思ったりもしております。

ある村民の方、私にお話しされた方は、できれば今の東側のある横断歩道をもうちょっと南のほうへ延長して、そして小学校のほうへ行くようなというようなことができればいいなど。そうすると横断歩道も移設してというような話になるわけですが、そういうことが可能かどうかというのも、そういうことも含めて検討していただければなというふうに思います。

あわせて、もう一つお聞きします。

ちょっと話変わります。高杜神社から荒井原の県道のほうまで出る区間、赤和団地の下側から県道までの間、少し距離があるというふうに思います。そこにも道路端にグリーンベルトを造ってありますが、この辺りも道路幅は少し狭いので、ここは子どもたち、通学しておりますので、この辺りの今後の計画も含めてお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

どちらに。

○8番（湯本辰雄議員）

教育長。

○議長（西原澄夫議員）

———山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

それについては、今、計画は特にございませんが、御要望としてお聞きし、また現地などを見ながら、先ほども課長が申しましたように、通学路の安全点検のときに再度確認をさせていただきたいと思います。今、幅を広げる、狭める、このとおりというようなことはここでは即答は申し上げられません。そんなことでよろしくお聞きしたいと思います。

以上であります。

○議長（西原澄夫議員）

———荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

今、御質問のありました、高杜神社から小学校のほうへ向かう県道までの間の歩道の関係でございます。これまで通学路にはなっておりまして、子どもさんが通学しているというのは承知はしていたわけですが、グリーンベルトを設置させていただいて、車道と歩道を区分けして通学していただいているというのが現状でございます。

歩道の設置につきましては、先ほど教育長もお話しされましたけれども、PTAの皆さんとか関

係者の皆さんと相談をさせていただき上で、また検討なり研究なりをさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（西原澄夫議員）

————— 8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、村内のそのほか、やはり毎日の子どもさんたちの登下校の問題ですので、ぜひ安全な道路づくり、お願いしたいと思います。

次に進みたいと思います。

高齢者福祉センターについて質問いたします。

高齢者福祉センターは、平成15年に浴室と小会議室や大広間が設置され、建設されました。その中の浴室は60歳以上の皆さんが1日の疲れを癒やすため、年間利用される方も多く、喜ばれております。また平成23年度からは、7月から9月までの期間を暑さ対策として使用料を無料としました。そのため、夏は暑さよけ、また冬は寒さよけなど御自分の生活に合わせて利用されております。

さて、この高齢者福祉センターの利用者数は、建設当時の平成15年度の年間の利用者は1万2,662人で1日当たり36人でしたが、平成30年度では1万1,219人で1日当たり32人で若干減少ぎみとなっております。平成30年度はコロナ禍の前ですが、4月から6月は1日平均27人でしたが、7月から9月の無料期間は34人、9月から3月までの秋冬の期間が1日33人ということでした。コロナ禍の令和2年の1日の利用者は、4月から6月は12人、7月から9月の無料期間は33人というような形になっております。最近の利用者は1日およそ20人ぐらいというふう聞いております。

そこで、改めてコロナ禍以前の平成30年度の年間利用者数1万1,219人から無料期間の利用者数を除くとおよそ8,100人となります。そこから、会議や、暑さ、寒さから逃れ、休憩室のみを利用される皆さんを除きますとさらに減少するということとなりますので、年間の利用料収入は80万円程度ではないかと私としては考えております。したがって、私は現在の当村の財政状況を考慮しますと、無料にするということができると考えますけれども、村長の答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村長（内山信行）

高齢者福祉センターについてお答えいたします。

高齢者福祉センターは、老人福祉法及び社会福祉法に定める福祉施設の一つである老人福祉センターとして、低額な料金で高齢者の皆さんの健康の増進や教養の向上、またレクリエーションのための便宜の総合的供与や仲間同士の親睦、交流を図るための施設であり、平成15年4月、山田温泉の松の湯荘から現在の保健福祉総合センターにその機能を移し、村内にお住まいの60歳以上の皆さん

んに御利用いただいているところでございます。

開所時間は午前9時30分から午後4時までであり、平成15年の開所時から変更はございませんが、施設内の浴場利用に当たっては平成17年7月1日より有料とし、1人1日100円の御負担を頂いております。

そのような中、平成23年7月からは東日本大震災による原子力発電所事故の影響に伴う電力供給量の不足から、御自宅での冷房機器の使用を控える高齢者の皆様を想定し、熱中症予防の観点から、9月までの夏季3か月間を無料開放することとし、現在においても、地球温暖化の影響による異常気象に伴う熱中症予防のため、夏季3か月間は毎年継続して無料開放を実施しております。

また、施設の利用状況でございますが、平成15年度の開所当時の年間利用者数は1万2,662人でありましたが、その後、5年ごとの推移を見ますと、平成20年度は8,698人、平成25年度は9,227人、平成30年度は1万1,219人、さらに新型コロナウイルス感染症拡大後の令和2年度は8,682人と、議員御指摘のとおり、その時々状況により変動は見られますが、当初の1日平均35人程度から、現在では25人程度と減少傾向でございます。

そこで、議員お尋ねの、現在の本村の財政状況を考慮し、無料とすることについてであります。この施設の浴場利用の場合の有料化につきましては、平成16年の行政改革推進委員会において、当時、国が進める三位一体改革の中で持続可能な自律の村づくりを目指すため、事務事業や補助金等の見直しに加え、使用料及び手数料についても受益者の応分負担の原則に立ち、厳しい見直しの御提言をいただいたことを受けまして、ブロック行政懇談会等を通じて、当時の老人クラブを始めとする関係団体や村民の皆さんの御理解を賜り、御負担をお願いすることといたしました経過がございます。

令和2年度の利用料収入は、夏季の無料期間を除きますので48万6,600円であります。大変厳しい行財政状況の中で持続可能な村づくりを推進するためには大変貴重な財源と考えておりますので、応分の御負担に御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

——— 8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、再質問いたします。

当初、私は夏の無料期間はもっと利用が増えるのかなというように思っていたわけですが、あまり夏の無料期間としましても、そんなに増えてないということです。それで、高山村の元気な、お風呂へ自分で来られるという人が大半ですので、そういう元気な高齢者の方は、やっぱり真夏であつてもしっかり働いていらっしゃるんだと、特に日中ですね。というふうに改めて思いました。朝10時から夕方4時までという利用時間がありますので、そのようになってしまうのかなというふうに思います。

しかし、利用者の人数を増やすというようなことがあったほうがいいのかというふうには私は思っています。できれば利用者増を求めるとというのが一つのいろんな事業の上で必要なことではないかなというふうに思います。

そうしてみると、現在でも当然、秋から冬にかけてのほうが利用者が増えていると。夏の無料の期間と同じように、秋から冬は100円支払っても使う人はいるということが実態としてもあります。そうしますと、私は利用者増というのをもし求めるならば、秋冬も無料にすればいいのではないかなというふうに思っております。

それで、この近在の高齢者施設、公営の高齢者施設で無料はあるのかなというふうに思いましたら、この近くはちょっと分かりませんでした。上田市はやっておりますね。高齢者福祉センターという名前です。また、名古屋は全く財政規模とか人口から違いますけれども、何とか福祉会館というような名前のところが無料でやっているというふうにネットには出ておりました。

そういうことで、先ほど村長が言われました、本村のここ数年の利用者数の利用料の収入とすれば、私はそれこそいつでも無料にしてもいいのではないかなというふうに思います。村内には幾つもの温泉施設あります。しかし、高齢者福祉センターの利用料金が、たとえ無料になったとしても、ほかの温泉施設とは利用される条件が違います。そのため、ほかへの影響は少ないのではないかなというふうにも考えます。また、本村でもこれから全国と同様、高齢者が増加します。元気で活躍していただくためには、センターは大変大切な施設です。コロナの収束後、様々な立場で長く高山村の発展のために御尽力いただいている皆さんに、さらに元気で、様々な面で活躍していただくためにも、改めて浴室利用料の無料化をぜひ御検討くださることをお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

それでは、再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で、老人福祉センターとして低額な料金でと、こういう答弁を申し上げたと思えますけれども、全国のこの施設は原則的には無料というのが基本でございます。そういった意味で、本村の老人福祉センターについては基本的には無料でございます。ただ100円頂いておりますのは、温泉施設を利用していただくと、こういうことで100円を御負担いただいていると、こういう経緯が23年の行政改革の御提言もいただきましたので、御了解いただいているところでございます。

そして、利用者の増という、こういうことで議員御指摘がありましたけれども、一番の目的は健康増進、そして地域の活性化ということがあろうかと思えます。そういった点では、100円の御負担をいただきますけれども、ぜひ仕事の疲れを癒やしていただく。あるいは地域の皆さんとの絆を

深めていただく。そういった点で、ぜひ1年間を通して利用をいただく施設として御利用の増を図っていただければ、村民の皆さんに御理解いただければ大変ありがたいと思いますので、その辺、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

質問ではありません。今、村長の答弁を受けて一言発言させていただきたいんですが、先ほど私が上田市の高齢者センターとか名古屋、これはやはりホームページに温泉施設が無料というふうに出ているところであります。ですので、もし時間がありましたら見ていただければなというふうに思います。

それで、今後も高齢者の方が元気で暮らせるような施策をぜひ、様々な面も含めてお願いしまして、私は以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

以上で湯本辰雄議員の質問を終わります。

————— 1番 久保田雄吉議員。

○1番（久保田雄吉議員）

通告に従って質問させていただきます。

昨年、山田温泉の藤井荘で将棋名人戦が開催され、また先日は本因坊戦が開催されました。村で名人戦が行われるのは初めてで、前例がないということです。私は、この村の観光が全国的にレベルアップして、全国的に知られるようになったから選ばれたのかなと思っていましたが、そうではなかった。藤井荘の社長の執念とも言うべき御努力で誘致に成功されたことを知り、本当に頭の下がる思いがいたします。全国へこの村を発信する努力に心から敬意を表したいと思います。

その行動の中で、藤井荘の社長が、この村は知名度がないと言っておられました。この村には山田温泉、五色温泉、七味温泉、奥山田温泉、松川溪谷温泉、YOU游ランド、蕨温泉、子安温泉があり、また雷滝や八滝、四季の松川溪谷、ヤマボクスキー場などがあり、果物もおいしいと全てそろっているこの村で、どうしていつまでも知名度が上がらないというのは不思議なことだなというふうに思います。

そこで、私は今日、この高山村という名前を改名する必要があるという観点から質問させていただきたいと思います。

さて、私は以前、須坂長野東インターチェンジという高速道があります。名前が須坂長野東インターチェンジです。そして、小布施には小布施スマートインターチェンジ入り口があります。これを小布施町にお願いして、小布施高山に変更できないものかなというふうにちょっと考えてみたことがあるんです。皆さんも、それはいいかなと思われる方もあられるかと思います。

でも、よく考えてみると、これは小布施町は認めないことだろうと思うし、全国的に見たら違和感のあるというか、おかしいことになるというふうに私は思いました。それは、やっぱり高山村の南西の方角110km、アルプスの槍ヶ岳の向こう側に高山市というのがあるわけですよね。そんなに遠くないところにあって、全国的に有名な高山市があるわけです。小布施町も全国的に有名なわけです。だから、小布施高山スマート入り口ということは成り立たないというか、おかしいことになるわけです。

例えば、これから類推すると、長野から高山村に帰ってくるところで、道路標示に小布施方面、高山方面とあります。私たちは当たり前で高山村のことだと思えます。でも、よそから来た人は、小布施方面へ行くのと、飛騨の高山方面へ行く標示かなと間違ってしまう可能性もあるんじゃないかと思うわけです。

それから、このことはいろんな旅行雑誌を編集する立場の方からしても関係してくることじゃないかと思うんです。例えば、小布施・高山方面の特集とか組もうとした場合に、まずいというか困るわけですよね。だから、例えば小布施を組むときは、小布施をメインにして、高山はそこへ、旅館や何かをちょっと載せるみたいな、そんなふうになってしまうんじゃないかと私は思うんですけれども。

例えば信州高山温泉郷、これは当たり前で、いいかなと思っているけれども、私たちが勝手に思っているだけで、周りの人はそうは見ないんじゃないかなと。というか全国的には通用しない話なんじゃないかというふうに私は思います。もっと言えば、長野県に高山というのがあること自体がおかしいんじゃないですか。長野県の中に岐阜県の飛び地をつくるようなものではないでしょうか。私たちは本当に長野県民なんじゃないでしょうか。

例えば、インターネットの検索で「高山」と入力しても、高山市がずらずらと出てきて、高山なんか出てきません。どうしても「高山村」と入力しなければならないんです。高山村というのは、それで入力すると群馬県の高山も出てくるわけです。それで、最近はいろんな写真も出てくるようになって、「高山村の画像」とかいうと、この村の画像も出てくるけれども、群馬県の高山村の画像も交じって出てきたりするわけですよね。いろいろと問題があるんです。

そういうことを考えた場合に、私は以前、2007年11月に山田温泉で開かれた温泉地域学会で指摘されたことを思い出したわけです。第10回日本温泉地域学会が開催されましたが、このところには当時の高山村の村長も出席され、須高ケーブルテレビでも放送されたわけで、私はそのビデオを見たわけですが、そのときに温泉地域学会の副会長さんが、高山村に対して提言といいますか指摘をなされたんですが、そのことについて分かっておられたら答弁をお願いしたいと思います。お願いします。1問目の質問の答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

席外してください。答弁求めているんでしょう。

○1番（久保田雄吉議員）

求めているんです。

○議長（西原澄夫議員）

着席してお待ちください。

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

2007年の日本温泉地域学会からの指摘事項の内容についてお答えいたします。

今から15年前の2007年11月に山田温泉で、日本温泉地域学会の総会が開催され、そのときの研究発表の中で、当時北海道大学医学部名誉教授の阿岸先生から講演をいただき、その中で本村に対する提言があったものと思われまます。

しかしながら、当時、収録したケーブルテレビ番組の媒体を探してみましたが見つからないため、村に対する具体的な提言内容は分かりませんが、学会のホームページの一部に掲載されていた教授の講演は「温泉地から健康保養地へ」との題として講演されておりますので、当時、村では健康志向のニーズに即したアンチエイジングの里として村づくりを推進しておりましたので、その方向性について御提言をいただいたものと思われまますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————1番 久保田雄吉議員。

○1番（久保田雄吉議員）

ありがとうございました。

今の御答弁、私が考えていたものと違うんですけども、私が須高ケーブルテレビで見ましたものは、副会長さんのお話で、ここで高山村は高山という名前のゆえに、この観光地は一流になれませんかという、そういう指摘をいただいていたんです。高山ということで観光宣伝ができないということは致命的なことではないかと私は思うんです。

そして、私はこの5月5日、連休のNHKのテレビで、長い歴史のある飛騨高山市の連休中のにぎわいを伝える番組を見ていて恥ずかしくなりました。高山市は年間400万人以上の観光客が行く。外国人も60万人も行く。そして、歴史も安土桃山時代には飛騨高山城があり、江戸時代には飛騨高山藩があった。そして、鉄道は高山本線まであるんです。この高山村は、65年より前には高山という名前では何の歴史もないんです。この村は歴史、古いですけども、高山という名前では65年より以上前には何も無いわけです。

また、農産物の観点からも、高山ブランドというわけにはいかないですね。だから、さわやかりんごとかそうなるんだと思います。以前、私は近所の方から聞いた話ですけども、親戚が東京で果物屋さんをやっていて、高井のりんごは特別なんだよと、ブランドになっているという話を聞きました。でも、この村は高井というのを捨てて、ブランドとしては使えない、もう先客があつて

使えない。高山共撰所にして、そしてさわやかりんごにしたわけですね。

私もりんごを作っていて全国に発送しているんですけども、ちょっとお客さんに聞いてみたんですよね。高山村ってりんごができるイメージありますかって。そしたら、送ってくるからできるんでしょうって、そんな答えですね。飛騨の高山も果物ができるといふようなところではなくて、牛を育てたりとか林業とかそういうところですね。高い山の上でできるとすれば山ぶどうぐらいな、そういうイメージだと思うんです。

でも、高山のりんごって長野県でも飛び切りの、一番じゃないですか。自慢のりんごですね。それで、りんごというのはみかんと比べてりんごのほうが格は上ですね。例えばみかんだと、私らは宇和島みかんとか三ヶ日みかんとか知っています。高山のりんごは長野県一ということは日本一ということですよ。でも、全然知られていないわけじゃないですか、一般には。

前に、今年ですか。果樹の災害の質問をしたときに、共撰所が盛況で売れているという御答弁をいただきました。でも、そのときの話が安いから売れているというような話をしていただきました。1,000円で詰め放題ではもうからないんです。最初の宣伝期間はいいですけども、やっぱり高いものを売らないともうからないんです。それで、あそこのすばらしい産地からもらったということにならないと駄目なんですね。ただ、おいしいりんごを贈れば、おいしかったよで終わってしまうわけです。それではブランドにはならないわけです。だから、結局、りんごもいずれはよそと統合されてしまうとか、そういう話になってしまうわけです。

私たちも、例えばこの村から旅行に行ったときにどこから来ましたかと言われて、皆さん、何と答えます。高山村と言って、飛騨の高山でない、長野県の高山ですとか言ってないですか。私たち自身が一番よく知っているじゃないですか、飛騨の高山がブランドだということは。

今のブランドの話はここで一応区切りとして、この高山村にはもっと深刻な問題があるわけです。質問の2番目ですけども、昨年、この村で生まれた子どもは何人ですか。そして、65年前ですか。私が小学校1年に上がるか、上がらないか、その頃だと思いますが、この村が合併しました。その当時、高井小学校、山田小学校、奥山田小学校の児童生徒、何人いたんでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

昨年、本村で生まれた子どもの人数についてお答えいたします。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間に本村で生まれた子どもさんの数は26人あります。

次に、合併当時におけるそれぞれの小学校の児童数についてであります。高山村は昭和31年に高井村と山田村が合併し、高山村が発足いたしました。当時、小学校は、高井村には高井小学校と

牧分校があり、山田村には山田小学校と奥山田分校がありました。合併当時のそれぞれの児童数は、高井小学校は507名、牧分校は109名、山田小学校は241名、奥山田分校は163名の児童がそれぞれ在籍しておりましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 1番 久保田雄吉議員。

○1番（久保田雄吉議員）

ありがとうございます。

昨年は26人ということでしたけれども、前の年はもっと少なかったというふうに聞いております。そして、これは合併当時の奥山田小学校レベルの人数じゃないかと、そういう感じですか。この村の人口規模からすれば何十人とか、あるいはもっとたくさんの子どもが生まれるべきではないでしょうか。どうして子どもが生まれないんですか。それは、お嫁さん、お婿さんが来ないということに尽きると思います。それで、やっと見つけてきても、若くなければ子どもは生まれないんです。そして、また若い人が結婚して、この村に住まないで、須坂や長野に行ってしまうんです。どうしてでしょうか。

私はりんごを作っていて、一茶館の近くの畑にいたんですけれども、この間、ダンプカーが止まって、運転手さんが下りてきて、何を聞くと思ったら、ここは標高どのくらいあるんだいと。何でそんなことを聞くんだらうなと思って。そしたら、この村は高い山の村だっていうから標高どのくらいあるのか聞いたかったということなんです。なるほど、そういうことかと思ったわけですが、その人は綿内の人だっていうんです。すぐ近くの人でも高い山の村だと思っているわけです。

議長、ここでちょっと補足質問をお願いしたいと思います。村長にお願いしたいんですが、簡単なことです。

○議長（西原澄夫議員）

通告に沿った質問をお願いします。

○1番（久保田雄吉議員）

そうです。すぐ答えられることですので、お願いします。

上高井郡、下高井郡ありますよね。その高井というのは、この村のことではないでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

通告に従った、質問。

（「休憩しましょう」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午後3時08分 休 憩

午後3時13分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————久保田雄吉議員。

○1番（久保田雄吉議員）

高山村は善光寺平にある村だと思うんですけども、間違いないですよ。それで、私は須坂の人に高山村も善光寺平なんだよと言ったら、「うそ」というふうに言われました。高山村は善光寺平にあるはずなのに、山の村とっていますから、やっぱり皆さん、村外の方の認識は善光寺平じゃないという、そういう意識だと思います。これは、この村に住んでいる方も何となく善光寺平だなと思っている人はそんなにいないんじゃないかと思うんですよ。結局、私らは山の村に住んでいると、そういうことですよ。

この役場の北側には住宅地が広がっています。広い住宅地が広がっています。でも、長野県庁の北側には山がありますよね。長野市も山なんですよ。高山村のほうが、今の役場の北側のほうがよっぽどまちですよ。善光寺へ行く参道も、あれは結構、傾斜があります。長野県は山岳県ですから、ほとんど扇状地で成り立っている県らしいです。高山村は松川の扇状地であるところです。

この高山村は、やっぱり長野県でも「信濃の国」で歌われている4つの平の中で一番大きい善光寺平にありますよね。松本、伊那、佐久、善光寺。善光寺平にあるということは、やっぱり長野県庁より遠い市町村からすれば、本当にうらやましい限りのいい場所にあるということです。しかも、高山村は善光寺平の中で一番眺めがよくて、そして長野駅にも30分、40分で通勤できるとか、そういう場所にあるわけです。

私も以前はりんごを作っていて、りんごを出荷していて、その日の集荷に間に合わなかった分を長野の営業所へ持ち込んでいたわけですけども、高山村で遠くて嫌だと思ったんですけども、よく考えてみたら、15分、20分で行かれるんですよ、インターのところへ。これが中野市だったり山ノ内町だったらそれはできないわけですよ。だから、本当に千曲川がなかったら、ここも大長野市と言っていいような、いい場所にあるわけです。

（「合併すればいいのか」の声あり）

○1番（久保田雄吉議員）

そうじゃなくて。だから、山の村と言っていれば、お嫁さん、お婿さんが来ないじゃないですかと言いたいわけですよ、結局。

（「質問して、質問」の声あり）

（「村長選のとき何を言ったんだ」の声あり）

村長選のときは……

（「質問して」の声あり）

それでは、3番目ですけれども、以前、中学生議会から、この村の名前を改名して欲しいという要望がありましたが、そのときのいきさつ、そして村の回答、対応はどうだったのか、お願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

以前、中学生議会から要望された「村の改名」についてお答えいたします。

中学生議会は、高山中学校の生徒が未来を担う青少年の立場から、学習の成果や意見・要望を述べ、村当局に提案することで行政に対する理解を深め、地域住民や村民の1人としての自覚と決意を深めることを目的に平成11年度から始まり、主に生徒が1年間学習してきた総合学習の成果を発表する機会とともに、それらの学習を通して学んだ内容から村への提言等を行ってきたところであります。

そこで、中学生議会で提案された村の改名についてのお尋ねではありますが、平成17年度の中学生議会において、女子バレーボール部が全国大会へ出場し、見事3位になられた選手の方から質問があり、全国大会では長野県高山村の知名度が低く、他県の市や村と間違えられてしまい残念であった。高山村の知名度を上げるために「信州高山村」に改名したらどうかという提案がなされました。

さらに、平成23年度の中学生議会においては、中学3年生の皆さんが高山村のPRコマーシャルを作成する中で高山村の認知度を調査したところ、県外の方の中には飛騨高山や群馬県高山村と勘違いしている人がいるなど改めて認知度が低いことが分かったことから、飛騨高山や群馬県高山村と区別して、高山村のよさをアピールするために村名を「信州高山村」に改名する提案がなされました。

これに対し村では、観光パンフレットやポスターの作成、配布、テレビやラジオなどの媒体の活用のほか、日本で最も美しい村連合への加盟等を通して高山村のPRに取り組んでいることを説明させていただいた上で、高山村が誕生して56年を迎え、高山村という名称は村民の皆様が親しまれてきたことや先人の皆様命名された歴史と伝統のある名称であり、今後も大切にしていかなければならないと当時の村長から答弁を申し上げ、御理解をいただいたところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————1番 久保田雄吉議員。

○1番（久保田雄吉議員）

ありがとうございます。

中学生も当時からいろいろ問題意識を持って、この村に提言されていたことをすばらしいと思います。私たちは未来を担うこの生徒たちの気持ちをもうちよっと考え、若い人の要望に沿って村政

を進めていただけたらなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で久保田雄吉議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後3時23分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月7日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 勝 山 正 弘

署 名 議 員 滝 澤 聖

署 名 議 員 梨 本 進

令和4年第3回高山村議会6月定例会一般質問目次

令和4年6月8日（水曜日）

2番	勝山正弘議員	79
	職員の教育・管理について	
	YOU游ランド等の公共温泉施設の利用者の確保・拡大について	
	温泉のもたらす副産物の事業化について	
5番	沖島祥介議員	89
	役場庁舎に設置してある太陽光発電設備の余剰電力の活用について	
	定住支援室の現状の問題点について	
	コロナウイルス感染症対策としての行事の取り止めについて	
	役場内の職員の勤務状況について	
7番	黒岩清道議員	103
	高山村の情報発信について	
	村の拠点について	
6番	高井央葉議員	111
	学校給食における地域食材の利用について	
	高山村の特産品PRと販路の拡大について	

令和4年第3回高山村議会6月定例会会議録（第3号）

令和4年6月8日（水曜日）

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

質 問 し た 者

2番 勝 山 正 弘 議員

5番 沖 島 祥 介 議員

7番 黒 岩 清 道 議員

6番 高 井 央 葉 議員

出 席 議 員（12名）

1番 久保田 雄 吉 議員

2番 勝 山 正 弘 議員

3番 滝 澤 聖 議員

4番 梨 本 進 議員

5番 沖 島 祥 介 議員

6番 高 井 央 葉 議員

7番 黒 岩 清 道 議員

8番 湯 本 辰 雄 議員

9番 松 本 茂 議員

10番 山 寄 秀 治 議員

11番 柴 田 弘 男 議員

12番 西 原 澄 夫 議員

欠 席 議 員（なし）

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行

副 村 長 藤 沢 敏 和

教 育 長 山 岸 深 志

総 務 課 長 宮 川 裕 明

住民税務課長
（会計管理者） 西 原 一 美

健康福祉課長 堀 一 生

産業振興課長 小 淵 義 彦

建設水道課長
（定住支援室長） 荒 井 孝 浩

教 育 次 長
（人権推進室長） 山 崎 久 志

事務局出席職員

事務局 長 山 崎 賢 一 書 記 槇 田 和 子

午前10時00分 開 議

○議 長（西原澄夫議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程の報告

○議 長（西原澄夫議員）

本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議 長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

コロナウイルス感染症対策のため、質問席、答弁席にアクリル板を設置しておりますが、原則マスクを着用して発言してください。

また、1時間を目安に換気及び質問席、答弁席の消毒のため休憩を取り議事進行したいと思います。

テレビ中継の場に質問者のカメラ撮影を許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議 長（西原澄夫議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

では、一般質問、通告に従いまして、勝山のほうで3件質問させていただきます。

まず、1つ目の質問事項としまして、職員の教育・管理についてであります。

内山村長は、人を育てることの重要性を訴えられております。これについて私は同感なんですけど、職員に対する教育は十分でしょうか。特に今年は、新人の採用が例年になく多く11名となっております。マナー研修、山本五十六スタイルの教育、メンタリング等、教育の種類や仕方はたくさんありますが、直接の指導者の負担は非常に大きいと思われまして。職員は貴重な人材であり、財産でもあることから人財とも呼ばれています。独り立ちするまでの仕組みやフォローはできていますか。村長答弁をお願いいたします。

また、管理のほうですけれども、最近報道をにぎわしているのが、山口県阿武町での職員による多額の振込騒動です。当村においても介護保険料の過大徴収・還付等があります。どれも二重三重のチェックができていないことが要因です。精神論では効果が見られず、やはり仕組みとして取り組むチェック体制が必要と思われまして、どう考えて対応されていますか。御答弁をお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

職員の教育・管理についてお答えいたします。

本村の職員採用につきましては、定年等により退職する職員の補充を基本的な考え方に据え、行政が停滞することのないように、毎年度、計画的に採用を実施してまいりました。しかしながら、令和4年度は定年を前に退職する職員が多くいたほか、行政需要の変化に対応し、安全・安心な村づくりを推進するための組織再編に伴う係の新設などがあり、議員お話しのとおり11名という大変多くの職員を新たに迎える中で、行政運営に当たっているところであります。

そこで、まず初めに、職員に対する教育についてのお尋ねでございます。

本年度の職員採用に当たっては、早く職場に慣れ、業務に当たることができるよう3月28日から31日までの4日間にわたり新規採用職員研修を実施いたしました。この研修では、公務員としての心構えや役場組織に関すること、財政状況や防災計画の概要、基幹産業である農業や観光に関することなど、様々な研修を実施したほか、土地勘のない職員が多くいることから、村内公共施設の案内を実施するとともに、内示先において実際の業務を経験させることで一日でも早く職務に慣れることができるような研修を実施いたしました。

また、長野県市町村職員研修センターが主催する新規採用職員研修等に参加するなど、職員としてスキルアップするための研修を積極的に受講させるとともに、日常の業務遂行に当たっては、係長や前任の職員が常にフォローし、村民に不利益が生じることのないように緊密に点検した上で指導に当たっております。

さらに、人を育てるということは研修の受講のみで達成できるものではなく、職務しやすい職場

の雰囲気づくりも大変重要であると考えておりますことから、毎週月曜日の職員朝礼の実施のほか、可能な限り、毎朝、庁舎内を回り、職員に直接声かけを行って、挨拶などをきっかけとした意思疎通の大切さを伝えるとともに、細かな打合せの実施による情報共有などにより、将来を担う人材育成に努めているところでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務処理のチェック体制についてのお尋ねであります。

議員お話しのとおり、事務処理の誤りを未然に防ぐためには、担当者1人に任せるのではなく、またシステムに依存している状況を見直す、二重三重のチェック体制を確立することが重要であると考えております。

そのようなことから、事務処理に当たっては前例踏襲ではなく、常に疑問を持って取り組むよう職員の意識改革に向けた呼びかけを行うとともに、係長や課長がしっかりとチェックを実施するよう再徹底し、組織としてミスを根絶できるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

再質問ですが、教育のほうは、今おっしゃられたとおり新入職員事前研修4日間、あと村内の施設の見学等ありますが、そのほかには長野県市町村研修センターでの研修ということでしたが、村独自で何かそういうことをチームとかでやっているというのはいないんですか。それをお聞きします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村 長（内山信行）

基本的には、今決まったものですけれども、村内でもいろいろな接待業務とか、いわゆる村民の皆さんに私、常に職員が現場に一番近いということで、現場主義というのは職員自らがやるんだよと、こういうふうに申し上げております。そういった意味で、いわゆるマナーを含めた接触等、その辺については村独自で実施をしており、また要求によっては課のいろんな研修を実施しております。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

よく分かりました。

私は、前職、たまたま人事・教育というところに携わっておりましたので、参考になるかと思えますけれども、メンタリングというのをやっておりました。メンタリング制度というのは今思えば結構重要で、大事だったなと思いますので、簡単に紹介だけさせていただきます。

メンターとメンティー、メンターというのは先輩社員、それから直属の上司でありまして、メンティーというのが教えてもらう側ですね。ここで言う新人、これが入社と併せてそれぞれの新人にメンターを特定します。メンティーは新人ですので決まっています。メンターを特定しまして半年間コミュニケーションをとるというつき合いをさせるんですね。これは会社側が強制的にさせる。それで、メンターとメンティーの交流の場を月に最低1回以上持つようにということで、これは時間内、時間外を問わずやりなさいということでやっています。これは全てレポート報告、それぞれの立場、メンターであれ、メンティーでも報告というのを総務のほうに上げています。

時間外だとなかなかやりづらいというがあるので、時間外手当を出す代わりに会食手当という上限を決めまして、そういったものを請求していいというふうになっております。

おかげさまでそれが功を奏したかよく分かりませんが、半年間それをやってきて、悩み事とか相談事を直属の上司や先輩の方々と話し合うというのが出来上がってきて、不安を解消させるという効果があります。

前職のところでは新入社員を採用して5年以上リタイアする方がいなかったということで、結構ほかの企業の方も驚かされている状態でした。

そんなので、これからのコミュニケーションというのは簡単なんですよ。メンター、メンティーという言葉を使わなくても、それを定期的にルーティンで回して行って、自分が教えてもらった側が、今度は教える側になるというのでメンター教育、メンティー教育というのを1回受けておけば、あとはずっと回し続けられると。ですので、費用的に非常に少なくても効果があると思われまので、ぜひ機会があれば、そこら辺を試していただければと思います。

そのほかに、管理というところでは、よく分からないということで最近はやっている見える化というのがあります。見える化のほかに、前職のほうでは標準化作業を全部書面に表して、それを全部電子化しておりました。だから、分からない業務があっても、その作業標準という標準化のページを見れば誰でもできると。製造現場じゃなくても、これは間接部門の業務でも全部これは作りなさいということでやっていました。

ですので、これ作るのは大変ですけども、作ると非常に役立ちますし、後々フル活用できますので、役場の中でもそういうものができれば、お願いしたいと思います。規程集等は県の指導等でいろいろフォーマットができていますけれども、そのほかに自分のところでの教育、指導というスタイルはそういったものを使っていただければと思います。

ほかに、QCとか新QC、TWI、コーチング、最近では褒めて人を伸ばすとかいうほめ達とか、そういったものもやっていますけれども、一番取り組みやすいのは、そういったメンタリング関係、それと管理のほうでは標準作業と見える化、これをちょっと提案いたしたいと思います。

では次に、2番目の質問であります。

2番目の質問は、YOU遊ランド等の公共温泉施設の利用者の確保・拡大についてということで

す。

YOU游ランドの運営については、指定管理者の検討も以前されたと思いますが、現在は直接運営の形を継続されています。にぎわいの場の候補地にもなっております。直接運営の場合は収支の改善がやはり急務と思われる。運営委員会が入っていますが、PDCAサイクルが遅く、効果があまり出ていないように思われます。コロナ禍の影響で、利用者数はコロナ前と比べ、昨年度は半減の数値結果をいただいております。ただ、会員数は大きくは減少していません。会員数も村民と村民外でのウエートは、村民が40%、村民外が60%と従来とほとんど変化なく何年も推移しております。村民外が多くなっているという事実、それはなぜでしょう。村民のための割引サービスがないのはなぜでしょう。

他の市町村のケースでは、住民は入浴料金の3割の減額というのが多いと思われます。村民のための会員増を考えていますか。高山に住んでいる人への温泉の恩恵を享受という形で考えたいと思いますが、村としてはどう考えていますか。答弁願います。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

YOU游ランド等の公共温泉施設の利用者の確保、拡大についてお答えいたします。

村内の公共温泉施設はYOU游ランド、山田温泉大湯、蕨温泉ふれあいの湯の3つの施設がございますが、YOU游ランドはプールやトレーニングジム、マレットゴルフなどの健康増進を主体とし、運動後にも温泉でリフレッシュしていただくことができる施設で、多くの村民の皆様に御利用をいただいております。

そこで、村民のための割引サービスがないとお尋ねであります。平成5年5月にオープンした森林スポーツ公園YOU游ランドは、森林に囲まれた約7ヘクタールの広大な土地に、子どもから高齢者に至るまで幅広い年齢層の皆さんが体力の向上や健康増進の場として村内外を問わず多くの皆様に御利用をいただいている施設であります。

この施設のオープン当初は、年間12万5,000人の方に御利用をいただいていたのですが、その後、近隣市町村にも類似施設が建設されたことや、コロナ禍の影響などによりまして、令和2年度は年間7万7,000人まで減少しております。さらに、温泉施設特有の経年劣化は著しく、オープンしてから定期的に大規模改修を行うなど、令和2年度決算では5,200万円余りの赤字で、経営は極めて厳しい状況にあります。

このため、森林スポーツ公園の経営状況等について健全な運営が図られるよう調査、研究していただく組織として、平成5年12月に高山村森林スポーツ公園運営研究委員会を設置し、毎年、委員の皆様を経営状況等を報告させていただくとともに、村民の皆様を始め、利用していただく皆様に親しんでいただける施設を目指し、御意見をいただいているところであります。

また、Y O U 游ランドの収入の多くは、村内外の会員となっただいてはいる皆様の会員券収入で全体の約45%を占め、会員券収入はY O U 游ランドの運営に当たって大変大きな支えであり、その大半は村外者であることを考えますと、村内者への割引や村外者の料金の値上げなどは、長年会員で御利用をいただきました皆様の減少につながるということが予想されることなどから、これまでも研究会等で検討を重ね、現在に至っているのが現状であります。

そのようなことから、村民の皆様への割引サービスにつきましては、小学生以上の皆様へは1年間3回の無料券の配布や、70歳以上の方の割引や、障がいをお持ちの方やその方の介助者へ割引を行っておりますことから、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、村民の会員増についてのお尋ねであります。

村内にはY O U 游ランド、大湯、蕨温泉と公共浴場が3か所ありますので、先ほど申し上げましたが、まずは無料券を御利用いただき、村民の皆様には施設を知っていただき、施設を御利用いただく中で、自分に合った施設を選定していただければと考えております。

そのため、各施設においては、これまで以上に利用者へのサービス向上と村民の皆様には親しまれる魅力ある施設を目指し、会員増や利用者増に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、高山村に住んでいる人への温泉の恩恵を享受するため村としての考え方についてのお尋ねであります。

本村には8つの温泉地があり、それぞれ成分や効能が違い、自然の恵みを実感できる重要な観光資源の一つでもありますことから、湯つづきの里としてもPRを行っております。このPRにより多くの観光客の皆様には本村に訪れていただくことで旅館や飲食店がにぎわい、または農産物の販売促進にもつながりますので、これらを含めたことが温泉からの享受と考えています。

さらに、このほか豊富な温泉施設を利用することにより、村民の皆様の健康増進と地域の皆様の交流を図れることが最大の享受であると考えていますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

今、村長のほうから森林スポーツ公園運営研究委員会を年1回実施をずっとしてきている、報告をされているということですがけれども、年1回の報告ですぐ見直しとか、そういったのはできるんでしょうか。経営母体自体は実際は赤字ということですがけれども、毎月やってもいいんじゃないですかね。

それと、村民が利用していないのは、無料券を配布するというで知っていただきたいと。ただ、毎年それをやってきて、無料券を頂いた人たちはせっかくだから行ってみようとか、親戚や友

人にあげようという形で、無料券の利用率、回収率というのは70%というデータが出ているかと思っています。それはそれでいいんですけども、会員券自体が安いんですけども、在籍している村民がメリットが同じということはいかがなもんかなと思います。1回の入浴料が400円ということで、都内の銭湯や何かと比べても安いんですよね。

先ほど村長が8つの温泉場があるということで、こちらのほうの日帰りの入浴券、これについてはさらにそれ以上の価格になっていると思います。ですので、価格自体が安い。だけど利用していないというのが実情かと思っています。それで村民の人たちに、さらに会員券を利用させていただいて満足していただくという形で、研究会のほうをもう少し回数を重ねて、きちんと提案したり、いろいろな情報を取るという作業をしてもらえないのかと。年1回だけの報告で考慮した、ああそうですか、というのではあまり進歩が、スピードがないように思われるんですが、いかがでしょう。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

それでは、再質問にお答えいたします。

今、いろいろ再質問のお話しありましたけれども、突き詰めて考えますと、一つというふうに受け止めました。といいますのは、やはりYOU遊ランドにおいて研究会の在り方、年1回で本当にいいのかと、こういうこと。そして、それらを含めて村内の8つの温泉、あるいは村民の皆さんの温泉利用、そういうふうなものが研究会を通して、いわゆるその辺が効果が出てくるんじゃないかと、こういう御質問だというふう伺っております。

今、議員御提案ありました研究会の在り方については、今までも毎年、毎年重ねる中で、会員の皆さんには真剣に議論をしていただいたというふうに思っております。そのために施設の在り方とか、そういったもの、またそれを含めてほかの施設への関連がされているというふうに理解はしております。しかし、御提案をいただきましたので、実際にどうあればいいのか、ここをやっぱり検討していく必要があるかと思っておりますので、その辺を含めてまた検討してまいりたいと思います。

また、こういうふうなものを通して、村民の皆様に分のところに8つの豊富な温泉があるんだよということを知ってもらって、そして利用していただく、温泉を皆さんに知っていただくということが一番大事だなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

ぜひ、そういった細かい問題点に対して取り組む姿勢というのを村全体でやってくれば一番いいかなと思います。

最近はやりの近隣の女性のトレーニング用のジムですけども、これは月5,000円でし放題、た

だそれがすごく増えてきていると。須坂、中野、長野含めてそうなんです、こういったものが結果的には5,000円というのは高いんですね。年間で言ったら6万円になりますし。それが、YOU遊ランドの場合はトレーニングジム、入浴、プール含めてフリーの年間の回数券が3万2,000円と全然安いです。安いからといっても人が入ってこない。周知ができていなかったりとか、さっき言ったような特徴性あるものができていないのかと思うので、せっかくの施設があるので、そこら辺の見直しをぜひ図っていただいて、活性化していただければと思います。

次に、第3番目の質問にまいりたいと思います。

温泉つづきの質問になりますが、温泉のもたらす副産物の事業化について。

温泉の蒸気によるタービンでのエネルギーに変換する施設というのがあるんですが、そういったものは非常にインシヤルコストがかかり過ぎて事業化が厳しいと思われます。しかし、コストがかからない地熱、廃湯の利用の検討はしたことがありますか。地熱の利用や廃湯の利用ということで野菜とか花、ハウスの栽培は可能と思われます。ハウス内に配管することで年間を通して栽培・販売が可能となってきます。燃料代のゼロ化を目指し、脱炭素化、SDGs化の取組にもなります。

年間を通しての安定化ができれば、観光の大きなアピールにもなり、観光産業の大きな貢献にもなると思われます。要は、特産物というものでブランド化できれば一番いいんですが、こういったものを補助金を活用して公共温泉施設に隣接したハウス栽培の事業、こういったものを村はどう考えていますか。御答弁お願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

温泉のもたらす副産物の事業化についてお答えいたします。

温泉は、古来より病気やけがの治癒、心身の保養や休養、農閑期の骨休めのために活用され、現代では温泉入浴に加え、自然や文化、食などの地域資源もともに楽しむことで心身をリフレッシュさせる場となっております。また、近年では、技術の進展に伴い、温泉熱の有効活用が可能となり、農業や林業を始め、医療や交通、食品加工など様々な分野で活用されるようになり、化石燃料の使用量を削減させ、地球温暖化対策や省エネルギーに貢献するだけでなく、経済性の確保と環境負荷への低減が両立したまちづくりや地域の新産業の創出、さらには地域のイメージアップなど、地域活性化にもつながるものと思っております。

そこで、まず初めに、地熱や廃湯利用に関する検討についてであります。地熱の利用につきましては、探査や開発するまでに比較的長時間を要する上、探査した結果、利用できないケースがあることや、火山性の自然災害に遭遇しやすいリスクがあること、また温泉の生命線である源泉への影響に対する懸念があることなどから慎重にならざるを得ないため、具体的な取組には至っておりません。

一方、廃湯利用につきましては、温度や湯量が安定していないため、廃湯槽やヒートポンプなど安定供給のための設備が必要となり、これに伴うイニシャルコストやランニングコストなどがかかる上、具体的な課題や目的が明確でないことなどから、これも調査検討には至っておらない状況であります。

次に、公共温泉施設に隣接したハウス栽培の事業に対する考え方についてであります。国では、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言するとともに、昨年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2013年度に比べ46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示しております。

また、令和3年10月に国が策定したエネルギー基本計画の中では、地熱は再生可能エネルギーの1つとして温室効果ガスを排出しない、脱炭素エネルギー資源であるとともに国内で生産可能なことから、エネルギーの安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な国産エネルギー源であることと期待されている一方、開発には時間とコストがかかるため、中長期的な視点も踏まえて、持続可能な開発を進めていくことが必要であるとされております。

また、本村におきましては、平成28年度に策定いたしました「高山村地球にやさしい環境基本条例」の中で、再生可能エネルギーの利用促進を固め、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造を推進するため、太陽光や小水力のほか、地熱やバイオマス発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用が促進されるよう、必要な措置を講ずることとしております。

そこで、議員お尋ねの廃湯を利用したハウス栽培につきましては、仮に20坪のハウスでアスパラガスを栽培したとしますと、廃湯を40度と仮定した場合、1分間に80ℓが必要となり、再生可能エネルギーの積極的な活用面では有効な手法ではありますが、農業や観光などで運用するためには、温度や湯量が相当数必要となりますことから、エネルギーの安定供給の面から見ますと、現時点で村営温泉施設の廃湯を利用することは難しいのではないかと考えられます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、村といたしましては、再生可能エネルギーの積極的な活用を促進することとしておりますことから、今後、先進事例を参考に研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

今、課長のほうからお答えいただいた中での回答は、結果的には調査、検討はしていないということなんで、調査、検討すればいいじゃないですか。なぜしないんですか。高山村というのは、やはり温泉という結構アピール効果が強いところがあるので、可能な限りはやったほうがいいと思うんですが、実際に経済産業省、資源エネルギー庁ですか、こちらのほうの関係で出ている資料では、さっき言われた廃湯利用のハウス栽培、40℃で1分間80ℓ配湯で、利用可能な熱量は28kWと、アス

パラガスは9m、イチゴだと14mのハウスができるというふうにやっていて、実際にこれ、岩手県奥中山高原温泉ではやっているんですよ。

それと、トマト、これも静岡県焼津市で中玉トマトを実際にやっている方がいらっやいまして、トマトの品目もフルティカという割とおいしいトマトらしいんですけども、温泉のお湯を600ℓのタンクで自分でくんできて、それを配管をやっているだけだと。それでも命名が「温泉美人トマト」ということで、非常に人気があって、レストランとか地元のスーパーですぐなくなってしまうというふうな事例もあるんですよ。そういう研究とか調査というのは、非常に取組が少ないというか、やる人がいないと言われちゃうとそれまでなんですけれども、行政の、あんた担当者でこれやりなさいというのはきついものもあると思うんですけども、プロジェクトを組んだりとかで調査、研究すると、そういったのを求めたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（西原澄夫議員）

———小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

いろいろありがとうございます。

いろいろ調べていただいた中で、私も温泉施設を管理した立場の中で進めた時期もございまして、確かに温泉熱の利用というのは大変重要だなど、こんなふうに考えておりました。そういった中で、YOU遊ランドにつきましては水道水を温めるということで熱交換をいたしまして、それでシャワーのお湯に使うというようなことでやっておりました。そういったことも含めまして、道路のヒーティングとか、そういうこともできないのかと、そんなようなことも思いながら、業者にも相談したことはございました。そういう中で、なかなかそういう具体的な部分でお金もかかることでありましたので、実際、お湯の量が少ないという中で、断念せざるを得ないなという部分も、素人ながらもそんなようなことで見て聞いた部分はございました。

実際に今回もいろいろ調査させていただいた中でも、先ほども申し上げましたが、20坪程度のハウス栽培というような中で温度を保ちながら、年間それを栽培するというようなことになると、それだけの量のものですと業として成り立たない、観光PRという意味合いの中では、ある意味の位置づけとしてはあると思うんですが、やはりそこで販売するとなると、いろんな部分で加工とか、そういったことも含めていろいろ考える必要があるのかなと、こんなことも思います。

しかしながら、そういった施設の中で作られる商品といいますか、生産される量というのがいかんせん少ないというのも想定される中で、先ほど議員のおっしゃられたとおり、誰が行うのかというような部分も課題が大きいかと思います。そういうことも踏まえる中で、今後、いろんな方向性もあるかと思しますので、議員の皆さんからもお話をちょうだいしながら研究してまいりたいと、こんなふうには思っております。

以上でございます。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 2 番 勝山正弘議員。

○2 番（勝山正弘議員）

課長個人でもいろいろ試行錯誤されたというのは分かりました。

YOU游ランドのすぐ西側、マレットゴルフのあの隣接した辺りは、今の新しいお湯を利用するというのもいいんですけども、新しいお湯じゃなくて、捨てているお湯を隣接したところに配管まで持っていくというのが一番手っ取り早いと個人的には思うんですね。あと、蕨温泉ふれあいの湯、あれも沸かして皆さんが使ったお湯は捨てているんですよ。だから、捨てているやつを使えばいいという。それを全部また一からやり直してという考え方じゃなくて、捨てているやつをうまく使うという方向で考えてもらえれば、いけるんじゃないかなと。実際にさっき言った、タンクで持ってきてやっている人もいるぐらいなんで、それで業として成り立つかどうかというのは、試験的にやってみて、JAさんと相談したりとか、社会福祉協議会か何かでも花をつくっていますけれども、無理に野菜だけでなく、そういったところにも使えるんじゃないかと考えますし、そういった多方面から可能性を見てちょっと検討してもらおうというのを、ぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で勝山正弘議員の質問は終わります。

————— 5 番 沖島祥介議員。

○5 番（沖島祥介議員）

それでは、通告に従い4つ質問いたします。

まず最初、1番目ですが、役場庁舎に設置してある太陽光発電設備の余剰電力の活用について質問します。

村は、令和元年度に役場庁舎に太陽光発電設備42.6kWの太陽光発電パネルを設置、庁舎西棟の地下室には48.6kWの蓄電池2台を導入、併せて温室効果ガスの排出抑制のため、庁舎に高効率空調設備5台と高効率照明、いわゆるLED照明ですが、75灯を整備しました。これは地域防災計画に地域防災拠点などとして位置づけられた公共施設に平時の温室効果ガス抑制に加え、災害時にもエネルギーの共有等の機能が発揮でき、災害時の事業継続性の向上にも寄与する再生可能エネルギー設備などを導入する事業を支援するという計画の下、環境庁の補助金を得て実施したものです。エネルギーの地産地消、温室効果ガスの大幅削減、災害時の防災拠点など、非常に価値ある事業かと思えます。

太陽光発電は年間の天候等に左右されますが、庁舎の発電量はどれくらいになっているか調べましたところ、令和元年は、当初の年間目標予定の3万1,000kWに達し、令和2年度は大幅に増え5万9,445kW、令和3年度は5万339kWとなっております。活用した電気料は、令和2年度は3万

9,087kWで、約2万kWが未使用となっており、令和3年度の活用電気量は3万3,100kWで、約1万7,000kWが未使用となっております。蓄電設備の整備もあり、また環境庁の補助金の関係もあり、余剰電力は売電できない制度となっていると聞いております。

そこで、せっかく発電して使用できる電力を使わないことはないかと考えます。日本は2050年までに脱炭素の社会を目指しています。本村もそれに倣い、一つの手段のお手本として、村長車もEV車に代えたのだと認識しております。ただ、EV車の普及に当たっての課題は、車の価格と充電インフラ設備と言われております。

本村においては、まだEVスタンドはありません。そこで、役場敷地内に村内初のEVスタンドを設置したらいかがでしょうか。もちろん売電はできませんので、無料で行います。一般的に、EVスタンドは人の集まるショッピングセンター、高速道路のサービスエリア、道の駅、車の販売会社などが主流で、有料ですが、ただ無料の自治体も多く存在します。

そこで、この無料EVスタンドには蓄電設備も備え、万一の災害時にはそこから非常電力が使えるようにしたらと考えます。携帯電話などの充電もでき、ミニ防災設備も兼ねられるかと思えます。EV自動車普及率を上げるためにも、まず役場に1か所目を造り、今後、人の集まる場所から順次整備したらいかがでしょうか。

村長の公約のにぎわいの場に順次整備していくという考えもあるかと思えます。令和3年度高山村地域再エネ導入戦略報告書を読みますと、2050年には全ての車両がEV化している可能性が高いと書かれております。話題にもなりますし、村民のため、また来村者の増加も見込まれ、さらに防災設備も備えたこの計画をぜひ実現してもらえばと思えます。いかがでしょうか。

以上、質問します。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

役場庁舎に設置してある太陽光発電設備の余剰電力の活用についてお答えいたします。

役場庁舎に設置してある太陽光発電設備は、災害発生時に防災拠点となる役場庁舎の再生可能エネルギーを活用した非常用電源の確保とともに、平常時の温室効果ガスの抑制を図ることを目的に、令和元年度に国の二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を活用して整備したもので、令和2年4月1日から稼働しております。

この事業は、庁舎の屋根に1枚当たり222wの発電能力を有するパネル192枚と48.6kWhの蓄電池システム2台を設置し、発電した電力は基本的に災害時等に備えて非常用電源として蓄電池に蓄えております。さらに、蓄電池が満充電となった場合には、その余剰分を役場庁舎や公民館の照明、空調設備等に供給し、使用電力量及び電気料を抑制するなど、発電した電力を有効に活用することとしております。

こうした中、過去2年間における発電量を見ますと、令和2年度の実績値では約5万9,000kWh、令和3年度の実績値では約5万kWhを発電しておりますが、この発電による電力の活用状況を見ますと、幸い、この2年間は災害等による停電が発生していないことなどから、その多くが平常時の役場庁舎、公民館の電力として供給されている現状であります。

また、この設備の整備に活用した国の補助金は、災害時のための電力供給と設置した施設での自家消費を目的とした事業でありますことから、発電した電力を売電することができない制度となっております。加えて、土日、祝祭日等の役場庁舎の閉庁時において発電した電力は、主要電力量は発電量よりも少なく、実質、施設の電力に供給されないことから、議員お話しのとおり、単純に年間を通じた結果だけで比較しますと、令和2年度は2万kWh、令和3年度は1万7,000kWhがそれぞれ活用されていないこととなります。

そこで、余剰電力を活用してEVスタンドを設置したらどうかとの御提言であります。電気自動車専用の充電設備、いわゆるEVスタンドの設置につきましては、村が誓約した「世界首長誓約／日本」が進める気候エネルギー自治を確立し、エネルギーの地産地消を進めていく上で大変有効であり、また令和3年度に策定した「第2期高山村 地球にやさしい環境基本計画」に掲げる再生可能エネルギーの利用促進を図る観点からも、大変重要な取組であると考えております。

このため、充電インフラとして、本村へ観光等で訪れる皆さんなど、不特定の利用者に対し充電サービスを提供するためには、天候等の気象条件に左右されず、常に安定した充電サービスの提供が求められるものと思われまます。

そうした中で、役場庁舎の太陽光発電設備で発電された余剰電力を活用したEVスタンドは、天候等の気象条件や役場庁舎、公民館等の電力の使用状況により、余剰となる電力量が常に一定していないことなどから、安定した充電サービスを提供することができないものと思われまます。このため、EVスタンドを整備するためには、新たに容量の大きな蓄電池や既存の太陽光発電設備と新設するEVスタンドとの連携・接続等が必要となり、多額の工事費用が生じてまいりますことから、直ちに着手することは難しいものと考えております。

しかしながら、EVスタンドは令和3年10月に策定された国のエネルギー基本計画において、既存のガソリンスタンドや公共用の充電設備の設置を含み、2030年までに全国に15万基設置する計画となっております。また、長野県では2050年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量ゼロを目指した具体的な取組として、県有地に、電気自動車の普及に合わせてEVスタンドなどの充電インフラの整備を進めるとしておりますことから、本村におきましては、村の観光振興を支えるためにも、今後、設置場所等も含め全国的な普及状況等も見極めながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

今、課長がおっしゃったように、2万kWあるいは1万7,000kWを使っていない、私はそこが非常にもったいないと言っているわけで、せつかくその設備があつて、それだけ発電量があるんだから、蓄電池を入れないと私もできないと思いますが、やっぱり蓄電池設備を入れて、余ったやつをそこに蓄電させていけば、できないことはないのかなと私は考えております。

それと、先ほど蓄電池はいろいろと多額とおっしゃいましたが、実際に幾らかかるのか。あるいは私は、今そういう施設をすれば、国とか県とか補助金というんですか、そういうのもあるかと思えます。またそれまでも調べながら、ぜひ前向きにやっていただけないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

先ほど説明をさせていただきました余剰電力の関係でございますけれども、余剰電力のほとんどが土・日に発電された部分と考えております。平常時、業務中に発電した分につきましては、基本的には蓄電池に70%分は災害時の備えとして蓄えておりました、それを超える分30%以上については役場庁舎と公民館の電力設備に使用させていただいている中で、平常時、夏場エアコン等を使った場合については、それでも足りずに電力を買ってエアコンをつけさせていただいている状況でございます、平常時については余剰電力はほとんど発生していない状況であります。

ただし、土・日、祝祭日分の発電された部分、年間の発電された部分の約34%ほど、これが年間で言いますと、出勤日の34%ぐらいは祝祭日に当たりますので、ちょうど同じぐらいが余剰電力として余ってきているという形になっております。

そうした中で、土・日だけを、例えば観光のお客様に供給するという事で考えていけば、それは可能かとは思いますが。ただ、そういったことが日にちを土・日、祝祭日に限定した中で提供していくことが、本当に観光客の皆さんにプラスになるのか、その辺も十分に検討していかなければならない面があるかと思えます。

また、蓄電池を設置した場合についてのお尋ねもございましたけれども、ちょっとどの程度の蓄電池を設置していけばいいのか、規模によりますんで、一概に、ここで金額等はちょっと申し上げられませんけれども、いずれにしても先ほども答弁させていただきましたとおり、EVスタンド設置は国、県が挙げて設置を目指しているものでございます。村につきましても、国、県、また有利な補助金があれば、そういったものを活用しながら設置を目指していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 5 番 沖島議員。

○5 番（沖島祥介議員）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

再々質問として、ちょっと村長にお伺いします。

今回の質問に当たり、2010年に導入している小学校や中学校の太陽光発電パネルを調べましたところ、こちらは設置当時、効率のよい蓄電設備がなく、余剰電力は売電しており、無駄にはしていないということを確認しました。ただ、今回調査したところ、小学校、中学校両方とも同じ29.9kWhのパネルを設置しているのに、2020年、小学校が2万9,352kW発電しているのに対して、中学校は1万2,142kW、2021年度、小学校は2万8,589kWに対して、中学校は1万1,423kWと、小学校の年間発電量の半分以下と判明しました。

せっかく設置しているのに小学校の半分しか発電しないのはおかしいので、早急な中学校のパネルの点検、調査をして修繕をお願いしたいと思います。

そこで、民間一般企業なら、これだけの設備投資でこれだけの効果があると絶えず認識していると思いますが、本村においてはどうしてもそのようなコスト意識に欠けるといえるところが見えてまいります。その点、どう考えていくのか、またどのような対策をとっていかれるか、ちょっと質問したいと思います。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村 長（内山信行）

再質問ですけれども、これは通告と外れていますので、それについては全く予期しておりませんでした。だから再質問ということについては、ぜひまたお願いしたいと思います。

今述べました小学校、中学校については、その辺については当時のあれと今の役場庁舎と全く目が違いますので、有効利用していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 5 番 沖島議員。

○5 番（沖島祥介議員）

私の言い方が、ちょっと要望等を含めたことかと思いましたが、ちょっと失礼しましたが、やはりその辺の意識、どれくらいのコストをかけてどれくらいの発電量があるのかということ絶えず見ていただきたい。あるいはそれをしっかりチェックしていただきたい、それをお願い申し上げます。

それでは2番目に移ります。

○議 長（西原澄夫議員）

沖島祥介議員に申し上げます。

しばらく休憩したいと思います。

ただいまから議場内の換気のため10分間休憩をします。

午前11時15分に再開したいと思います。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 5 番 沖島祥介議員。

○5 番（沖島祥介議員）

それでは、2番目の質問に入ります。

定住支援室の現状の課題について質問します。

4月より定住支援室が設けられ、徐々に動き出しているところかと思います。これからの業務がスムーズにいくと思い、あえて今質問をいたします。

移住定住において、すぐ家を購入するとはいかず、まずはお試しというか、賃貸物件に住み、それから購入するとか、家を建てるという段階に入っていくと思います。以前、高井議員も質問されたと思いますが、今現在、賃貸物件は何件あるのでしょうか。問い合わせに十分対応されているのでしょうか。

そこで、空き家バンクを村で買取り、それを賃貸に回したらいかがでしょうか。また、新規就農者の物件も現在空きがない状況で、倉庫などが併設している空き家バンクの物件などは最適かと思えます。

新聞の記事によりますと、飯山市は北陸新幹線飯山駅開業に伴い、首都圏、県外、海外からの移住者合計は、昨年度174名、77世帯であります。雇用促進住宅だったサンコーポラス飯山は80戸のうち58戸を移住者向けに回し、20年建設のサンコーポラス新町は10戸全てが埋まっていて、新型コロナウイルス感染拡大を受け、両住宅にはテレワーク専用の部屋を2部屋備えているとありました。

また、長野市は、若者や子育て世帯の移住を支援ということで、月2万円を上限に半額まで補助を行っております。長野市の人口増進課によりますと、移住希望者の相談会は参加者の約7割が20代から40代で、さらにその7割が賃貸住宅を希望しているとあります。このような近隣市町村の状況を見ても、移住者は明らかに定住するに当たっては、まずは賃貸物件を探していることが分かるかと思えます。

本村においても、もっと賃貸物件を増やすことがとても大事かと思えます。第六次高山村総合計画の中の施策の展開の章で、住宅宅地公営についての3番目に、空き家の状況把握及び適正管理と有効活用の促進とあります。ぜひ空き家の有効活用に村で買取り、賃貸に回してはいかがでしょうか。

か。

例えば、空き家を300万円で購入し、水回り等のリフォーム300万円、合計600万円かかったとして、お試し住宅は1日1,000円、月、万が入るかも分かりませんが、2万5,000円。新規就農住宅は5年間までは1か月2万5,000円です。約1月2万5,000円としますと、1年間で年間30万円の家賃収入があります。としますと、600万円かかって30万円ですから、表面利回りとしては5%となります。決して損はない投資かと思います。

また、若い世代において就業なくして移住定住はないと思います。本年度も100万円予算化されているUIJターン就業・創業移住支援事業をもっとPRしてはどうかを質問します。

この事業は、長野県と県内市町村で県内企業の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに首都圏などから長野県に移住促進を図るため、東京圏、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、あと愛知県、大阪府から移住し、県内で就業または創業しようとする方に移住支援金を支給する国の事業です。就業支援については、単身世帯で最大60万円、2人以上の世帯で最大100万円です。また、今年度から子育て世帯加算が増え、18歳未満の子ども1人につき最大30万円が支給されます。としますと、家族で子ども2人いた場合160万円にもなり、車1台分ほどにもなります。就業には事前に登録された企業とのマッチングが必要にもなりますが、専門人材、関係人口に該当する場合もあるとあります。また、テレワークを使い以前の業務を継続することもあります。

就業については、本村にある企業あるいは本村に近い企業で人手不足で困っている企業もあるかと思いますが、ぜひこの機会にマッチング企業に参加してもらう努力をしながら、この制度をうまく活用してはいかがでしょうか。

また、創業移住支援事業においては、村の課題で、行政でできない事業で経営が成り立つという条件がありますが、若い方で高山村で何か新しい事業を起こしながら移住したいという方も必ずおられると思います。その場合は、補助率2分の1で、上限200万円です。所帯を持ってこられ、創業支援事業を起こした場合、移住支援金と合わせて合計で300万円の助成となります。これらの制度は4年前からあると聞いておりますが、残念ながら本村ではまだ1件もありません。ぜひこの機会に担当部署がこの制度をよく理解していただき、移住定住の相談会で紹介していただき、利用してもらいたいと思います。必ずや定住移住促進に役立つ助成金制度かと思います。

最後に、今現在、この助成金の実態の所管が産業振興課となっております。このような補助事業の内容から、実態の所管は定住支援室が妥当ではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井定住支援室長。

○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）

定住支援室の現状の問題点についてお答えいたします。

村では、新たに本年4月から定住支援室を設置し、移住定住対策を始め、村営住宅やお試し住宅の維持管理、空き家対策や住宅の耐震化、景観に関する事など、これまで分散していた業務を集約し、移住希望者等に対してワンストップで対応できるよう見直しをしたところであります。

そこで、空き家の有効活用につきましては、移住定住による人口増加と地域活性化を図るため、平成28年度に空き家バンク事業を創設し、空き家の購入や賃貸を希望する移住希望者等の皆さんに情報提供を行うほか、村営住宅の空き家情報の提供や、短期滞在の方には就農お試し住宅を利用させていただくなどの対応を行ってまいりました。

そこで、初めに、空き家バンクの賃貸物件の現状と件数及び村で買取り賃貸してはどうかとの御提案でございますが、現在、空き家バンクの登録件数は、新年度に入ってから売買件数が2件登録されたため、5月末時点では、賃貸物件が2件、売買物件8件の、合わせて10件が登録されております。このうち賃貸物件の2件につきましては令和3年度に登録されたもので、賃貸物件の場合、人気が高いことなどから、登録されても短期間で契約が成立してしまうため、結果的に賃貸物件が増えず、移住希望者の皆さんに大変御迷惑をおかけしているところであります。

このため村では、空き家バンクへの登録件数を増やすため、区長の皆さんからの情報提供とともに、村広報紙への掲載や本年度新たに村外の固定資産をお持ちの皆さんにも固定資産税納税通知書に空き家バンクの登録に関するチラシを同封するなど、空き家バンクのPRに努めているところであります。

しかしながら、空き家の所有者の皆さんは少しでも早く処分したい、あるいは維持管理の煩わしさから開放されたいとの思いから、賃貸ではなく、売買を希望される方が多い状況であります。そのようなことから、議員お話しの際において空き家を買取り、その物件を賃貸用にしてはどうかとの御提案につきましては、村が空き家を取得して賃貸する場合、物件の取得方法や取得後のリフォームの在り方、賃貸方法など様々な課題があることなどから、今後、先進事例等を参考に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、UIJターン就業・創業移住支援事業のPRについてであります。UIJターン就業・創業移住支援事業は、長野県とともに村が取り組む、村内の担い手不足の解消と3大都市圏からの移住促進を図るため、埼玉、千葉、東京、神奈川の東京圏と愛知県及び大阪府から移住し就業または創業をしようとする方に対して移住支援金を交付するもので、平成31年4月に創設された制度であります。

この事業につきましては、長野県では産業労働部が所管しておりますことから、本村では産業振興課が所管して、県のホームページなどで周知を行っているところであります。

さらに、この事業は都市圏から地方への移住を目的とした事業であります。就業に関しては、就業先は県が運営するマッチングサイトに登録されていることや、申請時に3か月以上在職していること、また創業等に関しては、県の創業支援金の交付決定を受けていることなど、交付条件が複

雑かつ厳しいことなどから、これまで本村での実績はなく、就業先として村内企業の登録実績もない状況であります。このため、就業支援につきましては、県のマッチングサイトへの登録をさせていただく必要がありますことから、村内企業の皆さんに丁寧な説明を行うとともに、創業支援も含め、村ホームページ等も活用して、さらなるPRに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、U I J ターン就業・創業移住支援事業の定住支援室への所管替えについてでございますが、この事業の対象者は都市圏に在住し地方への移住を考えている方であるため、移住施策の一環として、各種移住相談会やホームページへの掲載などを通じてPRしていくことで宣伝効果が上がるものと思われまことから、事業の所管は変更せず、産業振興課及び定住支援室が連携する中で、それぞれの立場で村内外に向けて周知を図っていくことがよいのではないかと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

そのようなことから、移住定住対策は本村にとって大変大きな課題であり、最優先事業の一つでもありますことから、議員各位を始め、村民の皆さんからの御提言・御意見等をお聞きするとともに、新たな施策も取り入れながら、柔軟な発想で取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問しますが、先ほどの答弁で、空き家バンクを村で買い取るには様々な課題があるとおっしゃっていましたが、どういう課題があるのか、ちょっと御説明をお願いしたいのと、高山村に土地開発公社があるかと思えます。あるいはそういうところで買い取り、賃貸に回すという方法はいかがでしょうか。質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 荒井定住支援室長。

○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）

再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをしたところでありますけれども、村が空き家を取得して賃貸する場合において、問題といたしますか、課題になってくるような、どういう形で村が購入するのか、あるいはどの程度までリフォームしていくのか、あるいはまた賃貸の方法などを検討していかなければならないというふうを考えているところであります。

それで、他市町村の状況を見ますと、期限付で10年とか短期間、村が借り受けて、その間貸し出すという市町村もあつたり、村で買い取って賃貸に回す、村営住宅のような賃貸の仕方をしているところもあつたり、いろんな方法が考えられます。そういったことから、どんな方法で進めていく

のかということにつきましては、いろんな先進地の事例を調査する中で検討してまいりたいということでございます。

先ほど土地開発公社で取得してはというお話もございましたが、土地開発公社を利用せずとも村で取得することが可能ではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再々質問いたします。

結論とすれば、別に村で買わなくても、10年なら10年という定期借家法というのがあるかと思えます。そういった形でもいいかと思うんで、とにかく空き家バンクを賃貸に回す、そういうことをぜひ前向きにさせていただけるかどうか、その辺をもう一度お答えお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 荒井定住支援室長。

○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）

議員からも御指摘ございますように、賃貸物件が本当に少ないというのは、空き家バンクとしても大変困っているところで、正直そうでございます。そんな関係で、村といたしましても賃貸物件を増やしていきたい、どうすれば増えていくのか、そのあたりの検討をして増やしていかなければいけないというのは考えているところでございますので、そんなことでよろしくお願したいと思えます。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

ぜひ前向きに賃貸物件を増やすような施策のほうを研究していただきたければと思います。

それでは3番目、コロナウイルス感染症対策としての行事の取りやめについて質問いたします。

ここ3年ほどほとんどの行事は中止となっております。感染症対策としては正しい措置と言えますが、中止により人との接触する機会がなく、孤立し、孤独な日々を送られている方も多くいると見受けられます。

また、イベントの中止により多くの観光業、飲食業、それらに関わる関連の企業が相当な打撃をこうむっている現状があります。本村は、広域圏では長野圏域に属していて、この長野圏域の警戒レベルに合わせております。しかし、長野圏域とは千曲市、坂城町、信濃町、飯綱町、小川村、長野市、須坂市、小布施町、高山村と幅広い旧市町村の地域で構成されていますが、本当はもう少し地域の細分化を願うところであります。

ただ、長野県は先月23日に警戒レベル基準の見直しを行い、医療が逼迫していなければ新規感染

者が増加してもレベルが上がらないようにしております。

そこで、この長野圏域のレベルに合わすという考え方を根底に持ちながら、全て感染症対策として中止せず、どのような対策を講じれば行事をできるのかという考え方に変えていけないか、質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

新型コロナウイルス感染症対策としての行事の取りやめについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内初となる感染者が確認されて以降、国内での感染が拡大したことから、国においては、これまで2回の緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置についての指定を行って感染の拡大防止策を講じてきております。

このため、村におきましては、国や県の新型コロナウイルス感染症への対処方針などに基づき、3密回避や手洗いの励行、正しいマスクの着用など、感染拡大防止の基本的な対策について防災行政無線放送等により村民の皆様をお願いするとともに、村が主催する多くの人が参加し、感染防止対策の徹底が困難なイベント、行事等については開催を見合わせるほか、状況に応じて公共施設等の休業または人数制限を行うなど、感染防止対策に努めてまいりました。

一方、村民や事業者の皆様に対しましても、飲食店の休業要請や営業時間の短縮のほか、イベント、行事の開催自粛などを要請し、御理解と御協力をいただいております。この結果、これまで村内におけるクラスターの発生など爆発的な感染拡大もなく、令和4年5月末時点における村民の感染者数は220人程度に抑えられていることなどから、これまでの感染防止策によって一定の効果があつたものと考えております。

そこで、感染症対策としての行事の取りやめについてのお尋ねであります。これまで長野県では県内の感染状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために県独自で6段階の感染警戒レベルを設定するとともに、3段階の医療アラートの運用により、会食や旅行、イベント、行事等の開催について一定の制限を呼びかけてまいりました。

しかしながら、企業を始めとする県民の多くは感染警戒レベルのみを行動制限の目安としていることや、県の要請等に関わらず過度の自粛をしていることなどから、社会経済活動に深刻な影響をもたらす結果となってしまいました。

こうしたことから、去る5月23日に県では、感染症対策本部会議において、現在流行しているオミクロン株は、従前のデルタ株などと比べて感染力が強い一方、重症化リスクは少ないことなどから、その特性を踏まえ、全県に発令していた医療警報を解除するとともに、県独自の感染警戒レベルの基準を見直しております。この基準の見直しでは、レベル引上げの基準となる10万人当たりの新規感染者数の人数要件が、現行の2倍程度に緩和され、医療提供体制が逼迫していなければ新規

感染者が増加しても、感染警戒レベルが従来よりも上がりにくくなったことから、本村を含む長野圏域の感染警戒レベルを5から3に引下げ、社会経済活動の維持を呼びかけております。

こうした県の方針を受け、村におきましては、5月25日に任意の高山村対策本部会議において、本村におけるイベント、行事等の開催基準を県に準じて見直しを行っております。今回の見直しでは、主に会食の際の人数要件の制限がなくなったこと等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を維持するために県が作成した「信州版新たな会食のすすめ」や「新たな旅のすすめ」を遵守した会食、旅行など徐々に社会経済活動が活性化していくよう、村民の皆様呼びかけていくこととしております。

また、村主催のイベント、行事等につきましては、県が定める感染防止対策チェックリストに基づき、基本的な感染症予防対策に加え、感染リスクを低く抑えられるよう、万全の感染対策を講じた上でイベントや行事などが開催できるように検討していくこととして、区長さんを始め、村関係団体に周知したところでございます。

したがって、一日も早くコロナが終息し、平穏で活気のある日常生活が送れるよう、引き続き村民の皆様や事業者の皆様には感染症対策の基本となる新しい生活様式を取組の中で、3密の回避を始め、手洗いや正しいマスクの着用、身体的距離の確保の徹底などをお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

要望ですが、その新しい生活様式の徹底という形を今おっしゃられました、厳しいときは放送等でやっていきますので、緩くなった場合も、しっかりと村民に、こういうぐらいのあれになりましたよと、だから皆さんもこのレベルでやってくださいというような、周知の仕方をもう少しやっていただければと思っております。

それでは、最後の質問に入ります。

4番目、役場内の勤務状況について質問します。

前回一般質問いたしました役場内の対応等は、すぐに動いていただき、近隣の方々よりも役場内がよくなったとお褒めの言葉をいただいております。私自身も、庁舎に入ってみると軽いBGMが流れ、職員の素早い対応、カラフルな案内表示、その色に合わせたきれいな椅子などが並ぶなど明るくなり、よくなったと実感しております。

そこで、もっとよくなっていたかたくて、今回は職員の方々の勤務状況について質問します。

というのは、ここ最近、近隣町村で不幸なことが起きているという事実があり、まずは、本村でそのようなことがないように願い、質問いたします。

また、昨日、今日と2名の議員からも同じような内容で質問されておりますが、やはり役場職員

の方々ははつらつと、いきいきと業務を行うことが本来の住民サービスの基となることだと前向きに捉えていただきたいと思います。

1 番、超過勤務は多くないか。

2 番、ノー残業デーはしっかり守られているか。

3 番、特定の人に仕事量が偏っていないか。

4 番、コロナ禍において夜の会食をする機会もないので、悩み事や相談事を話す機会が減っていると思うが、いかに多くの会話の機会をつくりコミュニケーションをとることが必要かと思います。夜がだめなら、昼にランチミーティングなどを行ったらどうか。

以上、質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

○副村長（藤沢敏和）

役場における職員の勤務状況についてお答えをいたします。

総務省では、地方公務員のワークライフバランスの推進等に資することを目的に、都道府県や政令指令都市などを対象に、平成26年度から27年度に実施した地方公務員の時間外勤務に関する実態調査によりますと、本庁勤務者で1人当たりの時間外勤務は年間219.6時間で、月に換算しますと18.3時間であり、中でも時間外勤務が最も多い自治体では、年間372時間で、月当たり31時間という調査結果であり、特に年度末の3月や年度始めの4月に時間外勤務が多くなっているとの報告がされて思います。

そのような中で、時間外勤務の縮減に向けた取組事例を見ますと、一定時刻以降の会議や打合せの禁止、定時退庁日やノー残業デーの設定、早出・遅出など業務の態様・状況に応じた勤務時間の割り振りなど多様な取組により職員の勤務状況の改善を図っている自治体もございます。

そこで、まず初めに、超過勤務についてのお尋ねであります。職員の時間外勤務につきましては、通常業務に加えて、この2、3年は新型コロナウイルス感染症や災害対応など、住民の生命や財産を守るために避けられない事情があることや、地方自治体ごとに必要とされる業務が異なることなどから、一概に時間外の多寡を申し上げることは困難であると考えております。

そうした中で、令和3年度における本村の時間外勤務の状況を見ますと、職員1人当たりでは年間88.5時間で、月平均7.4時間となっておりますことから、先ほど申し上げました実態調査と一概に比較はできませんが、本村の場合、それほど多い状況にはないものと思っております。

次に、ノー残業デーについてであります。本村では職員の健康保持や増進などのために平成19年10月から毎週水曜日をノー残業デーとして、個々の体調管理や家族との団らんを過ごすために午後6時には退庁するよう、朝礼や庁内放送などで周知を行っているところでありますが、これによりおおむね一定の成果が出ているものと思っております。

しかしながら、業務の状況や時期によっては時間外勤務をせざるを得ない職員もおりますものの、ノー残業デーは極力、会議や事業等を計画しないことや、自身の健康管理に努めていただくよう、改めて周知するとともに、その徹底を促してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、仕事量についてであります。危機管理体制の構築や基幹産業である農業振興など、本村における喫緊の課題に対応するための分野などでは、時期によって仕事量が増大するなど、特定の職員に負担が生じていることは多少なりとも感じております。

そうした中で、恒常的に時間外勤務をしている職員に対しては、聞き取りなどを行って、課題の整理と解決策を模索しながら、業務量の平準化につなげてまいりたいと考えております。

また、特定の職員に仕事量が偏ることのないよう、必要に応じて課内で業務分担の見直しを行うとともに、適正な職員採用や組織再編、業務の見直しや事業の統廃合なども含めて柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、会話する機会の創出についてであります。悩みや相談事への対応につきましては、係内で綿密な打合せをすることなどを基本に据えておりますが、勤務時間中における打合せだけでは時間的な制約もありますことから、真に必要な打合せができない場合もございます。そのような中で、去る5月23日に長野県では新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、会食における人数や時間の制限を撤廃するなど、新型コロナウイルス感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を行うための指針が示されております。

これを受けて本村では、県が作成した「信州版会食のすすめ」を遵守した上で、社会経済活動が活性化していくよう村民の皆様にも呼びかけを行ってまいりますとともに、役場内におきましても会食などを通じて、お互いを理解することの重要性を伝え、機会を設けて係単位などでコミュニケーションを図るよう、再度周知してまいりたいと考えております。

したがって、会食が全ての課題を解決するとは考えておりませんが、勤務時間中における打合せなどに加えて、上司や同僚など多くの人の意見や考えを聞き、議論を重ねることは業務を行っていく上で大変重要なことであり、若い職員にとっては安心感や励みにつながるものと思っておりますので、今後ともコミュニケーションや会食の機会を徐々に増やして、よりよい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

今おっしゃった内容で、今後も1人1人しっかりとコミュニケーションが大事かと思っておりますので、ぜひそれを要望させていただきたいと思っております。

それと、私も今までいろんな会社勤めをしておりましたが、一番大事なのは、よく会って、その

人の顔色を見ることかなと思います。ちょっと顔色悪いとか、そういったことは顔に出ますので、ぜひ職員1人1人の顔を毎日しっかり見ていただき、また、しっかりとコミュニケーションをとっていただきたいと思います。

それでは、これで私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（西原澄夫議員）

以上で沖島祥介議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

これより本休憩とします。会議は午後1時から再開したいと思います。

午前11時53分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 7番 黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

通告に従い質問をいたします。

私からは、大きく2つの質問をいたします。

1つ目の質問は、高山村の情報発信についてお伺いいたします。

情報発信をするということは、観光や移住定住などに大きな役割を果たすと思っています。また、この情報発信の仕方にも様々な方法があると思います。テレビやラジオ、新聞や雑誌などを利用する方法、またホームページを活用して動画などを載せるということもあると思います。また、アンテナショップやイベントへの参加など、いろいろあると思いますが、村でも地域おこし協力隊によりパンフレットを作っていただきました。評判は非常によいと聞きますが、パンフレットは作るまでが仕事ではなく、作ってからのほうが非常に大切なのです。作った後、いかに活用して多くの人々の目にとまり、見ていただき、高山に足を運んでいただき、最後には高山村のファンになっていただく、そのことが大切だと思っています。

そこで、3つほど質問します。

このパンフレットはどのようなところに置かれて、どのような活用をされているのか。

2つ目、パンフレットのこのデータ、地域おこし協力隊が作成したとなれば、データはこちらにあると思いますが、新聞や雑誌などに特集を載せることなど、いろいろと活用できると考えますが、そのことについて考えておられますか。

3つ目、高山中学校では総合学習の関係でタブレットなどを活用して地域の学び、地域を知るということで活動しています。その中で、子どもたちが地域をPRする動画を作ったり、また地区を

クイズにしたり、また村のお米を作付けをして販売するなど、いろいろと活動しています。そのようなことを村のホームページや観光協会のホームページで、中学生の活動紹介として載せることはできないのか、この3点についてお伺いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

高山村の情報発信についてお答えいたします。

黒岩議員からの御質問のうち、①番と②番のパンフレットに関することにつきましては、私から答弁申し上げ、③番の中学生の活動紹介につきましては、教育次長から答弁申し上げますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、村が令和3年度に制作した高山村観光パンフレットは、一目で高山村に訪れたいことをコンセプトに、高山の魅力を20ページに凝縮し制作しましたほか、「持ち歩き観光マップ」は、村内を観光する際に活用しやすいマップとして、地図の中に村内の旅館や飲食店等を載せて制作したものであります。

そこで、パンフレットの設置場所についてのお尋ねであります。村内では、旅館や商店などの協力を得て45か所に置いているほか、須坂市、小布施町の観光協会や、長野市内ではJR、長野駅構内に置いております。また、山ノ内町や中野市、嬭恋村の観光協会のほか、銀座NAGANOや長野県東京事務所や大阪事務所、名古屋事務所にも置いておりますが、さらに、今年は善光寺御開帳が開催されておりますことから、御開帳の案内所やセントラルスクエアで行われましたイベント会場においてもパンフレットの配布を行うとともに、観光や特産品のPRを行ったところであります。

そのようなことから、観光パンフレットは手に取っていただき、村に多くの皆様に訪れていただくことを目的としておりますことから、設置場所のさらなる拡充と、内容についても引き続き創意工夫してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に、パンフレットのデータ活用についてであります。パンフレットが完成した際には、マスコミにプレスリリースをかけて積極的に本村のPRをしておりますが、今後は議員お話しのように、新聞や雑誌で本村の特集などを計画していただける場合は、新聞や雑誌のみならず、テレビやSNS上においてもデータを提供するなど、あらゆる媒体を活用して本村の魅力をPRし、交流人口の増加や誘客に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

それでは私のほうから、中学生の活動動画を村のホームページ等で紹介できないかとの御質問に

お答えいたします。

中学校における総合学習は、平成14年度から「総合的学習の時間」として、子どもたちが自ら学び、自ら考える力や学び方、ものの考え方などを身につけ、問題を解決する資質や能力などを育てることを狙いとした学習活動であります。

この授業内容につきましては、各学校に委ねられており、決められた教科書等の指導書はなく、各学校において地域の特色を生かした授業やボランティア活動、自然体験活動や社会体験活動など工夫を凝らした学習活動を展開することとしております。

このため、高山中学校の総合学習の目標は、探究的な見方・考え方を働かせ、学習を通して問題意識を持ち、自己あるいは協働して問題を見だし、解決する中で持続可能な未来や自己の生き方を考えることができるよう資質・能力を育成することを目指し、学習に取り組んでおります。

そこで、総合学習で作成した地域の紹介動画を村や観光協会のホームページに掲載できないかとの御質問であります。中学3年生が作成した紹介動画は、総合学習として「ふるさと高山村を知る」と題して、1年生のときから村内の温泉地を調べ、職場体験を通じて観光資源として重要な財産であることを学び、その中から山田温泉大湯を紹介したもので、現在、制作中とのことではありません。

したがって、村のホームページ等への掲載につきましては、まずは中学校のホームページに、総合学習で学んだ活動内容や動画の学習過程、今回制作する紹介動画を掲載し、村のホームページから中学校ホームページへリンクすることで広く情報発信していくことは、技術的に可能であると考えておりますが、教育目標である「自ら学び 高みゆく」を掲げ、総合学習で得た貴重な資料でありますことから、取扱には十分注意するとともに、掲載の可否につきましては、中学校始め村のホームページを管理している村総務課など、関係の皆さんと慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 7番 黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

それでは、再質問させていただきます。

まず、パンフレットについて、非常に多くのところで置かれていると思うんですが、私もいろいろなところに行って見る機会が非常に少ないと。結局、JRで来られる方は多分、高山を確認してから、調べてから来ていると思われ。私もいろんな地方に行くと、一番最初にはそういう観光のところに寄るといって、高山では道の駅はありませんけれども、一番よく寄るのがコンビニなんですね、コンビニとかスタンドです。こういうところに置いてある。ただ置かれると、勝手に持っていかれて困るなというところもあるとは思いますが、やはり高山村の「持ち歩き観光マップ」、なかなかよくできています。こういうのもありますよという形でコンビニやスタンドなどに

貼り紙を置いてあるだけでも相当違うと思います。そういう活動も、今コロナで、車で来るのが多いので、そういうところも特に検討していただくことを切に願いたい。

それと併せて、今コロナ禍でいろんなイベント、また各会議なども非常に少なくなっていますが、これからまた増えていくと思います。社会教育委員、農業委員、いろんな形で大会もあると思います。そういうところにも積極的に持って行っていただきたい。また、そういうことをできるだけ多くの人に見てもらおうことをやっていただきたいと思いますので、そのあたり検討していただきたいということで再質問。

もう一つ、中学校の関係ですが、やはり子どもたちが活動していること、これ中学校のホームページに載せられないかなということは検討させていただきました。ただ、話をしたときに、まだ当分いじれないと、年に1回ぐらいしかいじれないというような話を聞きまして、なかなか臨機応変に対応できないのだなということも感じました。ですから、逆に、中学校のホームページなんて誰も見ないでしょうということを言われたこともあります。逆にこれが中学校の活動であれば、村のためにプラスとなるのであれば、やはり積極的に観光協会とか、村のホームページを使うことが望ましいと思っています。

先ほど次長が言われたように、その過程がありますけれども、子どもたちというのは勉強に対してやはり興味を持つ、そしてそれを楽しんで作り上げる、ここまでじゃないんです、これを人に伝えるということが教育の中では非常に大切だと私は思っています。そのあたりも検討していただきたいので、再質問させていただきます。お願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

ただいまの再質問についてお答えさせていただきたいと思います。

2問あったかというふうに思います。

最初にお話のありましたパンフレットの置く場所の関係かと思います。村内では、先ほど45か所ほどというようなことでお話しさせていただいて、村内のガソリンスタンドにおきましても置いていただくようお願いしているところでございます。また、さらにはコンビニエンスストアにも御協力をいただいて、ポスターとかそういうものを掲載させていただきながらお願いさせていただいているところでございますが、先ほど来、お話ありますように、やはり広範囲の中に見えるところに置くということになりますと、村外のスタンドのところでありましたり、コンビニのところ、また多くの皆さんが立ち寄りそうな場所の店舗に置かせていただけると、非常に効果が高いのかなというふうにも考えます。

そういった部分で、先ほどもお話しさせていただいた中に設置場所のさらなる拡充というようなこともお話しさせていただきながら、創意工夫をしながらやってまいりたいということもお話しさ

せていただきました。そういう中で、何とか御協力いただくように折衝してまいって、そういう中で拡大を、観光協会とともに連携を図りながら設置できるように努力してまいりたいと、こんなふうに思っております。

それと、2問目の関係でございますが、会議等で、当然、村内で行われる会議につきましてはそれなりに職員も気配っていただきながら、観光パンフをその会議の中でお見せしながら、ちょっとPRいただくような場面もあるんだなというふうに思っておりますけれども、そんなことで会議には利用していただいているようです。

しかしながら、村外への持出しをしながら、その会議の中で村のPRをするというのは、なかなか困難な部分もあるかと思いますが、そういうふうに会議の主催者の中で御協力いただけるような場面があれば、積極的にその話をさせていただいて、設置できるようにまた考えたり、お願いをしてまいりたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

中学校のホームページ掲載等につきまして再質問、お答えいたします。

まず初めに、中学校のホームページの更新の関係でございますけれども、技術的に、今議員おっしゃられた年1回程度の更新なのかという部分につきまして、再度調査等させていただいて、ホームページをできるだけ大勢の皆さんに見ていただく、そのためのものがございますので、広く御覧いただけるように、また更新の手续等につきましても再度研究、確認をさせていただいて、更新できるような仕組みを確認していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の、実際に村のホームページ等でその成果を掲載していくという話の中で、先ほど申し上げました過程の部分でございます学びの中で、それぞれが自ら主体的に学習を深めていただく、目的に向かって進んでいただく、そういう学びの部分につきまして、今、総合学習の中で進めていただいております。

議員お話の成果を発表する部分につきまして、学習活動の発表の場という部分につきましては、学校側としても十分準備といえますか、発表の場を確保するところまでは考えている、計画されているかと思えます。中学校の関係につきましては、1つは紅葉祭なのかなというところを思っておりますが、しかしながら、今後の進め方の中で具体的に発表の場が設けられると思えます。

そのホームページの掲載部分につきましてですが、今の学校の進めている部分につきましても、また教育委員会としても検討させていただいて、その発表の場の一つとしてホームページが適当なのかというところ、先ほど申し上げました慎重に判断させていただかなければいけないのかなという部分もあろうかと思っておりますので、改めて学校と検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 7 番 黒岩清道議員。

○7 番（黒岩清道議員）

パンフレットの活用は、本当に大変だと思いますが、意外と大きな北信の大会だとか、そういうところに、私も以前社会教育委員でしたので、持ってくる市町村はしっかり持ってくるんですよ、全員に配るんですね。特に小布施とか。本当に高山はないのというぐらいで、逆にいいパンフレットが当時はなかったですけども、今は非常にいいパンフレットになりましたので、逆に活用していただくということが必要かなと、含めてお願いしました。

中学校のホームページの関係でも、できるだけ前向きに考えていただきたい。本当に素人が作る PR 動画であっても、またそういう子どもたちが作ったクイズの動画みたいのも、逆に、どこで何が村のために爆発するか分かりませんので、逆に子どもたちと協力しているという前向きな、明るい考え方でやっていただきたいなと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、村の拠点についてお伺いします。

高山村の拠点はどこでしょうか。観光の拠点とすると山田温泉、あるいは山田牧場、観光地であれば、春の五大桜もあります。秋の紅葉もあります。場所と言えば雷滝、多種多様にあります。またちょっと観点を変えると、公共交通の拠点はどこでしょう。大体、JRとか私鉄があれば駅が拠点、でも電車が走っていない場所は、大体が役場、公民館が中心のはずですが、高山の場合はチャオルが多いです。

では、村民が集う拠点はどこでしょうか。やはり井戸端会議ができる場所、打合せができる場所、ちょっと友達と会話をする、何か打合せをする、また子どもたちや人と待ち合わせをする場所、高山村では、私が考えて、村外から来る人、難しいですよ、コンビニか役場の駐車場、そこで立ち話をして打合せになってしまうということが多々あるのです。

昨年6月の定例会で、公民館の今後についてということで質問させていただきました。そのときに、委員会を立ち上げて進めていきたいという答弁をいただきましたが、しかし、いつ委員会を立ち上げるのか、非常に疑問に思っています。検討が始まってから10年以上、答申が提出されてから5年かかっています。また、この検討の内容も非常に疑問視する面があります。

去年の6月の定例会の一般質問でも話しましたが、やはり村民に周知していただくということでアンケートをとったときに、高山村では平屋で造る見積りが20億と、3階は33億ですが、でもほかの市町村に行って3階建てを建てたので総工費どのくらいという資料を頂くと、15億くらいなんですよね。逆にこれは、建て替えをしないで何とか長寿命化をしていこうと考えてのアンケートだと。私からすると後ろ向きな行動にしか見えません。こういうことは、正直、高山を愛するという子どもたちになってくださいというのは難しいんじゃないのかな。明るい未来を見ていくためには、そ

の行動によって移住定住も増える、学生の地元愛も膨らむ、そういうところへつながっていくのではないかなと思っています。

そこで、今までのことは一旦リセットして、前向きに避難所や人が集う、また多目的な施設、公民館という名前じゃなくても、総合村民避難所でもいいです、そういうことを一から検討し直すことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

村の拠点についてお答えします。

本村の生涯学習や文化交流施設の整備充実につきましては、平成22年度を初年度とする第五次高山村総合計画の基本構想において、村民ニーズに対応した公民館や一茶館等の文化施設の在り方について検討を行い、生涯学習や文化の拠点としての機能整備を推進すると示しております。

これを受け、平成22年8月には高山村文化振興懇話会が設置され、以降、懇談会やシンポジウム、セミナー等の会議が開催され、文化施設の在り方について様々な御意見をいただきました。これらの会議で出していただいた御意見・御提言等をまとめ、平成26年度に策定した後期基本計画では、「新たに文化交流ホール、ギャラリー、図書館機能を備えた本村にふさわしい文化・創造・交流・学びを高める文化芸術活動の拠点施設の整備を推進します」とした上で、平成27年度からは高山村文化・交流活動拠点施設整備構想委員会において検討が重ねられ、平成29年3月に答申をいただきました。

村では、この答申を尊重し、同年7月に文化・交流活動拠点施設基本構想を策定し、ブロック懇談会や広報紙、ホームページ等で村民の皆さんにお示しし、御意見を伺ってまいりました。長期にわたり検討を重ね策定された構想案ではありますが、多くの村民の皆さんの御意見をいただく中で、村といたしましては、村民生活に及ぼす様々な影響を十分考慮した上で慎重に検討していくことが必要であるとの判断に至り、基本構想を見直すことといたしました。

そこで、今までのことは一旦リセットして、前向きに避難場所や村民が集う多目的な施設を一から検討し直す必要があるのではないかのお尋ねであります。村ではこれまでの経過を踏まえ、生涯学習、文化交流施設の整備充実について再検討をし、令和2年度を初年度とする第六次高山村総合計画の中で生涯学習、文化交流施設の整備充実について、新たな方向をお示したところであります。

この総合計画の基本構想では、生涯学習や文化活動の拠点となる公民館の図書室やホールなどの機能を充実、推進するとした上で、基本計画では文化交流施設の在り方について議論を深めつつ、生涯学習・文化交流を行う施設の整備充実を図ることとし、具体的な施策として、既存文化施設の充実と有効活用及び文化交流施設の整備検討をしていくこととしております。

したがって、村といたしましては、これまでの経過や総合計画を踏まえ、公民館の長寿命化を図りつつ、ホールや図書室の整備を基本に据えて、文化交流施設の整備検討を進めることとしております。

このため、現在、機械設備の更新や断熱や採光の向上、壁や天井、間仕切りの改修等による施設の機能を充実するとともに、村民の皆さんの居場所づくりも含め、検討案を作成しているところでございます。

これにより、近々、委員会を立ち上げて御検討していただくこととなりますが、今後は年度内に基本計画案を策定し、議会や村民の皆さんからも御意見をお聞きし、早ければ令和5年度の設計の予算化に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 7番 黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

令和5年度に向けてということでお話を伺いました。

ここで再質問しますけれども、できれば村長に答弁をいただきたいと思うんですか、この大きな事業であります、もしこういうことを進めるのであれば、本当に村長のある程度の考えを聞いておかないといけないのかなと思いつつながら、お聞きしているわけですが、やはり費用が非常にかかる拠点づくりということになります。補助金もなかなかない、公民館をどうしようか。でも、今までの公民館と丸々同じことを考えなくてもいいと思っています。近くのところでは、飯綱町の中学校とか、更埴西中とか、そういうところでは中学校の中に図書館を設置したり、また講堂とかも中学校に設置したりという形で分散をしているところもあります。

やはりそういうことも考えていくのが1つであるし、また、長寿命化をやっていった先に、10年、20年たったときに10億もかかってしまったとなった場合に、今15億ぐらいで50年持つほうが、将来の子供たちに借金を残さないというどこかで話があった言葉が浮かんでくるんですね。そんなものも考え、やはり初期に戻って話をまた検討していくという方向も、1つの案だと思いますが、村長、その辺はどうお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 内山村長。

○村長（内山信行）

再質問にお答えしたいと思います。

今の再質問については、先ほどの教育長の答弁に対して、公民館の長寿命化ということに対して、ほかの方法ということも含めてと思いますが、まず私は、村政運営に当たりまして、前回の構想案につきましては、ブロック行政懇談会でいろいろ村民の御意見をちょうだいいたしました。その中で、村民の皆さんからいろいろ御意見をいただき、それを参考の1つとしておるのは確かでありま

す。

そして、村政運営で一番大事なことは、村民のサービスを常に維持あるいは向上させる、このことが1つであると。そしてまたもう1つは、その反面、負担をなるべく抑えると、これが村政運営の大事なことであるというふうに思っております。

そういった観点から、現在、予算化の中でも議員さんからもいろいろ質問いただきましたけれども、やはり大きな建物を造るわけだから、その準備をしておかなければならないことは当然のことです。そして、それに対して当然、今後皆さんに対していろいろ御負担を残すということもありますので、その辺を含めて十分検討してきたつもりです。ただ、ある程度方向性をしっかりと示した中で、村民の皆さんに御意見を伺うという手順も必要ということになりますので、その辺で準備を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

————— 7番 黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

本当にごもつともな御意見であります。ただ、村長が構想を進めているにぎわいの場、これはやはり高山村に来ていただく観光面のことのにぎわいの場であります。でも、私からすると、今高山に住んでいる子どもたち、住民、そういう人たちのにぎわう場所がないというのは、正直、逆に村から流出する子どもたちが多くなるのではないかということが懸念される。逆にそういうことを前向きに、明るく進めていくという思いを、やはり職員の方々も意識していただくことが高山村のためには非常にいいことではないのかなと思っておりますので、そのことも肝に銘じて進めていただきたいということで、よろしく願いいたします。

私からの質問は以上であります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で黒岩清道議員の質問を終わります。

————— 6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

通告に従いまして質問いたします。

1問目は、学校給食における地域食材の利用についてお尋ねします。

学校給食については、日頃より子どもたちの成長や発達に合わせた献立づくりはもとより、季節の食材の利用や郷土食を取り入れるなどの食育の推進にも御尽力いただき、関わってくださっている全ての皆さんに感謝申し上げるところであります。

我が家の子どもたちも給食を楽しみに学校へ行っているのではないかとこのほど毎日、給食がおいしかったという話をします。

新しい学校給食センターは平成28年に完成し、令和元年の記載ですが、村のホームページには、

「学校給食センターでは村内の生産者の方々と連絡を取り合いながら地産地消を進めています」とあります。令和3年3月に策定された第4期高山村健康増進計画の食育推進計画においても、地産地消の状況として、「農業を守る、環境を保護する、食の安全・安心、郷土食の継承など、あらゆる観点から地産地消を推進していくことが重要です」との記載があり、地産地消について積極的に取り組んでいくんだということが感じられました。ですが、今年3月の定例会の予算審査特別委員会の中で、給食センターでの利用されている村内産食材の利用状況をお聞きしましたところ、一時期は多くの村内産食材の利用があったものの、令和に入って減ってきているということを伺いました。

そこで、学校給食における地域産食材の利用についてお尋ねします。

1つ目は、現在までの地域産食材の食材別の利用率とその状況、その推移を教えてください。

2つ目に、学校給食の地域産食材利用を支える上で、生産者の方々とどのようにつながっているのかお聞かせください。

3つ目ですが、第4期高山村健康増進計画の中で、令和元年の時点で学校給食食材供給組織等の数は、村内産で5か所、学校給食での地元産農産物利用率、食材数ベースは6月で18.2%、11月で20.2%となっており、それぞれのその後の目標値は、これの現状維持とされていますが、現状維持をしていくためにどのような方策を行ってきたか教えてください。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

学校給食における地域産食材の利用についてお答えいたします。

本村の学校給食センターにおける地域産食材の提供は、野菜類が平成15年度から、米と牛乳が平成19年度からそれぞれ導入を始め、現在に至っております。

そこで、まず初めに、地域産食材の食材別の利用率とその状況についてのお尋ねでございますが、長野県が毎年6月と11月の2回、学校給食における県産農産物利用状況調査を実施し、総食品数とその総食品数に対して各自治体が献立に利用した地元産食品数が占める割合を算出しております。令和3年6月時点の調査によりますと、6月14日から18日までの5日間における総食品数68食品に対して、村内産食品数12食品で、割合は17.7%となります。また、11月時点の調査によりますと、11月15日から19日までの5日間における総食品数79食品に対して、村内産食品数12食品で、割合は15.2%となっております。

令和元年度と令和3年度の利用率を比較しますと、6月は0.5%、11月は5%と令和3年度の利用率がそれぞれ下がっております。また、11月調査の村内産食品数の内訳ですが、米などの穀類、芋及びでん粉類、果実類、牛乳類の4種類を利用しておりました。

そこで、令和3年度1年間の食材の納入実績を見ますと、キュウリ、アスパラ、かぼちゃ、じゃがいもなど野菜類は11品目で43万6,000円、りんごやぶどうなどの果物は4品目で13万1,000円、米

は5,910kgで196万8,000円、牛乳は10万442本で688万8,000円など、村内産食材の総額は933万7,000円で、給食材料費総額3,134万円の約29.8%を占めております。

本村の場合、村内産の米「風さやか」や村内産の原料を使った牛乳は年間を通じて提供できますが、旬の野菜や果物など時期が限られているのが現状でございます。

次に、生産者とのつながりについてのお尋ねであります。学校給食センターにおきましては、毎年2月に地域食材利用検討会議を開催し、地域食材の生産者の皆様に御出席いただき、前年度の地域食材の利用状況及び次年度の利用計画を共有させていただき、準備をお願いするとともに、数量や品質の確保、利用品目の拡大に向けて意見交換してまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から、令和元年度から3年度にかけて会議を中止させていただいておりますが、地域食材を継続して利用していくため、栄養教諭から生産者の皆様と連絡を取らせていただき、食材の確保に努めているところであります。

そのような状況でありますので、今年度は、生産者の皆様とつながりを図っていくためにも、時期を見て会議を開催し、改めて数量や品質の確保、利用品目の拡大に対する意見交換を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、第4期高山村健康増進計画の目標達成の方策についてのお尋ねでございますが、第4期高山村健康増進計画につきましても、本村における健康増進及び母子保健、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的事項を定めるもので、第4章において食育推進計画を策定しております。

計画の中で、学校給食センターの取組としましては、食育の拠点として食育学習、試作調理品の試食会、研修会などを行うこととしており、安全・安心な食環境づくりにおける指標は、学校給食食材供給組織5か所と、学校給食での地元農産物利用率として、学校給食における県産農産物利用状況調査を活用しております。

目標値としましては、令和元年度時点の数値を維持することとし、そのための方策としましては、生産者の顔が見えるつながりを保つため、地域食材利用検討会議を毎年開催できるよう準備するとともに、将来を見据える中で、新たな組織の発掘のため、村産業振興課との連携を強化し、情報共有をするよう調整しております。

したがって、地域食材の活用は安全で安心な、おいしい給食を提供するほか、生産者の生産意欲の向上や地域経済の活性化にもつながるものと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————— 6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問をお願いします。

地域食材利用検討会議があったり、生産者の方と連携を図ったりする中で、できる限り地産地消に取り組んでいただいていることは分かりました。

例えばなんですけれども、生産者さんがいて、このくらいの量がとれるから、それを学校給食に盛り込んでいくというような形でやっているかと思うんですけれども、そのほかに、学校給食にこれだけの量が必要なので、それを作れる方を募集するというようなやり方、1人でたくさんはつくれないけれども、たくさんの方が少しずつ作るということで量を賄うといったような方法も考えられるのではないかと思います。比較的作りやすいもの、じゃがいも、タマネギ、ニンジンといった通年使うようなものについて、そういったやり方をする事で荒廃農地の活用になったり、多く作れた野菜などの行き先ができる、作る方のやりがいになるということも生まれてくるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再質問にお答えいたします。

ただいま議員お話しいただきました地域食材を学校給食で活用する方法の一つの進め方の部分でございますが、前段の生産者との話し合いの中で、それぞれこのぐらいのものをこのくらいこの時期に欲しいんだというのは、会議の中でお話しをさせていただいているところでございます。広く生産者の方に対してお願いをし、それで納品をしていただくことができないのかというお話でございます。

大量消費、大量生産の給食に関わる量を確保するために、今現在も生産者の皆さんには品質の確保というところにも御留意いただきながら、数の量も確保していただいているところでございます。今のこのぐらいの量をこの品目でこの時期に欲しいんだというのも、広く村民の皆さんにお声かけをし、周知をし、集めていくというのも、地域食材を確保するには大変有効な進め方かなというふうに思っております。反面、品質の確保というところとお1人お1人に納品していただくという部分でのやり取りの手續の中で、少し課題があるのかなというふうに考えております。そういう意味では、生産者の団体の方とのやり取り中では、代表者の方との給食センターの地域食材の会議を行っておりまして、そのコーディネートをする方が実際にいらっしゃいます。

ですので、今のお話をいただいた部分につきましても、そのコーディネート役の方をお願いする中で組織化・仕組みづくりというのができるのかなというところをもう少し研究する必要があるのかなというふうには考えておりますが、一つの方策としては、すごく重要な考え方だなというふうに思っておりますので、今後、参考にさせていただいて、会議等で生かしていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

平成30年9月の定例会において、西原議員からも給食センターの地域食材の利用について一般質問され、その中でも村内の農村物を取り扱う直売所があって、給食センターの地域食材供給のための施設として機能させていくということも検討していただきたいということも言われておりました。私も、直売所は、作る方にとっても、それを買いたい方にとってもあってほしい施設だと思いますし、先ほどから申しております第4期高山村健康増進計画の中でも、現在、村内の直売所は令和2年で7か所となっておりますが、そういうところを介して学校給食への地域食材がまとまってくれば、食品ロスにもつながるのかなというふうに考えます。

学校給食に地域食材が使われるということは、子どもたちに作った方の顔が見える、安心・安全な食を届けられるということに加え、作る方にとってもやりがいになり、高山村の活性化につながっていくと思います。量の問題、納入基準など課題が多くあることも理解はしております。いろんな角度から学校給食における地産地消が推進されるよう御検討いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2問目は、高山村の特産品のPRと販路の拡大についてお尋ねします。

コロナ禍で観光客が減り、なかなか以前のようにイベントや観光誘致などができない中、村内の業者さんたちが大切に作られている高山村の特産品の販売についても、なかなか思うようにいっていない部分があると聞いております。

そんな中、今年は長野市において善光寺御開帳が開催されており、長野市表参道でも毎週末イベントが開かれ、セントラルスクエアでの信州地域の魅力発信コーナーへ本村も、5月28日、29日と出店されたと伺っております。とても暑くて大変だったと聞いておりますが、やはり知ってもらい、見てもらえる機会というのは大事だったなというような感想も伺いました。

また、5月24日には村ホームページに、先週には須坂新聞に、地元根曲がり竹を味わうタケノコ街道ということで、根曲がり竹の収穫シーズンに合わせて、村内にあるタケノコ料理を味わえるお店を広くPRするという内容が掲載されており、村内外に広がって、どのお店にもぎわうことを願うところであります。

コロナによる事業者支援については、支援補助金というような形のものではありますが、在庫としてある商品についての支援、例えば販売する場所や新しい販路を開拓するような支援も必要ではないかと思うところであります。

そこで、高山村の特産品について、今後のPRの方法や販路拡大方法について3点お尋ねします。

1つ目に、コロナ禍での村内業者の特産品の販売状況について、分かっている部分を教えてください。

2つ目、今現在、JAを通して販売される農産物以外の特産物については、村内業者がそれぞれ

商品をそれぞれの販路で販売しているところかと思いますが、村としてそれを後押しするような施策があれば教えてください。

3つ目です。高山村の特産品として農産物から、その加工品や雑貨などに至るまで様々、今現在あると思いますけれども、いろんな業種の方が誰でも関わって、村の人でも、観光客でもふらっと立ち寄って購入できる施設が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

高山村の特産品PRと販路の拡大についてお答えいたします。

本村の基幹産業であります農業は、恵まれた自然条件が卓越した農家の皆さんの栽培技術によって環境保全型農業に取り組み、安全で安心なおいしい高品質な農産物の産地として、市場関係者や消費者から高い評価をいただいております。特にりんごについては「信州高山さわやかりんご」としてブランド化されております。

一方、生食用ぶどうにつきましては、巨峰から、新たに消費者が求めるシャインマスカットやナガノパープル等の新品種への更新に対する助成などを行って生産拡大を図ってまいりましたほか、ワイン用ブドウにつきましては、自然条件に恵まれた品質の高いぶどうの生産地として注目され、村内にある6か所のワイナリーから全国に向けて販売がされるようになり、本村の気候や風土を生かした果樹を中心とする特産品が生産されております。

そこで、まず初めに、コロナ禍における特産品の販売状況についてのお尋ねではありますが、村内生産の中心となるりんごや生食ぶどうにつきましては、JA等の系統販売が中心となり、市場関係者などに安定して販売され、特に生食ぶどうにつきましては、ここ数年、高値安定販売が続いている状況にあります。

しかしながら、ワイン用ブドウや醸造されたワインの販売につきましては、コロナ禍の影響で会食の機会が減ったことなどにより、ワインの消費量も減少しているため、出荷量が伸びず、大変厳しい状況が続いているとお聞きしておりますが、生産者の皆さんはインターネットなどを活用してウェブによる飲食会等のイベントを通じPRするなど、販路拡大に向けて努力されております。

また、村内の生産者からは、販路拡大に向けてりんごやぶどう、ブルーベリーなどの生食用を始め、ジャムやジュース、ワイン、フリーズドライ食品のほか、合鴨農法による米の特別栽培米やそばの乾麺、根曲がり竹などを、ふるさと納税の返礼品に提供いただき、その調達費用はコロナ禍においても寄附額の増額とともに、令和2年度では934万4,000円で、前年比50%増、令和3年度では1,096万9,000円で、前年度比較17%の増となっており、年々増加傾向にあります。

一方、村内の小売店や食堂における販売状況などは、コロナ禍の影響によって、前年度と比べ減

収となった事業所に給付する令和3年度の事業継続給付金の給付状況から見ましても、村内67事業所が給付を受けていることから、大変厳しいものがあると思っております。

また、JAの高山共撰所に開設されている直売所については、観光客の増加が見込めない中で、令和3年度からりんごの販売単価の見直しをするとともに、ぶどうの販売も取り扱うようになり、電話やネットによる販売促進の強化を図りながら、販路拡大と収益の向上に努力されているとお聞きしておりますので、よろしく申し上げます。

次に、JA系統以外の特産品に対する支援策についてであります。先ほども申し上げましたとおり、村の特産品はふるさと納税などの返礼品に提供していただいておりますが、中でも好評なりんごを始め、加工品の品数や量の確保が課題となっておりますことから、生産者や販売店などの事業者と協議を重ね、協力していただけるよう呼びかけてまいりたいと考えております。

また、松本議員のご質問にお答えいたしました。村におきましては独自の特産品の開発や既存の商品の改良、さらには販売促進につながるPR活動などを支援する「特産品開発支援事業」や「創業等支援事業補助金」のほか、「ふるさと投資活用型地域産業支援事業補助金」や「高山村農業6次産業化推進事業補助金」などを特産品の開発や経営強化のために活用していただきたいと思っております。

さらには、今定例会において補正予算を計上させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した地域の交流人口の回復や宿泊者の増加などを図るために、観光客の誘致活動を目的とした「観光客誘致支援事業補助金」により、ワインやジビエなどの特産品を味わうイベントなどに支援してまいりますほか、議員お話しがありました善光寺の御開帳に合わせて地域の魅力を発信するブースに村内事業者の皆さんにも参加していただくなど、今後も県や近隣市町村が企画するPRイベントに、意欲ある事業者の皆さんや観光協会などと連携を図りながら特産品のPRとともに、販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、村内外の皆さんが気軽に立ち寄って特産品を購入できる施設が必要ではないかとお尋ねですが、りんごの共撰所につきましては、農協の生産部会が中心となって収穫したりんごなどの生食用やジャム、ジュースなどの加工品を中心に、収穫期に合わせて直売所を開設しておりますが、その他の米やそば、雑貨などは販売されておられません。このため、村内には気軽に立ち寄れるサロンや喫茶としてお茶なども提供していただき、会話が楽しめる商店があり、そこには生鮮食品や生活雑貨のほか、旬の農産物や村の特産品などもそろえておりますことから、今後、このような施設が村内に増えていくことで明るい村づくりとともに、観光で訪れる皆さんの特産品のPRや販売促進にもつながるものと思っております。

したがって、今後も村では商店などの創業に対する取組に支援してまいりますとともに、にぎわいの場構想の中で村内の既存施設を巡り村内に滞在していただく仕組みづくりも含め、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問をお願いします。

ふるさと納税やイベント支援など、どんどんやっていただきたいなというふうに思いますけれども、今年の春、天候にも恵まれて高山の桜は長い期間楽しむことができました。今年も桜まつりは中止ということでしたが、案内板があって、桜を見ることはできるということで、高山村の桜は見事だとたくさんの方が本村を訪れ、SNSでも毎日のように高山村の桜の投稿を目にするほどでした。

そんなたくさんの方が訪れていただいている中で、コロナ禍、おまつりの中止ということで、もちろんその場で食べたり飲んだりということができないということはもちろんですが、せめて特産品の販売をそこで行って、お土産に買っていただくとか、売っているお店をまとめたリーフレットを配布するなど、特産品の販売促進に対してできることはあるように感じました。

梅雨の時期を越えれば夏が来て、雷滝や山田牧場にお越しになる方が増えますし、秋になれば松川溪谷もにぎわいます。よく、高山村では景色を楽しんで、お土産は小布施で買うなんてことを聞きますが、何でもったいないのだろうといつも思っております。高山村の季節に合わせて高山村の特産品を買ってもらえる取組み、仕組みが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（西原澄夫議員）

—————小淵産業振興課長。

○産業振興課長（小淵義彦）

再質問についてお答えをします。

今おっしゃられるように、村のせっかくイベントとしまして、春先の桜まつりというようなことで企画させていただきながら、地域の皆さんの御協力によってそのイベントを盛り上げていただくというようなことで毎年継続してきたわけですが、やはりこういったコロナ禍において難しさがあるということで、縮小もしながら、見ていただくだけというような状況の中でございまして、本当に忍びないような感じはするところでございます。

議員おっしゃられるように、パンフレットでありましたり、特産品のPRというようなことで、それぞれ地元では、おのこの形で御努力いただいてPRいただきながら、それぞれの特徴を生かしてやっていただいたところでございますが、やはりSNSという新しい技術によってPRする場もあるんですけれども、こういったイベントに関しましては、パンフレットとか、特産品の今回制作しましたようなパンフレット等も置きながら、これからの中でも生かしていきたいと考えておりますが、これまでもスタンプラリーとか、そういうことを通じながら、その場所には観光パンフも置きながら特産品のPRもさせていただいたというようなこともあるわけですが、今回の中では、

そういった部分も控えた部分もあるかと思えます。

しかしながら、これからの中ではございますが、積極的にこれからはこういう場をうまく利用しながら、地域の皆さんの御協力をいただいて、このイベントをする場所にPRできるようなこともつなげていきたいと、またできるようにお願いをしまいたいと、こんなふうに考えております。

そういう中でございますが、この特産品につきましては、まだまだ村の中でも何か作っていただくことは可能ではないかなと考えておりますので、村の支援策をうまく利用していただきながら、また広めていただくなどして、お互いの情報交換を取っていただきながら、事業者の皆さん、また、これから起業したい皆さんにとって、よりよい形の中の支援ができるように、また検討したり研究してまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

数年前に特産品コンテストの中で優勝しました商品、今年、商品化しまして販売にこぎつけたということで、そういうのもありますし、そのほかにもいろんなものが特産品として高山村はあるかと思えます。令和3年1月に発行した議会報の134号で、移住された皆さんに聞きましたというインタビューの中で答えていただいた方が、村への要望の中で、やはり同じように常設のマルシェまた道の駅のような施設を造っていただければ、もっと活気が出るのかなと思えますと答えていただいています。

先ほども言いましたが、この村にはとてもすばらしい特産品がたくさんあり、それぞれの生産者さんが生産から販売までを頑張っていると思います。ですが、村内の人もどこへ行けば買えるのか分からないといったような声もよくお聞きします。施設を今すぐにとというのはなかなか現実的ではありませんけれども、村内の人も、村外から村を訪れてくださる方にも、そしてこのウィズコロナの中で遠くから来られない方にも高山村の特産品を知って手に取っていただける、購入していただける仕組みを考えてほしいことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で高井央葉議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでございました。

午後2時08分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月8日

高山村議会議長 西原 澄夫

署名議員 勝山 正弘

署名議員 滝澤 聖

署名議員 梨本 進

令和4年第3回高山村議会6月定例会会議録（第4号）

令和4年6月10日（金曜日）

議 事 日 程

- 日程第1 議案第28号 村税条例等の一部を改正する条例
日程第2 議案第29号 高山村手数料条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第30号 高山村営住宅等管理条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第31号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第32号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第33号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第34号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書
日程第9 陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書
追加日程第1 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
追加日程第2 発議第4号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書
日程第10 閉会中の継続調査の申出について
日程第11 議員派遣について

本日の会議に付議した事件

- 1 議案第28号～議案第34号
- 2 陳情第1号、陳情第2号
- 3 発議第3号、発議第4号
- 4 閉会中の継続調査の申出について
- 5 議員派遣

出 席 議 員（12名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 久保田 雄 吉 議員 | 2番 勝 山 正 弘 議員 |
| 3番 滝 澤 聖 議員 | 4番 梨 本 進 議員 |
| 5番 沖 島 祥 介 議員 | 6番 高 井 央 葉 議員 |
| 7番 黒 岩 清 道 議員 | 8番 湯 本 辰 雄 議員 |

9番 松本 茂 議員

10番 山 寄 秀 治 議員

11番 柴 田 弘 男 議員

12番 西 原 澄 夫 議員

欠 席 議 員 (なし)

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行

副 村 長 藤 沢 敏 和

教 育 長 山 岸 深 志

総 務 課 長 宮 川 裕 明

住民税務課長
(会計管理者) 西 原 一 美

健康福祉課長 堀 一 生

産業振興課長 小 淵 義 彦

建設水道課長
(定住支援室長) 荒 井 孝 浩

教 育 次 長
(人権推進室長) 山 崎 久 志

事務局出席職員

事 務 局 長 山 寄 賢 一

書 記 槇 田 和 子

午後1時30分 開 議

○議 長 (西原澄夫議員)

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第1 議案第28号

}

日程第7 議案第34号

○議 長 (西原澄夫議員)

日程第1 議案第28号 村税条例等の一部を改正する条例から日程第7 議案第34号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)までの7件を一括議題とします。

議案第28号から議案第29号について、委員長の報告を求めます。

—————黒岩総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(黒岩清道議員)

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、議案第28号と議案

第29号の2件であります。

審査の過程及び結果について報告いたします。

委員会は、去る6月8日午後2時31分より、委員全員の出席の下、所管の職員の出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査いたしました。

議案第28号 村税条例等の一部を改正する条例、議案第29号 高山村手数料条例の一部を改正する条例は、特段質疑がなく、討論を省略し、採決の結果、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会に付託されました案件2件についての審査の経過及び結果の報告をいたします。

議員各位におかれましては、適切な判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

議案第30号について、委員長の報告を求めます。

—————高井福祉産建常任委員長。

○福祉産建常任委員長（高井央葉議員）

ただいま議題となっております福祉産建常任委員会に付託されました議案は1件です。

委員会は、6月8日午後3時15分より、委員全員出席の下、所管の職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の経過及び結果について報告します。

議案第30号 高山村営住宅等管理条例の一部を改正する条例については、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、福祉産建常任委員会に付託されました議案1件の審査の経過及びその結果の報告とします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

これから議案第28号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第28号 村税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第29号 高山村手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第30号 高山村営住宅等管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第31号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

————— 8番 湯本辰雄議員。

○8番(湯本辰雄議員)

ただいま議題になっております議案第31号 令和4年度一般会計補正予算(第1号)について質問いたします。

議案書23ページの災害対策一般経費の中で、指定避難所ネットワーク構築工事請負費800万円というふうに記載されております。これにはW i - F i 環境も整えるということになるのでしょうか。

もう一つ、これで、村内に何か所の避難所にネットワークが構築されるのかということもお願いします。

○議長(西原澄夫議員)

————— 宮川総務課長。

○総務課長(宮川裕明)

ただいまの御質問にお答えいたします。

W i - F i 環境を整えることができるのかとの御質問でございますけれども、今回の指定避難所ネットワーク構築工事は、村内の主要避難施設であります小中の体育館を始め、高井トレセン、北部トレセン、ふるさとセンター体育館の5か所で、自治体業務専用のL G W A N回線を接続することで、住民基本台帳情報などが取得でき、避難者名簿等を早期に作成するなど避難所運営に必要な業務のデジタル化を図ることで、コロナ禍における分散避難に対応するための実施させていただくものでございます。したがって、今回の工事ではW i - F i 環境の整備は含まれておりません。

なお、現在、小中の体育館には既にW i - F i 環境が整備されておりますので、残りの3施設に

つきましては、今後、設置の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西原澄夫議員）

ほかに質疑はありませんか。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、3点質疑します。

15ページ、物価高騰対策支援金給付事業についてです。

今回、物価高騰対策として、村民1人当たり2万円の配付をされるということになりますが、この2万円と設定された理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

そして、支給について、家族が多い場合などについては、世帯主に支給されるのかどうか。そして、この支給時期はいつ頃を予定されているのか、お願いします。

この物価高騰対策支援金給付事業の財源として、国の交付金とともに財政調整基金を約1億円取り崩して充当されることになっています。私は、もともと基金について、ため込み過ぎ的ではなくて有効に活用したほうが良いということをお前から申し上げてきておりますので、この財政調整基金を取り崩すことについて異論はありません。村として、この財政調整基金を取り崩してこの事業に当たることを決意されたその理由について、お願いしたいと思います。

次に21ページ、新型コロナウイルス感染症地域経済対策事業についてですが、4,000万円予算化ということですか。この、対策事業の対象時期はいつからいつまでとするのか。そして、年間売上額と売上減少率で給付金が異なってくると思いますが、その内容について具体的に説明をされたい。

以上。

それから、23ページ、にぎわいの場創出事業で165万円、計画調査委託料が組まれています。どのような業者に委託する予定なのか、お願いをしたいと思います。そして、この調査委託をするに当たって、おおよその予算規模、そのようなものを提示して行うのかどうか、その点、お願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

それでは、まず最初に、15ページの物価高騰等対策支援金給付事業についてお答えさせていただきます。

まず、1人2万円とした理由につきましては、国では、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者への支援ということで、今回、高山村に4,305万1,000円の交付金が交付されることとなりまして、村では当初、18歳以下のお子さんを持つ世帯2,253名と65歳以上の高齢者だけの世帯

1,109名の合わせて3,362名の皆さんに対しまして、村の一般財源2,400万円を交付金に加えて、1人2万円を給付させていただくことと考えておりました。しかしながら、今回の物価の高騰は、全国消費者物価指数によりますと、今年4月時点で前年同月比2.1%と7年ぶりの伸び率となっております。賃金が増えない中で家計に与える影響は全世帯に及んでいると思われまことに、村では、財政調整基金を取り崩して、全村民に対し一律1人2万円を給付させていただくこととしたものでございます。

次に、支給は世帯主に行うのかという御質問でございますけれども、今回の給付金は住民1人につき2万円を給付させていただきますが、1人1人に給付する場合、事務手続上大変煩雑になりまして、早期に給付することが難しい状況となりますことから、世帯主を代表といたしまして世帯主口座に給付させていただきたいと考えております。

次に、支給時期についてでございますけれども、支給時期につきましては、今後、(株)電算とシステム改修等の契約をさせていただきまして、システムの整備をした上で、7月中には各世帯へ請求書の用紙を送付させていただき、早ければ8月中から給付を開始させていただきたいと考えております。

次に、財源として財調を充当した理由についてでありますけれども、今回の財源として、財政調整基金からの繰入金9,841万8,000円を計上させていただいておりますが、取崩し後も基金残高等を勘案する中で、この金額を決定させていただいたものでございます。1人につき2万円を給付するということで6,700人分1億3,400万円の給付費と事務費331万5,000円を合わせて1億3,731万5,000円、国の交付金4,305万1,000円のうち3,305万1,000円を充当させていただきまして、残りは財政調整基金の取崩し金等の一般財源を充てさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

次に、予算書の21ページの関係でございますが、新型コロナウイルス感染症地域経済対策事業の事業継続給付金4,000万円の具体的と申しますか、その中の説明となります。

この事業の給付金につきましては、コロナ禍によりまして経営に影響を受けた個人や法人の事業者の皆様の売上げが減少したことなどによりまして、給付するものでございます。令和3年7月に発行いたしました村広報紙において、令和3年度に実施いたしました事業継続給付金交付事業の給付対象者や交付基準を掲載しておりますが、令和4年度におきましても、令和3年度と同等の交付基準を考えておりますのでお願いします。

次に、交付金の対象時期でございますが、昨年度と比べまして、令和2年度分を追加しまして、過去3年間の平成30年から令和2年のいずれかの年の高い売上高と比較いたしまして、令和3年度

の売上げが10%減少する場合に、減少率に応じまして2万円から200万円を交付するものでございます。

さらに、今年度新たに原油価格・物価高騰等総合研究対策対応分といたしまして、売上高の減少率に応じ2万円から50万円を交付するもので、売上高の減少分の交付と合わせますと、4万円から250万円の交付を考えておりますので、お願いいたします。

次に、予算書23ページの関係でございますが、にぎわいの場創出事業の計画調査委託料165万円を補正させていただいているところでございます。どのような業者に委託するのかということのお尋ねでございますが、企画・調査・計画・設計など総合建設コンサルタントといたしまして計画調査を委託できる業者を考えております。

次に、委託する際のおよその予算規模の提示でございますが、現段階においては、全体事業費の予算規模と申しますか、そういうことは想定してございませんが、この計画調査委託料の中で、予算規模を含む整備の方向性などを考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第31号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第32号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第33号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第34号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 陳情第1号

）

日程第9 陳情第2号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第8 陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書から日程第9 陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書までの2件を一括議題とします。

陳情第1号及び陳情第2号について、委員長の報告を求めます。

—————黒岩総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩清道議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、陳情第1号と陳情第2号の2件であります。

審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、去る6月8日午後2時53分より委員全員の出席の下、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査をいたしました。

陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書並び

に陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の採択を求める陳情書についての2件については、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、陳情第1号は賛成多数並びに陳情第2号は全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件についての審査経過及び結果の報告をいたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから陳情第1号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

この陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第2号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

この陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時55分 休 憩

午後1時58分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま梨本 進議員外2名から発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしとみとめます。

発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第3号

○議 長（西原澄夫議員）

追加日程第1 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

———書記 榎田和子さん。

○書 記（榎田和子）

＝発議第3号朗読＝

令和4年6月10日

高山村議会議長 西原澄夫様

提出者 高山村議会議員 梨本進

賛成者 高山村議会議員 湯本辰雄

久保田雄吉

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

一昨年3月には、新型コロナウイルス感染症対策として全国で一斉臨時休業が行われ、昨年度以降も、休業が延長された学校、分散登校を行う学校、学級閉鎖を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

高山村議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

○議長（西原澄夫議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

————— 4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

ただいま議題になっております発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな成果、役割を果たしてきました。

しかし、政府は、国の財政状況や三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合について2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。

財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差が拡大する懸念があります。未来を担う子どもたちの教育条件に、地域によって格差を生じさせてはなりません。

本意見書は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上及び地方財政の安定を図るため、必要不可欠な国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元するよう要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから発議第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま沖島祥介議員外2名から発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

発議第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第4号

○議長(西原澄夫議員)

追加日程第2 発議第4号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

———書記 榎田和子さん。

○書記(榎田和子)

＝発議第4号朗読＝

令和4年6月10日

高山村議会議長 西原澄夫様

提出者 高山村議会議員 沖島祥介

賛成者 高山村議会議員 湯本辰雄

久保田雄吉

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書（案）

昨年度から5年計画で小学校での35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。

「新たな生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。一昨年3月には、新型コロナウイルス感染症対策として全国で一斉臨時休業が行われ、昨年度以降も、休業が延長された学校、分散登校を行う学校、学級閉鎖を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

高山村議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

○議長（西原澄夫議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

ただいま議題となっております発議第4号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

昨年度から、5年計画で小学校での35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであります。

しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。「新たな生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。

一昨年3月には、新型コロナウイルスの感染症対策として、全国で一斉臨時休業が行われ、昨年度以降も休業が延長された学校、分散登校を行う学校、学級閉鎖を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など、不断の努力を続けています。

新学習指導要領への対応や貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積し、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することが困難な状況となっております。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

本意見書は、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう少人数学級推進と教育予算の増額をすること、また、複式学級の学級定員を引き下げることを要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから発議第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第4号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定しました。

日程第10 閉会中の継続調査の申出について

○議長(西原澄夫議員)

日程第10 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管の事務の調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11 議員派遣について

○議 長（西原澄夫議員）

日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議員派遣は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議 長（西原澄夫議員）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第6条の規定によって、これで閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本定例会は、6月2日から本日10日までの9日間の日程で開催されました。承認案件が10件で、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、村税条例の改正が必要になったための条例の専決処分など、令和3年度一般会計補正予算、特別会計補正予算まで、また議案につきましては、国の法令の一部改正に伴い、村条例の一部改正が3件、さらに、物価上昇で困窮する村民に対して1人2万円の現金給付など令和4年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、請願・陳情を議員各位から懸命に御審議され、適正なる議決をいただきました。

一般質問につきましては、11名の議員が登壇されまして、25項目にわたり、当面の課題から国政など多岐にわたっての質問、提言に、理事者並びに役職員から真摯な答弁を賜りました。心より厚く御礼を申し上げます。

今後、前向きな御検討をいただき、村政運営に生かしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、私たちの暮らしを見てみますと、まさに値上げラッシュとも取れる物価上昇が私たちの生

活を直撃しております。生活に欠かせない食料品、日用品、それに電気料金までも。これには、原材料価格の上昇、ロシアによるウクライナ侵攻、そして、急激な円安、世界的な情勢を背景に様々な要因が絡み合っています。この先、物価上昇による暮らしに与える影響は不透明であり計り知れません。

このような状況からも、議会として、住民の暮らしに向き合い、住民が安心した生活が送られるよう、議員一丸となり最大限の努力を傾注してまいり所存でございます。

結びに、理事者を始め、執行機関の皆様、そして、議員各位におかれましては、これから暑さも厳しくなります。どうか、健康には十分留意されまして、さらなる御活躍を期待申し上げます。

議会閉会に当たり、御礼の挨拶とさせていただきます。

この際、村長の発言を許します。

—————内山村長。

○村 長（内山信之）

6月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る6月2日から本日までの9日間にわたり御提案申し上げました全議案を慎重に御審議いただき、それぞれ原案どおり議決を賜りましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

今会期中に議員各位から賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、十分にその意を尊重いたしまして、村政発展のために生かしてまいり所存でありますので、今後とも格別なる御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

中でも、今定例会で御提案いただきました人づくりを含めた職場環境につきましては、適正な業務管理をする上で大変重要なことでもありますので、しっかりと肝に銘じて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本村にとって夏の風物詩となっております「信州高山まつり」につきましては、去る5月25日に実行委員会を開催し、コロナ禍での開催の有無等について慎重に御審議いただきました。

長引く新型コロナウイルスの影響により、過去2か年にわたり中止となり、今年こそは開催できることを念願しておりましたが、このお祭りは村民の皆様総参加の下に開催するものであります。

したがって、関係区長様や各種団体長の皆様で構成する実行委員会では、慎重に御審議いただいた結果、コロナ禍において、「信州高山まつり」の一番の目的である村民総参加による協力は大変難しいとの御意見などが出される中、慎重に御審議いただいた結果、本年度の「信州高山まつり」の開催は中止と決定させていただきましたので、村民の皆様に御報告を申し上げ、御理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻や依然終息が見通せない新型コロナウイルス感染症など、暗いニュースが多い中ではありますが、去る6月7日に、日本の宇宙航空研究開発機構（JAXA）の小惑星探査機「はやぶさ2」が、地球と火星の間を回る小惑星「リュウグウ」から2020年12月に

地球に持ち帰った5.4gの石や砂から、グリシンやアラニンなど生物のたんぱく質をつくるアミノ酸が検出されており、体内でエネルギーを生み出す反応に係る物質も見つかったと報じられています。これらの物質の発見は、38億年前とされる人類の生命誕生につながったのかは不明ですが、今回の「はやぶさ2」の報道は、国民にとって大変大きな夢とロマンのある明るいニュースであったと思っております。

今定例会会期中の6日、長野県を含む関東甲信地方が、昨年より8日早い梅雨入りとなりました。今後は、梅雨前線が活発化するようであれば、大雨や長雨による災害が大変心配であります。急峻な地形の多い本村といたしましては、集中豪雨による土砂災害等に備えて、防災対策に万全を期してまいりたいと思っております。

そうした状況の中ではありますが、長野県が警戒レベルの基準を見直した新型コロナウイルス感染症につきましては、本村でのイベントや行事、そして、冷え込んだ社会経済活動の活性化に向けて、しっかりと取り組んでまいりますので、議員各位並びに村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、梅雨の期間は気温の変化が大きく、また、梅雨明け後は本格的な夏を迎えますことから、議員各位にはくれぐれも健康に御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

○議長（西原澄夫議員）

令和4年第3回高山村議会6月定例会を閉会します。

大変御苦勞様でございました。

午後2時30分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月10日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 勝山正弘

署名議員 滝澤 聖

署名議員 梨本 進